

第九十四條 刑事訴訟法第六十四條第三項ニ依リ廢棄處分ヲ爲シ又ハ同法第六十五條ニ依リ賣却處分ヲ爲ス場合ニ於テハ檢察官ノ指揮ヲ請フヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ其ノ處分ヲ爲シタル後速ニ檢察官ニ報告スヘシ

第九十五條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢察官又ハ他ノ司法警察官若ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ命令又ハ囑託ニ因リ押收ヲ爲シタルトキハ速ニ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ押收物ヲ送付スヘシ

刑事訴訟法第六十四條第二項ニ依リ看守又ハ保管ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告スヘシ

同條第三項ニ依リ廢棄處分ヲ爲サムトキハ其ノ旨命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告シテ指揮又ハ承諾ヲ受テヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ其ノ處分ヲ爲シタル後速ニ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告スヘシ

同法第六十五條ニ依リ賣却處分ヲ爲スノ必要アリト思料シタルトキハ速ニ其ノ旨命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告シテ其ノ處分ニ委スヘシ

第九十六條 第六十九條乃至第七十一條ノ規定ハ本節ノ押收ニ付テ之ヲ準用ス

第九十七條 檢證ノ處分ニ因リ原狀ヲ變更シタルトキハ成ルヘク復シニ復スヘシ

死體ノ解剖、殮葬中ノ開棺、墳墓ノ發掘又ハ貴重品ノ毀壞ヲ必要トスルトキハ檢察官ノ指揮ヲ請フヘシ但シ檢察官ノ命令ニ因リ變死者又ハ變死ノ疑アル死體ヲ檢證スル場合ニ於テ解剖ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

死體ノ解剖、殮葬中ノ開棺又ハ墳墓ヲ發掘スル場合ニ於テハ遺意ヲ失ハサルコトニ注意シ遺族ナキモ近親アルトキハ成ルヘク之ニ通知スヘシ

第九十八條 證人ニハ主トシテ見聞其ノ他虚偽ノ事實ヲ供述セシメ成ルヘク推測ノ事項ヲ供述セシムルコトヲ避テヘシ

第九十九條 證人ヲ被疑者又ハ他ノ證人ト對質セシムルニハ其ノ時機ニ注意シ且兩者間ノ關係ヲ確證シテ適當ナル發問ヲ爲シ眞實ノ供述ヲ爲サシムルコトニ努ムヘシ

第一百條 證人ニ對スル訊問及證人ノ供述ハ即時ニ調書ニ記載スヘシ

第一百一條 證人ヲ過料ニ處シ又ハ賠償ヲ命スヘキ場合ニ於テ其ノ處分ヲ法院ニ請求スルニハ所轄地方法院又ハ其ノ支部ノ檢察官ヲ經由シテ請求書ヲ提出スヘシ

第一百二條 鑑定ニ付死體ノ解剖又ハ貴重品ノ毀壞ヲ必要トシテ之ヲ準用ス

定人ヨリ其ノ許可ヲ求メタルトキハ檢察官ノ指揮ヲ請フヘシ但シ購取其ノ他ノ原因ニ因リ檢察官ノ指揮アル迄其ノ物ヲ保存シ難キトキハ此ノ限ニ在ラス

死體ヲ解剖スル場合ニ於テハ鑑定人ト共ニ禮意ヲ失ハサルコトニ注意シ遺族アルトキハ之ニ通知シ遺族ナキモ近親アルキハ成ルヘク之ニ通知スルノ處置ヲ執ルヘシ

第一百三條 第七十三條乃至第七十六條及第一百一條ノ規定ハ本節ノ鑑定ニ付テ之ヲ準用ス

第五章 令狀ノ執行

第一百四條 令狀執行ノ指揮ハ執行指揮書又ハ令狀ニ指揮者ノ捺印アルヲ以テ其ノ證ト爲ス

第一百五條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ノ指揮ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ若シ其ノ手續遲延スルノ事情アルトキハ其ノ旨執行ノ指揮ヲ爲シタル檢察官其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ニ指定セラレタル者心神喪失ノ狀態ニ在ルトキ又ハ執行ニ因リ著シク健康ヲ害スル虞アルトキハ執行ヲ指揮シタル檢察官其ノ他ノ官署ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ前二項ノ規定ハ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者命令若ハ囑託ニ因リ勾引狀ヲ發シ又ハ命令ニ因リ逮捕狀ヲ發シタル場合ニ之

ヲ準用ス

第一百六條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ハ指揮ヲ受ケタル當該司法警察ノ職ニ在ル者ノミナラス其ノ官署ニ勤務スル他ノ司法警察ノ職ニ在ル者ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第一百七條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ニ指定セラレタル者管轄區域外ニ在ルトキハ其ノ地ヲ管轄スル司法警察官ハ勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ヲ送付シテ執行ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ速ニ其ノ旨命令若ハ囑託ヲ爲シタル官署又ハ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢察官其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

執行ノ求ヲ受ケタル司法警察官ハ所轄檢察官ノ指揮アルタル場合ト同シク執行ノ手續ヲ爲シ之ニ關スル書類ヲ執行ヲ指揮シタル檢察官其ノ他ノ官署ニ差出スヘシ

第一百八條 令狀執行ノ指揮ヲ受ケ二十日ヲ經過シ執行ノ見込ナキトキハ報告書ヲ添ヘ令狀執行ノ指揮ヲ爲シタル檢察官其ノ他ノ官署ニ返戻スヘシ其ノ返戻シタル後犯人ノ所在ヲ發見シタルトキハ直ニ其ノ旨通告スヘシ

逮捕狀執行ノ指揮ヲ受ケ三十日ヲ經過シ執行ノ見込ナキトキハ其ノ事由ヲ具シ之ヲ發シタル官署ニ報告スヘシ

第一百九條 司法警察官命令若ハ囑託ニ因リ發シタル勾引狀又ハ命令ニ因リ發シタル逮捕狀ヲ執行シタルトキハ其ノ原本ヲ命令又

ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ差出スヘシ
司法警察官出頭義務ヲ履行セサル證人ニ對シ自ラ發シタル勾引狀ヲ執行シタルトキハ其ノ原本ヲ調査ト共ニ檢察官ニ送付スヘシ
第一項ノ勾引狀又ハ逮捕狀ヲ執行スルコト能ハサルトキハ之ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ送付スヘシ若シ若シ参考ト爲ルヘキ事項アルトキハ同時ニ報告スヘシ

第百十條 逮捕狀ハ特別ノ指示アルモノノ外其ノ官署ニ保存シ左ノ三種ニ區分シテ之ヲ編纂シ其ノ編官ニ索引ヲ附スヘシ
甲種 其ノ官署部内ニ住所ヲ有スル者
乙種 前號ノ外其ノ州、廳ニ住所ヲ有スル者
丙種 前二號以外ノ者

第百十一條 逮捕狀ノ執行ヲ受ケヘキ者他ノ犯罪ニ因リ逮捕セラレ又ハ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ直ニ之ヲ發シタル官署ニ報告スヘシ但シ死亡ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證スヘキ書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第百十二條 取消ノ通知アリタル逮捕狀ハ速ニ之ヲ發シタル官署ニ返戻スヘシ刑ノ執行ヲ遅レタル者ニ對シ發シタル逮捕狀ニシテ刑ノ時効完成シタルトキ亦同シ

第百十三條 勞務場留置ノ爲メ發シタル逮捕狀ハ罰金又ハ科料ヲ納付スルノ見込アリ且逃走ノ虞ナシト認メタルトキハ一時其ノ執行ヲ見合ハスヘシ
罰金又ハ科料ヲ完納シタルトキハ逮捕狀ハ速ニ之ヲ發シタル官署ニ返戻スヘシ若シ分納ノ申出アリタルトキハ其ノ指揮ヲ請フヘシ

第百十四條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ヲ執行スル場合ニ於テハ成ルヘク適當ノ方法ヲ用キ必要ノ限度ヲ超エテ強制ヲ加ヘス且他人ヲシテ執行ヲ受ケタル者ナルコトヲ覺知セシメサルコトニ注意スヘシ

第百十五條 法院、豫審判官、受命判官又ハ受託判官ノ發シタル押收又ハ搜索ノ命令狀ハ之ヲ受ケタル當該司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノミナラス其ノ官署ニ勤務スル他ノ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テモ之ヲ執行スルコトヲ得法院又ハ豫審判官ノ發シタル檢證又ハ鑑定ノ處分ノ命令狀ニ付亦同シ

第百十六條 命令狀ニ因リ押收、搜索、檢證又ハ鑑定ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ヲ得サル場合ト雖速ニ命令狀ヲ檢察官ヲ經由シテ之ヲ發シタル官署ニ返戻スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ押收、搜索、檢證又ハ鑑定ノ手續ノ願末及參考ト爲ルヘキ事項ヲ調査ニ記載シ命令狀ト共ニ送附スヘシ
第六章 捜査事件ノ處理

第百十七條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者被疑事件ニ付捜査ヲ終ヘタルトキハ捜査ノ端緒如何ヲ問ハス速ニ檢察官ニ送致スヘシ但シ即決スヘキ事件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

被疑事件ヲ檢察官ニ送致スルトキハ意見ヲ付シ且參考ト爲ルヘキ事項ヲ報告スヘシ捜査書類及選擇ヘ又ハ個置シタル物ハ意見書ト共ニ檢察官ニ送付スヘシ

押收又ハ個置シタル物ノ所有者ニ於テ還付ヲ求ムル意ナシト申立ツルトキハ其ノ書面ヲ檢シ之ヲ添付スヘシ

第百十八條 被疑者ノ本籍ニ付テハ戸籍又ハ戸口簿ヲ取リ之ヲ檢察官ニ送致スヘシ若シ照會中ナルトキハ其ノ旨送致書ニ附記スヘシ

第百十九條 被疑者前科アルカ又ハ前科アルヘシト思料スルトキハ其ノ旨送致書ニ附記スヘシ

第百二十條 被疑者逃亡シ單ニ記録ノミヲ送致スルトキハ其ノ寫眞若ハ人相書ヲ添付スヘシ

第百二十一條 輕微ナル犯罪ニシテ起訴スル必要ナシト思料スルトキハ被疑者ヲ釋放シ其ノ旨意見書ニ附記シ單ニ記録ノミヲ送致スヘシ其ノ逃亡又ハ證據薄弱ノ虞ナキトキ亦同シ

第百二十二條 事件送致ノ後其ノ關係書類ヲ追送スルトキハ本件送致ノ月日罪名及被疑者ノ氏名ヲ附記スヘシ

第百二十三條 檢察官ヨリ微罪トシテ豫メ指定シタル事件罪ト爲ラサルコト又ハ犯罪ノ嫌疑ナキコト明ナルニ至リタルトキハ之ヲ檢察官ニ送致スルコトヲ要セス

第百二十四條 犯罪事實極メ輕微ニシテ處罰ノ必要ナキコト明白ナルトキハ事件ヲ檢察官ニ送致セスシテ微罪處分ヲ爲スコトヲ得

微罪處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ檢察官ニ報告スヘシ

第百二十五條 告訴、告發若ハ自首ニ係ル事件又ハ檢察官ノ送致ヲ命シタル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ檢察官ニ送致スヘシ

第百二十六條 被疑事件ノ送致後ト雖常ニ其ノ事件ニ注意シ參考ト爲ルヘキ事項ヲ發見シタルトキハ速ニ檢察官ニ報告スヘシ

第百二十七條 被疑事件法院ノ管轄ニ屬セサルコト明ナルニ至リタルトキハ事件ヲ相當官署ニ送致スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ事件告訴、告發若ハ自首ニ係ルモノナルトキ又ハ第三十三條ニ依リ報告シタルモノナルトキハ速ニ其ノ旨檢察官ニ報告スヘシ
第七章 少年ニ關スル特別
第百二十八條 少年ノ事件ニ付テハ保護教養ヲ主トスルノ精神ヲ以テ事ニ應ルヘシ

第四章 司法警察に關する規程並通條

第二百二十九條 少年ノ被疑者ヲ取調フルニ當リテハ特ニ他人ノ耳目ニ觸レサルコトニ注意スヘシ

第三百十條 少年ノ被疑者ハ他ノ被疑者ト分離シ接觸セシメサルコトニ注意スヘシ

第三百十一條 少年ノ被疑者ハ已ムコトヲ得サル場合ノ外拘束スヘカラス

第三百十二條 少年ヲ逮捕シ又ハ引致スル場合ニ於テハ其ノ方法及強制ヲ加フル限度ニ付特ニ慎重ノ注意ヲ爲スヘシ

第三百十三條 少年ニ對スル被疑事件ニ付テハ犯罪事實輕微ニシテ處罰ノ必要ナシト思料スル場合ト雖後罪處分ヲ爲サシテ事件ヲ檢察官ニ送致スヘシ

第三百十四條 少年ニ對スル刑事事件ハ搜查又ハ豫審ニ關スルモノノミナラス公判ニ付セラレタル事項ト雖特ニ秘密ヲ嚴守スヘシ

第八章 外國人ニ關スル特則

第三百十五條 外國人ニ關シ司法警察ノ職務ヲ行フニ當リテハ國際法及國際上ノ慣例ニ違背セサルコトニ注意スヘシ

第三百十六條 外交官ノ特權ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ特權ヲ害スルノ虞アル行爲ヲ爲ササルコトニ注意スヘシ外交官ノ特權ヲ有スル者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ檢察官ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

ノ必要アリト思料スルトキハ檢察官ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ急速ヲ要スル處分ハ此ノ限ニ在ラス

第四百十三條 帝國ノ領海ニ在ル外國船舶内ノ犯罪ニ付テハ左ノ場合ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フヘシ

- 一 帝國ノ陸上又ハ港内ノ安寧秩序ヲ害スルトキ
- 二 乗組員以外ノ者又ハ帝國臣民ニ關係アルトキ

前項ニ掲タル場合ノ外特ニ搜查ノ必要アリト思料スルトキハ檢察官ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第四百十四條 帝國ノ領海ニ在ル外國船舶ノ航行ノ停止ヲ必要ナリト認ムルトキハ直ニ檢察官ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第四百十五條 外國人口頭ヲ以テ告訴、告發、請求又ハ自首ヲ爲サムトスル場合ニ於テ國語ニ通セサルトキハ成ルヘク通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ作成シタル調書ハ通事ニ依リ之ヲ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘシ

第四百十六條 外國人ヨリ外國語ヲ以テ記載シタル告訴狀、告發狀其ノ他ノ書類ヲ提出シタルトキハ之ヲ受理シタル上成ルヘク譯文ヲ提出セシムヘシ

譯文ニハ譯者ヲシテ其ノ住居及職業ヲ記入シ署名捺印セシムヘシ

第四章 司法警察に關する規程並通條

フヘシ

第三百十七條 大公使ノ居宅、別荘又ハ其ノ宿泊スル場合ニ於テハ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スヘカラス

第三百十八條 重大ナル罪ヲ犯シタル者逃亡シテ前條ニ掲タル場所ニ入りタル場合ニ於テ猶豫スヘカラサルトキハ大公使又ハ之ニ代ルヘキ權限アル者ノ許諾ヲ受ケ搜索ヲ爲スコトヲ得

第三百十九條 重大ナル罪ヲ犯シタル者帝國ノ領海ニ在ル外國軍艦ニ現在スル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ其艦長ニ對シ任意ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第四百十條 外國軍艦ニ屬スル軍人、準軍人其ノ軍艦ヲ離レ帝國内ニ於テ現ニ罪ヲ犯シ猶豫スヘカラサル場合ニ於テハ逮捕ノ處分ヲ爲シタル上速ニ檢察官ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第四百十一條 任命國ノ國民タル帝國駐在ノ外國總領事、領事、副領事、領事事務官及代理領事ニ對スル被疑事件ニ付テハ檢察官ノ指揮アルニ非サレハ急速ヲ要スル處分ト雖之ヲ爲スコトヲ得ス但シ重大ナル罪ヲ犯シ猶豫スヘカラサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百十二條 帝國駐在ノ外國領事官ノ所有又ハ所持スル書類ニシテ職務ニ關係アルモノハ之ヲ檢閲シ又ハ差押フルコトヲ得ス前項ノ領事官ノ事務所又ハ居宅ニ於テ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲ス

第四百十七條 被疑者外國人ナル場合ニ於テハ左ノ事項ヲモ明ニスヘシ

- 一 國籍
- 二 帝國ニ來リタル時期及目的
- 三 本國ヲ去リタル時期
- 四 外國ニ於テノ受刑ノ有無
- 五 家族ノ有無及其ノ住居

第四百十八條 被疑者其ノ他ノ關係者外國人ニシテ國語ニ通セサルトキハ通事ヲ用キテ取調ヲ爲シ其ノ調書ハ通事ニ依リ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ本人其ノ必要トスル事項ヲ記載セムコトヲ求メタルトキハ之ヲ調書ノ末尾ニ記載セシムヘシ

第四百十九條 外國人ノ國籍、氏名、年齢、職業其ノ他犯罪事件ニ關シ取調ノ必要アルトキハ帝國駐在ノ外國領事官ニ照會スルコトヲ得

領事館所在地以外ノ司法警察官ハ其ノ所在地ノ司法警察官ニ前項ノ照會ヲ囑託スルコトヲ得

第五百十條 帝國ニ在ル外國官公署及帝國港内碇泊ノ外國軍艦艦長ニ照會ヲ要スル事項アルトキハ其ノ管所轄檢察官ニ申出ツヘシ

第五百一十一條 外國ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ知得タル事實ニシテ本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立タルトキ又ハ外國人其ノ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立タルトキハ供述ヲ爲サシムルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テハ速ニ檢察官ニ報告スヘシ
第五百一十二條 外國人ニ對シテ發スル召喚狀、勾引狀又ハ逮捕狀ニハ成ルヘク譯文ヲ添附スヘシ

第五百一十三條 外國人ニ對シ勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ成ルヘク其ノ國語ニ通スル者ヲシテ之ニ當ラシムヘシ

第五百一十四條 外國人ニ對シ押收調書若ハ押收目録ノ原本若ハ抄本又ハ個體ニ關スル受領書ヲ交付スルトキハ成ルヘク之ニ譯文ヲ添附スヘシ

第五百一十五條 外國艦船乗組員ノ逮捕、留置又ハ逃亡犯罪人ニ關シ檢察官ノ指揮ニ因リ取扱ヒタル事項ニ付テハ速ニ檢察官ニ報告スヘシ

第五百一十六條 逃亡犯罪人引渡條例ニ依リ檢察官ノ發シタル逮捕狀、假逮捕狀ヲ執行スルニ當リ本人ノ携帯品ヲ差押ヘタルトキハ其ノ目録ヲ作り本人ト共ニ檢察官ニ引渡スヘシ

符ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 司法警察職務規程第三十三條ニ依ル重要事件認知ノ報告ニハ罪名、發覺原因、捜査ノ程度、檢察官ニ對スル要求事項及犯罪事實ノ概要ヲ記載シ勾取ニ係ルモノハ其官氏名ノ頭部ニ朱記スヘシ(書式第一號)

第六條 前條ノ報告ヲ爲シタル後犯人ヲ逮捕シ又ハ犯人ノ誰タルコトヲ知リタルトキ若ハ捜査ノ進行ヲ要セザルモノト思料シタルトキハ速ニ所轄檢察官ニ報告スヘシ

第七條 司法警察職務規程第三十三條第一號既決又ハ未決ノ囚人逃走シタル場合ノ報告ハ其ノ離送途中ニ係ルモノハ發送地及最後ニ送付ヲ受テヘキ地ノ檢察官ニモ即報スヘシ

前項ノ逃走者ヲ逮捕シタルトキ亦同シ
第八條 被疑者又ハ關係人警察官署ニ於テ死亡シタルトキハ速ニ其ノ死因等ヲ所轄檢察官ニ報告スヘシ

第九條 司法警察職務規程第四十九條ニ依ル變死者發見ノ報告ニハ變死者又ハ變死ノ疑ヒアルモノノ住所氏名、男女ノ別、年齢又ハ是等ノ事項ニ付テハ推測、届出人及發見者住所氏名、及發見ノ日時、場所、若急遽捜査ヲ爲シタルトキハ其ノ捜査ノ程度ヲ報告スヘシ(書面ニ依ル場合ハ書式第二號)

第十條 司法警察職務規程第四十九條第三項檢察官ノ命令ニ依ル

第四章 司法警察に關する通則並通則

附 則

本令ノ施行ニ關シ必要ナル手續ハ高等法院檢察官長ノ定ムル所ニ依ル

第五 司法警察職務規程の發布

前記職務規程の附則に依り大正十三年二月高檢發第七〇三號を以て高等法院檢察官長は次の如き司法警察職務規程を發布して司法警察官職務取扱の完璧を期しする處があつた。

司法警察職務規程

第一章

第一條 書類ヲ受理シタルトキハ受理ノ年月日ヲ記入スヘシ
電話ニテ受理シタル事項ハ即時之ヲ録取シ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條 書類ハ薄テ半紙製紙ヲ使用シ被疑者其ノ他關係人ヨリ差出ス書類モ成ルヘク半紙ヲ使用セシムヘシ

第三條 被疑者ノ年齢ハ何年何月何日生又ハ何歳何月何日生ト記載スヘシ

第四條 司法警察事務ニ關スル電文符號及機密ニ關スル電信符號

變死者ノ檢視ハ書式第三號ニ依ルヘシ

第十一條 口頭ニテ告訴、告發又ハ自首ヲ爲スモノアルトキハ書式第四號ニ依リ調書ヲ作成スヘシ告訴、告發又ハ自首ニ付キ變死、補正、取消ヲ爲ストキハ書面ヲ差出シメ若クハ書式第五號ニ依リ調書ヲ作成スヘシ

第十二條 強姦盜ノ訴ヲ受ケタルトキハ被疑者ノ有無、見積被害價格、被害物件ノ所在、遺留品ノ有無、戸籍及履越損壞ノ狀況兇器携帯ノ有無ヲ被害届又ハ告訴狀ニ記載セシムヘシ

被害者口頭ヲ以テ被害ノ事實ヲ申告シタルトキハ其屆書ヲ作成スヘシ(書式第六號)
前二項ノ訴ヲ受ケタルトキハ成ルヘク其ノ犯所ニ臨ミ盜難實況見分書(書式第七號)ヲ作成スヘシ

第十三條 傷害ノ訴ヲ受ケタルトキハ被害ノ程度ヲ明確ニスル爲メ成ヘク醫師ノ診斷書ヲ差出サシムヘシ

第十四條 被疑者其ノ他關係人ノ呼出ハ書面又ハ口頭其ノ他便宜ノ方法ヲ以テ出頭スヘキ日時、場所ヲ通知スヘシ

第十五條 通常捜査手續ニ依ル被疑者其他關係人ノ陳述ニ付テハ書式第九號ニ依ル聽取書ヲ作製スヘシ
但シ必要アル場合ハ問答體ト爲スコトヲ得

第十六條 證人、關係人ヲ取調フル場合ニハ聽取書ニ其ノ氏名、

第四章 司法警察に關する規程並通牒

年勤、職業、住居及刑事訴訟法第八十六條第二項第一項

第六號ノ事項ヲ調査シ明瞭ナラシムヘシ

鑑定、通事、翻譯ヲ其ノ職務ヲ有スル者以外ニ爲サシムル場合

ハ前項ノ調査事項及鑑定通牒スヘキ事項ヲ聽取書ニ記載スヘシ

第十七條 證據物ヲ領置シタルトキハ作成スヘキ領置書ハ書式第

十號ニ依ル

第十八條 證據物又ハ沒收スヘキ物件ヲ領置シタル場合ニ於テ現

品ヲ裁判上證據トシテ示ス必要アリト思料スル物竊取ノ成アル

トキハ其ノ物質ノ形狀色彩等ヲ詳記シタル見分書ヲ作り有價物

ナルトキハ公賣シ其ノ旨領置書備考欄ニ附記シ賣得金ハ檢察局

ヘ送付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ無價物ナルトキハ見分書ニ廢棄ノ旨ヲ記載ス

ヘシ

前二項ノ場合見分書ニテ説明シ能ハサル物件ナルトキハ撮影シ

タルモノヲ添付スヘシ

第十九條 運搬又ハ保管ニ不便ナル領置物ニ付テハ看守者ヲ置キ

又ハ所有者其ノ他ノ者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

危險ヲ生スル虞アル領置物ハ承諾ヲ得テ之ヲ廢棄スルコトヲ得

但シ現品ヲ裁判上證據トシテ示ス必要アリト思料スル物ナルト

キハ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十條 司法警察職務規程第七十二條ノ實況見分書ノ様式ハ第

八號書式ニ依ル

第二十一條 殺傷ニ關スル犯罪ノ實況ヲ見分シタルトキハ人體圖

ヲ作製シ創傷ノ部位加害ノ程度兇器ノ種類及推定シ得ヘキ模様

ヲ記載シ且必要アルトキハ醫師ヲシテ凡ソ左記事項ニ付檢案書

ヲ差出サシムヘシ

一 各創傷ノ狀態

二 創傷ノ自爲他爲ノ區別加害ノ方法

三 兇器ノ種類體積

四 疾病休業及治療ニ要スル期間並ニ機能障害ノ有無

五 致死ノ原因

第二十二條 放火、失火ニ關スル犯罪ノ實況見分書ニハ現場及附

近ノ家屋建造物ノ位置距離方向風位等ヲ見ルヘキ圖面ヲ作り説

明ヲ附シ凡ソ左記事項ヲ明確ナラシムヘシ

一 放火失火ノ場所ト接近家屋建造物トノ距離

二 燒燬及延燒ノ家屋建造物ノ構造種類

三 燒燬及延燒ノ程度並ニ被害價格

四 燒燬及延燒シタル場所ハ現ニ人ノ住居ニ使用シ又人ノ現在

シタルモノナルヤ否

五 燒燬シタル家屋建造物ノ所有者住所氏名

第二十三條 前二條ノ場合ニ於テ時宜ニ依リ死體及現場並ニ附近

ノ狀況ヲ撮影スヘシ

第二十四條 司法警察職務規程第八十二條ノ逮捕調書ハ書式第十

一號ニ依リ同條第二項ノ逮捕調書式第十二號ニ依リ作成スヘ

シ

第二十五條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者カ獨立ノ職權ニ依

リ發スル勾引狀ハ書式第十三號ニ依ルヘシ

第二十六條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者命令又ハ囑託ニ因

リ發スル勾引狀ハ書式第十四號ノ様式ニ依ルヘシ

第二十七條 被疑者ニ對シテハ召喚狀ヲ發スルコトヲ得ス

被疑者ヲ留置スルコトヲ得ル場合ニ於テ其ノ留置ノ期間ハ被疑

者ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取り又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者

ヲ受取りタル日ヨリ起算シ七日ヲ超ユヘカラス期間ノ末日カ

日曜又ハ一般ノ休日ニ當ル場合ト強モ期間ニ算入ス

第二十八條 證人、鑑定人、通事、翻譯人ヲ召喚スルコトヲ得ル

場合ニ於テハ書式第十五號第十六號ノ召喚狀ヲ發スヘシ

召喚狀ヲ發シタル場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ送達セシメ書

式第十七號送達證書ヲ作成シ又ハ民事訴訟法ノ規定ニ依リ郵便

送達(書式第十八號)ヲ爲サシムヘシ

第二十九條 被疑者訊問、押收、捜索、檢證、證人、訊問、鑑定

第四章 司法警察に關する規程並通牒

通事、翻譯人ノ訊問ニ付テハ書式第十九號、第二十號

第二十一號、第二十二號、第二十三號ニ依リ調書ヲ作成スヘシ

二回以上ノ訊問ヲ爲ス場合ハ調書ノ冒頭ニ何某第何回調書ト記

載シ氏名ヲ問フヲ以テ始マル訊問ヲ爲スニ付司法警察吏ヲ立會

ハシメタル場合ニ於テハ之ヲシテ通牒ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十條 司法警察官ハ又司法警察吏ノ職務ヲ行フヘキコトヲ指

命セラレタル者其ノ職務上作成スル書類ニハ「司法警察官(司

法警察吏)ノ職務ヲ行フ何處勤務何官何某」ト記載スヘシ

指命セラレタル司法警察吏カ立會人トシテ署名スル場合亦同シ

第三十一條 證人ニ對スル勾引狀ハ書式第二十四號ニ依ルヘシ

司法警察官ノ發スル逮捕狀ハ書式第二十五號ニ依ルヘシ

第三十二條 事件ヲ檢察官ニ送致スルニハ訴訟記録ニ送致書、記

録目錄、證據物件總目錄、意見書ヲ添付シ書類ハ受理又ハ作成

ノ順序ニ依リ編綴シ每葉ニ丁數ヲ付スヘシ(書式第二十六號、

第二十七號、第二十八號、第二十九號)

左記ノ事由ニ依リ不起訴トナルコト明ナル事件ニ付テハ意見書

ヲ作ラス事件送致書備考欄ニ其ノ意見書旨ヲ記スルヲ以テ足ル

一 親告罪ニ付告訴ノ取消アリタルトキ

二 被疑者死亡シタルトキ

三 時效完成シタルトキ

四 十四歳未満者ノ犯罪ナルトキ
第三十三條 記録ヲ編纂スルニハ左ノ順序ニ依ルヘシ

一 送致書

二 記録目録

三 證據物件總目錄

四 意見書

五 訴訟記録

第三十四條 被疑者ノ捜査ニ著手シタルトキハ素行ヲ調査スヘシ
(書式第三十號)

被疑者所轄外ニ居住スルトキハ居住地ノ司法警察官署ニ前項ノ
調査ヲ囑託スヘシ

第三十五條 被疑者内地人ナルトキハ捜査著手ト同時ニ身元及前
科、起訴記録、起訴中止等ヲ市町村役場及地方裁判所檢察局へ
取調ヲ照會スヘシ(書式第三十一號、第三十二號)

第三十六條 前條ノ場合本島人ナルトキハ前科、起訴記録、起訴
中止等ヲ本居地所轄地方法院支部檢察局へ前條ノ書式第三十二
號ニ依リ照會スヘシ

第三十七條 證據物件ヲ檢察局へ送致スル場合ハ物件毎ニ小紙札
(書式第三十三號)ヲ付シ順次番號及差出人ノ氏名ヲ記入スヘシ
證書及封筒ノ類ト雖モ前項ノ手續ヲ爲シ記録中ニ編纂スルコト

司法警察官ハ前項指定ノ事件ニ因リ被害ノ程度、被疑者ノ性
行、逮捕等ニ鑑ミ其ノ犯情輕重ニシテ處罰スルノ實益ヲ且將
來其ノ行動ヲ觀察スルノ必要ナシト思料シタルトキハ司法警察
職務規程第百二十四條ニ依リ檢察官ニ送致スルコトヲ司法警
察官自ラ被疑者ニ對シ嚴重懲罰ニ將來ヲ圖成シテ之ヲ釋放シ後
罪處分ヲ爲スコトヲ得

告訴、司法警察官ノ部下ニ屬セサル者ノ告發若ハ自首ニ係ル事
件又ハ檢察官ノ送致ヲ命ジタル事件ハ前項ニ拘ラス之ヲ檢察官
ニ送致スヘシ本條ノ罪處分ヲ爲シタルトキハ犯罪事件總ノ處
分ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第四十一條 前條ノ規定ニ依リ罪處分ヲ爲シタル事件ト雖モ被
疑者及關係人ノ聽取書ハ必ス作成シ罪處分ヲ爲シタル理由書
ヲ附スヘシ

第四十二條 罪處分ヲ爲スニ當リテハ被害者ノ宥恕セル場合ノ
外適當ノ方法ヲ講シ成ルヘク損害ヲ賠償セシムヘシ

第四十三條 罪處分ヲ爲シタル事件ノ證據品ハ差出人ニ還付若
クハ賠償ノ上授受等相當處分ヲ爲スヘシ

取調上必要アリト思料シタル物件ハ所有者ノ承諾ヲ得テ相當ノ
處分ヲ爲スヘシ

第四十四條 罪處分ヲ爲シタルトキハ速ニ所轄檢察官ニ報告ス

第四章 司法警察に關する規程並通則

ナク封筒ニ入レ何號ヨリ何號ニ至ル何點何某證據品ナル旨ヲ表
記シ散逸ヲ避ケヘシ

通貨及有價證券及貴重品ノ類ハ取扱ヲ嚴ニシ他ノ物件ト區別シ
別封ト爲シ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十八條 證據物件總目錄ニハ事件全部ニ涉ル物件ヲ領置番號
順ニ記載シ其物件ノ存否及處分ノ事由ヲ明確ナラシムヘシ
品目ハ成ルヘク解シ易キ程度ノ普通名稱ヲ附シ本島特有ノモノ
其ノ名稱ヲ用ヒ語譯ヲ避ケヘシ

第三十九條 意見書ニ記載スヘキ犯罪事實ハ簡明ニ記シ犯罪ノ日
時、場所、被害者ノ住所氏名、被害物件及價格ノ概要ヲ記シ複
雜ニ涉ラサル様注意スヘシ數箇ノ犯罪ハ犯罪日時ノ順序ニ從ヒ
一罪毎ニ項別シテ記載スヘシ

被害者、被疑者多數ナルトキ又ハ事件複雑ナルトキハ一覽表ヲ
作り一目瞭瞭ナラシムヘシ

第四十條 司法警察職務規程第百二十三條ニ依リ司法警察官カ檢
察官ニ送致スルコトヲ要セザラザ罪事件左ノ如シ

- 一 拘留又ハ科料ニ該ル罪
- 二 刑法第二百四條ノ傷害罪及同法第二百八條ノ暴行罪
- 三 三月以下ノ懲役若クハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ノ
刑ニ處スヘキ行政諸規則違反ノ罪

ヘシ(書式第三十四號)

司法警察官ニ於テ調成釋放ヲ爲シタル罪事件記録ハ順次之ヲ
編纂シ目錄ヲ附スヘシ

第四十五條 不勾束、保釋、責付及勾留執行停止中ノ被告人内偵
指揮ヲ受ケタルトキハ其ノ指揮書(書式第三十五號)ヲ編纂シ目
録ニ氏名ヲ記スヘシ

前項ノ指揮ヲ受ケタル後左ノ事情アルコトヲ發見シタル時ハ即
時指揮ヲ爲シタル檢察官ニ報告シ且指揮書ニ其ノ要領ヲ記入ス
ヘシ

- 一 逃走又ハ證據ヲ湮滅シ若ハ其ノ處アルトキ
 - 二 住居ノ制限ニ違反シタルトキ
 - 三 死亡又ハ行方不明トナリタルトキ
 - 四 行方不明者ノ所在ヲ發見シタルトキ又ハ復歸シタルトキ
 - 五 陸海軍ノ軍人軍屬トナリタルトキ
 - 六 其ノ他本人ノ行動ニシテ報告ノ必要アリト思料スルトキ
- 第四十六條 前條ノ内偵指揮アリタル被告人他所轄内ニ轉住シタ
ルトキハ其ノ所轄司法警察官ニ指揮書ヲ轉送シ目錄ニ其ノ旨ヲ
記入シ指揮ヲ爲シタル檢察官ニ其ノ旨報告スヘシ
- 第四十七條 行動内偵指揮ノ取消アリタルトキハ目錄ニ其ノ旨ヲ
記入シ指揮書ヲ編纂ヨリ拔取ルヘシ

第四章 司法警察に關する規程並通則

五九〇

第四十八條 檢察局ヨリ刑執行停止者人名通知書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ其通知書ヲ讀込ミ目錄ニ氏名ヲ記入シ執行停止ノ原因タル事故存続スルヤ否ヤヲ周知ニ觀察スヘシ
前項ノ事故止ミタルトキハ速ニ執行停止ノ通知ヲ發タシル檢察局ニ報告スヘシ

ルニ從ヒ其ノ都度記入ヲ爲スヘシ事件簿ノ様式及記載例ハ書式第三十六號ニ依ルヘシ

第四十九條 刑執行停止者左記事項ニ該當スルトキハ速ニ執行停止ノ通知ヲ發シタル檢察局ニ報告スヘシ
一 住居ヲ轉シタルトキ
二 行衛不明トナリタルトキ
三 死亡シタルトキ
四 行衛不明者ノ所在ヲ發見シタルトキ又ハ復歸シタルトキ
五 刑執行停止ノ原因受胎後百五十日以上ノモノナルトキハ其ノ分曉シタルトキ

第五十二條 犯罪事件簿ニ登錄シタルモノノ中司法警察職務規程第三十三條ノ罪及其ノ他重要ノ犯罪ナリト認メタル事件ニ付テハ最初欄外相當ノ箇所ニ「重要」ノ二字ヲ朱書シ置クヘシ
檢察官ニ送致シ又ハ捜査ノ必要消滅シタル場合ハ備考欄ニ其ノ事由ヲ記シ「既済」ノ二字ヲ欄外相當ノ箇所ニ朱書スヘシ

第五十條 刑ノ執行停止者ニ付觀察報告ヲ爲シタルトキハ其ノ要領ヲ記載シタル書面ヲ通知書ニ添付シ置クヘシ
觀察ノ必要消滅シタルトキハ目錄ニ其ノ旨ヲ記入シ通知書ヲ綴ヨリ拔取ルヘシ

第五十三條 司法警察官ハ巡查ヲシテ起訴猶豫人觀察ヲ爲サシムル爲メ警察官吏派出所ニ其管内ノ起訴猶豫人觀察副簿ヲ備付セシメ之ニ觀察事項ヲ其都度記載セシメ觀察報告書ノ提出ニ代ヘシムルヲ得前項ノ觀察事項ハ司法警察官ノ起訴猶豫人觀察正簿ニ移記スルコトヲ要セス

第二章

第五十一條 司法警察官犯罪ヲ認知シタルトキハ犯人ノ明瞭ト否トニ拘ラス犯罪事件簿ニ登錄シ各欄ニ記載スヘキ事項ノ分明ス

第五十四條 獄舎留置及司法警察職務規程第百十三條ノ勞役場留置ノ爲メ發シタル逮捕狀ハ別ニ之ヲ編綴シ其ノ編首ニ索引ヲ附スヘシ

第五十七條 微罪處分事件ノ記錄ハ微罪處分事件記錄簿トシ索引ヲ附シ順次編綴スヘシ

四 起訴中止事件簿 十五年

第五十八條 司法警察事務ニ關スル諸表ハ司法事務表記錄トシ目錄ヲ付シ編綴スヘシ

五 微罪處分事件記錄簿 七年

第五十九條 檢察局ニ送致シタル事件ニ關スル控又ハ起案書類ハ檢察局送致事件ニ關スル書類トシ目錄ヲ付シ順次編綴スヘシ

六 司法事務雜書類 三年

第六十條 所定ノ簿冊又ハ綴ニ該當セサル書類所定ノ綴ヨリ拔取リタル既済書類ハ司法事務雜類トシ別ニ編綴スヘシ

七 令狀執行簿 三年

第六十一條 司法警察官ハ其ノ事務ニ付所定以外ノ簿冊ヲ作ルコトヲ得ス若シ特別ノ事由ニ依リ別ニ簿冊ヲ作ル必要アルトキハ所轄地方法院檢察官長ノ許可ヲ受クヘシ

八 留置人名簿 三年

第六十二條 所定ノ簿冊ハ一年一冊ト爲スヲ要セス異年一冊使用ノ場合ハ年度ノ區間ヲ明ナラシムヘシ

九 檢察局送致事件ニ關スル書類 三年

第六十三條 簿冊及書類ハ左ノ期間之ヲ保存ス

十 不勾束、保釋、賞付等内偵指揮書類 要用

進行番號アルモノハ一年毎ニ番號ヲ改ムヘシ

十一 逮捕狀簿 要用

簿冊ニ登錄シタル事項ノ照復文書ニハ簿冊名字ヲ冠シタル特殊ノ番號ヲ付シ處理ヲ敏捷ナラシムヘシ

十二 起訴猶豫人觀察簿 要用

第六十三條 簿冊及書類ハ左ノ期間之ヲ保存ス

十三 刑執行停止人名通知書類 要用

一 司法事務例規程 永久

十四 刑ノ執行猶豫者名簿 要用

二 司法事務表記錄 永久

十五 假出獄者名簿 要用

三 犯罪事件簿 十五年

第六十四條 簿冊保存期間ハ規程最終ノ記載又ハ記錄編綴ノ翌月ヨリ起算スヘシ

第六十五條 從前ノ訓令通達ニシテ本規程ニ牴觸スルモノハ總テ之ヲ廢止ス

附 則

第四章 司法警察に關する規程並通則

五九一

書式第一號

(用紙半紙)

何發第 號		大正 年 月 日		官 氏 名 印	
地方法院(支部)檢察官(長)宛		司法警察職務規程第三十三條		號犯罪報告	
罪名	原發 因覺	發見 場所及 發見時ノ 模樣	折目	犯罪報告書	何 應
司法律官(支部)檢察官(長)宛			大正 年 月 日		

書式第二號

(用紙半紙)

變死者發見報告書		大正 年 月 日		官 氏 名 印	
變死者又ハ變死ノ疑ヒアル者		發見日時		發見場所及發見當時ノ模樣	
居出人、發見者住所氏名及月日		折目		變死者發見報告書	
發見日時		大正 年 月 日		司法警察職務規程第四十九條ニ依リ報告候也	
發見場所及發見當時ノ模樣		急速ヲ要スル搜查ヲ爲シタル程度		地方法院(支部)檢察官(長)宛	

書式第三號

(用紙半紙)

變死者檢視處分結果報告書		大正 年 月 日		官 氏 名 印	
變死者又ハ變死ノ疑ヒアル者ノ住所氏名年齢等		檢 査 日 時		檢 査 場 所	
變死者檢視處分報告書		結 果		折目	
大正 年 月 日		大正 年 月 日		地方法院(支部)檢察官(長)宛	

書式第四號

(用紙半紙)

告訴(告發、自首)調書		大正 年 月 日		官 氏 名 印	
本籍、住所、職業		告訴(告發、自首)人 氏 名		某署 官 氏 名	
大正 年 月 日 當署ニ出頭シ何々事件ニ付口頭ヲ以テ告訴(告發、自首)ヲ爲シタルニ付其ノ陳述ヲ錄取スルコト左ノ如シ		折目		何 應	
一 何々		大正 年 月 日		地方法院(支部)檢察官(長)宛	
一 何々		大正 年 月 日		司法警察職務規程第四十九條ニ依リ報告候也	

書式第五號

第四章 司法警察に關する規程並通則

(用紙半紙野紙)

告訴(告發、自首)變更(補正、取消)訓書	
住所	氏名
右者大正 年 月 日當署ニ出頭シ大正 年 月 日告訴(告發、自首)ニ依ル何々事件ニ付口頭ヲ以テ變更(補正、取消)ヲ爲ス旨申出タルニヨリ其ノ陳述ヲ錄取スル左ノ如シ	
一 何々	一 何々
右讀聞セ(閱覽セシメ)タル處相違ナキ旨申立ル(モ自署不能)ニ付署名(本職代書シ)捺印(捺印花押)セシム	
折目	何 應
大正 年 月 日	
告訴(告發、自首)人 氏名	某署 官氏 名
某署 官氏 名	(通譯、官氏 名)

刑訴二七三・七一・七二・五六・五九・七四・一七六條

書式第六號

五九四

(用紙半紙)

被害届(強、竊盜ノ口頭訴ヲ受ケタルトキ)	
届出人 氏名	被書者 氏名
住所	住所
被書日時	被害場所
証人 氏名	證據物 種類
参考人 氏名	被書品 種類
折目	被害届
被書者 氏名	被書者 氏名
被書者 年齢	被書者 年齢
被書者 性別	被書者 性別
被書者 職業	被書者 職業
被書者 住所	被書者 住所
被書者 関係	被書者 関係
前記被害事實ヲ申告シタルニ依リ此書面ヲ作成シ記載事項ヲ讀聞セタリ	
大正 年 月 日	
官署 届出人 氏名	官署 届出人 氏名

書式第七號

(用紙半紙)

盜難實況見分書	
届出人 氏名	被書者 氏名
住所	住所
被害場所	被害場所
折目	盜難實況見分書
大正 年 月 日	
参考事項	参考事項
遺留品 有無	遺留品 有無
被害物件	被害物件
状況ノ被害	状況ノ被害
折目	盜難實況見分書
大正 年 月 日	
某署 官氏 名	某署 官氏 名

第四章 司法警察に關する規程並通則

書式第八號

(用紙半紙野紙)

實況見分書	
届出人 氏名	被書者 氏名
住所	住所
被害場所	被害場所
折目	實況見分書
大正 年 月 日	
某署 官氏 名	某署 官氏 名
大正 年 月 日何事件捜査上必要ニ付州、郡、市、町、街庄字ニ至リ其ノ所有者(保管者又ハ之ニ代ルヘキ者)ノ承諾ヲ得實況ヲ見分スルコト左ノ如シ	
一 何々	一 何々
一 何々	一 何々

五九五

書式第九號

(用紙半紙單紙)

被疑者(證人、關係人)聽取書	
本籍(本居地)住所、出生地、職業	氏名
右(何某)何罪被疑事件ニ付本職ノ面前ニ於テ任意左ノ陳述ヲ爲シタリ	年 齡
一 何々	
一 何々	
右讀聞セ(閱覽セシメ)タル處相違ナキ旨申立ル(モ自署不能)ニ付署名(本職代書シ)捺印(捺印花押)セシム	
折目	何 處
聽 取 書	
被疑者(證人、關係人) 氏名	名
大正 年 月 日	
某署	
官氏	名
(通譯、官氏	名)

編號一六・一七・一八

書式第十號 (刷色赤)

五九六

(用紙半紙)

押收(領置)品調書					
罪名	被疑者又ハ被告人				
右頭書事件ニ付大正 年 月 日於何處左記物件ヲ證據トシテ押收ス(任意提出、承諾ノ上領置ス)					
大正 年 月 日					
某署					
官氏					
名					
(本處分ニハ住居主看守者同居ノ親族)何某ヲ立會セシメタリ					
現品番號	品 目	數量	差出人又ハ被差出人ノ住所氏名	所有者ノ住所氏名	備考
折目	此ノ間ノ刷色全部赤				
現品番號	品 目	數量	差出人又ハ被差出人ノ住所氏名	所有者ノ住所氏名	備考

現品番號ハ順次ノ番號ヲ付シ領置ノ場所、日時ヲ異ニスル場合ト雖モ逐次續續シテ付ス通貨ハ其種類毎ニ枚數ヲ記載スヘシ續用紙ヲ用ユル場合モ折目ノ部位ハ刷色赤トス

書式第十一號

(半紙單紙)

逮捕調書	
大正 年 月 日 午前 時 分司法警察官巡查何某ハ本職ノ面前ニ何々現行犯事件ノ被疑者何某ヲ當署ニ引致シ逮捕ニ付左ノ申立ヲ爲ス	
一 何々	
一 何々	
右讀聞ケタル處相違ナキ旨申立タルニ依リ署名捺印セシム	
大正 年 月 日	逮捕人 官氏 名
折目	何 處
某署	
官氏	名

書式十二號

(半紙單紙)

逮捕願未書	
大正 年 月 日 午前 時 分州、郡、市、町、街、庄職 業何某(年 齡)ハ本職ノ面前ニ何々現行犯事件ノ被疑者ナリトシテ何某ヲ當署ニ引致シ左ノ逮捕願未ヲ申立ッ	
一 何々	
一 何々	
右所爲ハ刑法第何條何罪ニ該當スル現行犯ナリト思料スルヲ以テ本逮捕願未書ヲ作ル	
右讀聞セ(閱覽セシメ)タル處相違ナキ旨申立ル(モ自署不能)ニ付署名(本職代書シ)捺印(捺印花押)セシム	
大正 年 月 日	逮捕者 氏 名
折目	何 處
某署	
官氏	名

(刑訴九七・乃至一〇九條) (半紙半裁)

勾 住所氏名職業年齢 (又ハ容貌體格備考等) 右何々 被疑事件ニ付當署ニ勾引ス 大正 年 月 日 何處發覺(郡、廳、支) 官氏 名					
執行シタル年月日時	執行シタル場所	搜索ヲ爲シタルトキハ其事由	執行スル能ハサルトキハ其事由	執行者記名捺印	受取リタル日時
大正 年 月 日 午時					大正 年 月 日 午時

釋放大正 年 月 日 午時

刑訴九七・乃至一〇九條並第八四條 (半紙半裁)

勾 住所氏名職業、年齢 (又ハ容貌體格備考等) 右 事件(何官署何官氏名ノ命令(委託)ニ因リ(何々所)へ引致スヘキニ付當署へ勾引ス 大正 年 月 日 某署 官氏 名					
執行シタル年月日時	執行シタル場所	搜索ヲ爲シタルトキハ其事由	執行スル能ハサルトキハ其事由	執行者記名捺印	引致ヲ受ケタル日時
大正 年 月 日 午時					大正 年 月 日 午時

取消(命令)大正 年 月 日 午時 釋放

右取調ヘタルニ人違ニアラサルニ因リ(何々)へ送致ス
大正 年 月 日
某署 官氏 名

書式第十五號

<p>狀 喚 召 人 證</p>	
<p>有之候也</p> <p>召喚ニ應セサルトキハ科料ニ處セラルルコトアルヘシ</p> <p style="text-align: center;">大 正 年 月 日</p>	
<p style="text-align: right;">事件ニ付證人トシテ訊問候條大正 年 月 日 午 時 當署(當郡警察課等)ニ出頭可</p>	
<p>某署</p>	<p>官 氏</p>
<p>名[㊞]</p>	

(半紙半載)

書式第十六號

<p>狀 喚 召 事 通 人 譯 翻 人 定 鑑</p>	
<p>召喚ニ應セサルトキハ科料ニ處セラルルコトアルヘシ</p> <p style="text-align: center;">大 正 年 月 日</p>	
<p style="text-align: right;">事件ニ付(何々)トシテ訊問候條大正 年 月 日 午 時 當署ニ出頭可有之候也</p>	
<p>某署</p>	<p>官 氏</p>
<p>名[㊞]</p>	

(半紙半載)

出頭ノ節此ノ召喚狀ヲ差出サルヘシ

書式第十七號

<p>受取人ノ署名 捺印ハハミタサ 取トキハ又トキハ ハ其事由トキハ</p>	<p>送 達 證 書</p>			
	<p>類 書 ル タ シ 付 交</p>			
<p>被疑者何某ニ對スル何罪事件ニ關スル</p> <p style="text-align: center;">大 正 年 月 日 午 時 何々ヘ出頭スヘキ旨ノ</p>	<p style="text-align: center;">通知[㊞]證[㊞] 事[㊞]人[㊞]人[㊞] 召喚狀一通</p>			<p style="text-align: right;">某署</p>
<p>送 達 ノ 場 所</p>			<p>送 達 ノ 年 月 日 時</p>	<p>親族 業使 生代 社ノ ニ送 ルト (市 長)ト 預ケ 置キ キハ 其事 由</p>
<p>右之通取扱候也</p> <p style="text-align: center;">大 正 年 月 日</p>		<p>大 正 年 月 日 午 前 時 分</p>	<p style="text-align: right;">某署</p>	
<p style="text-align: right;">逕査 氏</p>		<p style="text-align: left;">名[㊞]</p>		

(半紙半載)

何某(警政(補))

大正 年何第 號		一通	
一 封書		但 大正 年 月 日	
午後 時ノ何々召喚狀		某署發	
何		在中	
某宛			
一	受取人	送達ノ	時
二	受取人署名捺印スルコト能ハス	年月日	大正 年 月 日
三	受取人本人封書ヲ受取り署名捺印ヲ拒ミタリ	場所	大正 年 月 日 午前 時 分
四	本人不在ニ付成長シタル男何某ニ渡シタリ	七	本人成長シタル男何某、筆生、役員何某理由ナク受取ラ拒ミタルニ付其場ニ差置キタリ
五	本人不在ニ付生何 役員 某 二渡シタリ	六	本人其家族雇人等ノ書類ヲ受取ルヘキ者ナカリシニ付何々 二預ケ置キ 住所、事務所ノ戸ニ告知書ヲ貼付シ且其旨ヲ隣家ノ者二名ニ通知シタリ
右之通取接候也		何郵便局 配達人	

郵便送達證書

被疑者何某(何某) 事件ニ付大正 年 月 日何罪ニ於テ訴問スルコト左ノ如シ		折里 被疑者訊問調書	
問 氏名、年齢、職業、住所、本籍、出生地ヲ申立	答 何々	問 會テ刑事ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ	答 何々
問 位記功勳及從軍配章、大禮記念章、年金ヲ有セサルヤ	答 何々	問 會テ刑事ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ	答 何々
問 右開キ(用覽セシメ)タル處相違ナキ旨申立ル(モ自覺不能)ニ付署名(本署代書シ)捺印(捺印花押)セシム	答 何々	問 會テ刑事ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ	答 何々
大正 年 月 日	被疑者 氏	問 會テ刑事ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ	答 何々
立會人(通關) 某 氏	官 氏	問 會テ刑事ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ	答 何々
名 〇	名 〇	問 會テ刑事ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ	答 何々
名 〇	名 〇	問 會テ刑事ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ	答 何々

書式第二十號

姓名事		折目	
又被告人 被 者		氏名	何 署
		場所及 職名	
		方法	捜索調書
		立會人 氏名	住居主何某(又ハ看守者同居ノ親族雇人誰何某若長何某)ヲ立會ハシ タリト記スルカ如ク
		手及終了 日時	大正 年 月 日 時 分開始 大正 年 月 日 時 分終了
			一 家宅ノ方位圖并別紙略圖ノ通 一 発見物件及位置 一 何々何箇ヨリ 一 何々何々ヨリ 右物件ハ本件ノ證據トシテ採取シ(任意提出シタルニ依リ領取シ)其證據ヲ添付ス

(半紙)

書式第二十一號

(半紙野紙)

檢證調書

大正 年 月 日何某何事件ニ付犯罪ノ場所何處ニ出張現
場ヲ檢證スルコト左ノ如シ

一 犯處ハ何所ヲ離ルル何々ノ方向何丁ノ位置ニシテ何道線
路ノ傍ナリ

一 被害者ノ模様ハ云々

一 此處ニ於テ先ツ被害者ノ扶助ヲ爲シ同行ノ醫師何某ヲ
シテ別紙鑑定人調書ノ通達定ヲ爲サシメタリ

一 現場ノ模様(創傷ノ部位)ハ別紙略圖(人體圖) (撮影
紙)ノ通ニシテ云々

折目	
一 此ノ檢證ハ何年 月 日午後 時 分ニ始メ何時何分 ニ終ル	
大正 年 月 日	某署 官氏 名

注意

囑託又ハ命令ニ基テ場合ハ其ノ旨記載ス
公務所、軍用聯合艦船及人ノ住居、人ノ看守スル建造
物船舶内ノ檢證ハ其ノ長住居何某ヲ立會ハシメタル旨ヲ
明記スヘシ

書式第二十二號

(半紙野紙)

證人何某訊問調書

大正 年 月 日何某何々事件ニ付何處ニ於テ訊問スル左
ノ如シ

(命令又ハ囑託ニ依ル場合ハ其ノ所屬官署官氏名ヲ冒頭
ニ記載スヘシ)

一 問 氏名、年齢、職業、住所ヲ申立テヨ
答

二 問 (刑事訴訟法第八十六條第二百一條ノ事項)
答 何々

折目	
三 問	
答	右讀聞セ(閱覽セシメ)タル處相違ナキ旨申立ル(モ自署不 能)ニ付署名(本職代書シ)捺印(捺印花押)セシム
大正 年 月 日	證人氏 名 某署 官氏 名 立會人(通譯)巡查氏 名

書式第二十三號

(半紙縦紙)

鑑定人(通事、翻譯人)訊問調書 何某何事件ニ付 年 月 日何處ニ於テ訊問スルコト左ノ如シ 問 (氏名、年齢、職業、住所、如何) 答 何々 問 (刑事訴訟法第百八十六條第百一條ノ事項) 答 何々 於茲何某何々事件ヲ告ケ(何某ノ創傷)ヲ檢シ左記事項ニ付鑑定ヲ爲シ其意見ハ横面ヲ 差出ス(キコトヲ命ジタリ)(誠實ニ通譯、翻譯ヲ爲ス(キコトヲ命ジタリ))		折目 何
鑑定人(通事、翻譯人)ハ右命令事項ヲ承諾シタリ 右證明シタルニ相違ナキ旨申立タルニ付署名捺印(捺印花押)セシム		大正 年 月 日 未署 官 氏 官 氏 名 名

注意 命令聽取ニ依ル場合ハ其旨事件告知ノ個所ニ記載ス

書式第二十四號

(規範第一〇七條二項)(半紙半縦)

執行シタル年月日時	大正 年 月 日 午 時
執行シタル場所	
執行スルコト能ハサルトキハ其事由	
執行者	
記名印	
引致ヲ受ケタル日	大正 年 月 日 午 時

右者何某何々事件ニ付證人トシテ取調ヲ要スルニ因リ當署
(勾引ス)

大正年 月 日 午 時

某署
官 氏
名

釋放 大正 年 月 日 午 時

警式第二十五號

(規範一〇五條ノ三) (半紙)

執行シタ 時ハ年月日		大正 年 月 日 午 時
執行シタ ル場所		
搜索ヲ爲 シタルト キハ其事 由	執行スル コト能ハ サルトキ ハ其事由	
執行スル アリタルニ 因リ逮捕ス ヘキモノ	ナリ	
右ノ者ニ對シ(何官署何官氏名 ヨリ何々ノ爲メ逮捕スヘキ命令)		
執行シタ 時ハ年月日	大正 年 月 日	
引致ヲ受 ケタル日	大正 年 月 日 午 時	
命令官署 ヲ受ケタル 時	大正 年 月 日 午 時	
折直	逮捕 狀	何
人相	警	

警式第二十六號

(半紙)

送致書		送致書	
罪名	執行ノ非現	行ノ別	送致書
發覺原因	拘禁不拘禁	證據員數	送致書
送否	送否	送否	送致書
前科調	済(何月何日何所(照會))	戶籍調	同
業行調	同	業行調	同
軍備關係		軍備關係	
折直		送致書	
備	考	右事件別紙目錄ノ邊及送致候也	
大正 年 月 日		警察(分)署長(郡守、廳長) 氏 名	
地方法院(支那檢察官) 殿			

第四章 司法警察に關する規程並通則

書式第二十七號 (十行ト爲スモ差支ナシ) (半紙)

文書ノ種類	丁數	備考	折目	
			折目	何處

書式第二十八號 (半紙) 「全紙又ハ半紙ノ二種ト爲スヲ得」

證據物件總目錄				折目			
類次番號	品目	數量	領置調査ノ丁數	何處	備考	類次番號	品目

「本紙ハ副色紙」 適用條ハ本條ニ準シテ由ラズ

書式第二十九號

意見書 本籍、住所、職業 (首公更有位有勲者ナルトキハ其官氏名ノ上部ニ記載ス) 氏名 年齢		折目 何處	
1 刑事處分、起訴檢察官及起訴中止ヲ受ケタルコトノ有無 1 犯罪發覺ノ原因 1 犯罪事實 1 參考トナルハキ事項 右事件ヲ案スルニ刑法(何々法、規則)第何條ニ該當スル犯罪(證據十分) (ナルモ何々ノ事由ニ因リ起訴檢察中止、相成ル(キモノ))		折目 何處	
大正 年 月 日 某 署 官 氏 名		(其所屬トナラス)ト題料ス 地方法院(支那)檢察官(長)宛	

(半紙裏紙)

表式第三十號

各調査項目 照会		何某業行調査		姓名又は別名 生年月日		一 品性		二 教育程度		三 資産		四 生活状況		折目 業行調査 何處		五 家庭		六 社交		七 前科 (累犯關係ナルト否トノ間ニ度數罰金以上)		言渡應名 裁判年月日 罪名 刑名 刑期 金額 備考		月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日
-------------	--	--------	--	----------------	--	------	--	--------	--	------	--	--------	--	------------------	--	------	--	------	--	---------------------------	--	---	--	-------------	-------------	-------------	-------------

(年 紙) 甲

(非 紙) 乙

表式第三十號

大正 年 月 日		某 署		官 氏		名	
----------	--	-----	--	-----	--	---	--

式第三十一號 (年 紙)

右ノ者ニ對シ左記ノ各項取調記入
 檢務局(回答相) 上直接
 成度及照會候也

追子本籍氏名等ニ多少ノ相違アルモ之ニ該當スヘシト思料セラル、モノアルトキハ本文ニ準ジ取調相成度又調籍者ハ寄留者ニ係ルトキハ在籍地役所場へ轉送相成度本人不在籍ノトキハ其冒稱者ニ記入相成度候

大正 年 月 日 某 署⑤

市區役所
町村役場御中

氏本字	
名假名	
出生年月日	年 月 日
族稱職業	
折目	身許照會書 何
官吏職員	實迹 本人 其他
位、勳、功、級	特微
兵籍	戸主、 母兄弟、 姉、 妹、 傳者
恩給年金	扶助退職料
裁判及確定ノ日	應 名 姓、 別、 罪 名 刑名刑金額
前	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
判	裁判所 度
考	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
考期	

右及回答候也
大正 年 月 日
檢務局御中

注意 刑科多數ニシテ本紙ニ記入シ能ハサルトキハ便宜他ノ用紙ニ又刑ノ執行期、
 實迹ヲ受ケタルモノハ其冒稱名刑期間ニ記入相成度
 本人ノ素行其他裁判上参考トナルキ事項ハ備考欄ニ記入相成度候

式第三十二號 (年 紙)

右ノ者ニ對スル刑科、起訴發遣及起訴中止等取調左記各欄(記入ノ上直接
 檢務局(回答相成度)及照會候也

追子氏名其ノ他ニ多少ノ相違アルモ之ニ該當スヘシト思料セラル、モノアルトキハ本文ニ準ジ取調記入ノ上其ノ冒稱者欄ニ附記相成度候

大正 年 月 日 某 署⑤

地方裁判所
地方控訴院
檢務局御中

氏本字	
名假名	
出生年月日	年 月 日
族稱職業	
折目	刑科起訴發遣中止照會書 何
裁判確定執行	州 名 罪 名 刑名刑金額 度數 了免除日
兵籍	戸主、 母兄弟、 姉、 妹、 傳者
恩給年金	扶助退職料
裁判及確定ノ日	應 名 姓、 別、 罪 名 刑名刑金額
前	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
判	裁判所 度
考	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
考期	

右及回答候也
大正 年 月 日
檢務局御中

注意 刑科及起訴發遣中止多數ニシテ本紙ニ記入シ能ハサルトキハ便宜他ノ用紙ニ又
 刑ノ執行期、
 實迹ヲ受ケタルモノハ其冒稱名刑期間ニ記入相成度
 本人ノ素行其他裁判上参考トナルキ事項ハ備考欄ニ記入相成度候

書式第三十四號

(半紙)

何發第 號 大正年月日	名
警察(分)署長(郡守廳)支長 氏	
地方法院(支部)檢察官(長)宛	
何發第 號	名
大正年月日	
何發第 號	名
何發第 號	
何發第 號	

書式第三十三號

第 號	
禁出人	號

監獄ノ上部刑付部分

(監獄ノ上部刑付部分)

(實物大)

圖シノ表

注 刑罰執行部用紙ノ其ノ一

書式第三十五號

何發第 號 大正年月日		檢察官 氏 名	
警察(分)署長(郡守、廳)支長宛		大正年月日	
不拘束(保釋、實行拘留執行)中被告人行動内偵指書			
罪名	判決月日 大正年月日	刑期	本籍
上訴申立 大正年月日 上告 大正年月日		住居	
出監 大正年月日		住居所限	
折目 行動内偵指書			
檢察局			
一回報告 取年月日	一回報告 取年月日	一回報告 取年月日	一回報告 取年月日
二回報告 取年月日	二回報告 取年月日	二回報告 取年月日	二回報告 取年月日
三回報告 取年月日	三回報告 取年月日	三回報告 取年月日	三回報告 取年月日
四回報告 取年月日	四回報告 取年月日	四回報告 取年月日	四回報告 取年月日

一、逃走又は隠避ヲ測知シ若ハ其處アルトキ
二、住居ノ制限ニ違反シタルトキ
三、死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ
四、行衛不明者ノ所在ヲ發見シタルトキ又ハ行衛シタルトキ
五、陸軍軍人ノ軍服トナリタルトキ
六、其他本人ノ行動ニシテ報告ノ必要アリト思料スルトキ

右被告人ノ行動内偵シ左記ノ事情アル時ハ其都度報告可有之條也

(半紙)

價 要 ノ 件 事	計	被 害 物 件		發 見		證 據 物 件 處 理		命 令 事 項	備 考	何 處
		品 目	數 量	品 目	數 量	目 的	處 理 方 法			
			價 格		價 格					
						年 月 日 區	別			

第四章 刑事訴訟法に關する通則並に通則

罪 數	者 害 被	現 非 現 行 犯、非 現 行 犯	發 覺 原 因	罪 犯				主 任	受 理
				所 場	時 日	名 罪	受 理 大 正 年 月 日 時		
				大 正 年 月 日 時	大 正 年 月 日 時	大 正 年 月 日 時	大 正 年 月 日 時	大 正 年 月 日 時	大 正 年 月 日 時
取 調 人 保 關 人 定 鑑 人 證 人 首 自 人 發 告、訴 告、者 疑 被 前 致 送 事 件 所 場 日 分 年 調 取 月 日 別 區 氏 名									
引 勾 捕 逮 日 月 年 第 號			引 勾 捕 逮 日 月 年 第 號			引 勾 捕 逮 日 月 年 第 號			留 置 處
走 逃 放 釋 日 月 年			走 逃 放 釋 日 月 年			走 逃 放 釋 日 月 年			前 科 度
生 日 月 年			生 日 月 年			生 日 月 年			年 齡
局 察 檢 日 月 年			局 察 檢 日 月 年			局 察 檢 日 月 年			先 見 意 見
月 日 年			月 日 年			月 日 年			發 驗 局 分 官

書式第三十六號 (美濃紙)

第三章 刑事訴訟法に關する通則並に通則

犯罪事件簿記載例

- 一 本簿ハ一件一葉式トシ共犯アル場合ハ一葉三名迄ヲ記載シ三名以上ノ共犯ハ大用紙ニ繼續セシメ事件簿番號欄へ單ニ同號ト記載ス共犯者中單獨犯罪アルトキト雖モ別件ト爲サス一件トシ各欄ノ事項ニハ符合ヲ付ス
- 二 主任欄ニハ取調主任警部(補)ノ認印ヲ最上部ニ押捺シ其主任ニ變動アル毎ニ取調主任ニ於テ順次認印ヲ爲シ著手年月日ハ備考欄ニ記載ス
- 三 假令ハ年月日何警部副主任ヨリ引繼ヲ受クテ記載スルカ如シ
罪名欄ニハ處罰法條ノ罪名ヲ記載ス
- 四 假令ハ竊盜、強盜、何法、何規則違反ト記スルカ如シ
犯罪ノ場所欄ニハ州、郡、市、街、庄ト記載ス
但其管內ナルトキハ單ニ市、町、街庄大字名ノミニ省略記載スルモ妨ケナシ第六項ノ場合亦同シ
- 五 發覺原因ハ告訴、告發、自首、認知ニ區別シ記載ス
- 六 被害者欄ニハ住所氏名ヲ記載ス
- 七 犯罪日時場所ハ一罪毎ニ記載ス繼續犯罪ニ付テハ最終日時場所併合罪ニ於テハ同一罪名ト雖モ各別ニ記載ス
一人數罪ノ場合所定日時場所ヲ記載シ能ハサル部分ハ要領欄ニ記載シ所定欄ニ其旨附記ヲ爲スコトヲ得
- 八 罪數欄ニハ一事件ニ於ケル罪別箇數ヲ記載ス
- 九 被疑者、告訴、告發人、證人、鑑定人等取調欄ニハ同一人ニシテ取調月日ヲ異ニシタル場合ト雖モ更ニ別記ス
- 一〇 留置欄ニハ逮捕勾引ノ場合ヲ明カニシ該當セサル不動文字ハ之ヲ抹消ス解消欄亦同シ
命令或ハ囑託ニ依ル拘引ノ場合ハ命令者又ハ囑託者ノ所屬官署氏名ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 一一 被疑者ニハ所定事項ノ外有位有動者ノ場合ハ其位動ヲ記載ス此ノ場合正五、動五、ト略記スルカ如シ
本島職員(官吏、雇員、囑託員及法令ニ依リ公務ニ從事スル職員)ノ犯罪ハ在職中ハ勿論現ニ在職セサルモ在職中ニ於ケル者ハ
本島職員ト刻シタル印ヲ氏名ノ頭部ニ押捺スヘシ
- 一二 前科ハ總テ其度數ヲ記載ス
- 一三 事件送致欄ノ送致意見ハ有罪意見ハ處罰適用法條、不起訴意見ハ起訴中止、起訴論換、處罰不必要、公訴消滅、證據不十分等ト記載ス
事件送致先ハ略記ス例令ハ臺北新竹支ト記載スルカ如シ

一四 檢察局、法院、警察官署ノ處分欄ニハ左ノ通記載スヘシ

(イ) 檢察局處分ノ場合ハ第十三項不起訴意見ノ如ク記載シ意見ト同一處分ナルトキハ意見ニ同シト略記スルコトヲ得

(ロ) 法院處分ノ場合ハ處斷罪名カ送致罪名ト異ナルトキハ其罪名及刑名、刑期、金額ヲ記載シ意見ト同一處斷罪名ノ場合ハ省略ス

檢察局、法院名ハ送致先ト異ナル場合ノミ記載ス

例令ハ臺北(送致シタル事件ヲ新竹支部檢察局及法院ニ於テ處分シタル場合)ノ如シ

(ハ) 警察官署處分ノ場合ハ後罪處分ニ付シタル時ハ月日復罪處分ト記載スヘシ

一五 被害物件欄ニハ其種類毎ニ列記シ一人若クハ數人ニテ數罪ヲ犯シタル場合ハ其犯罪毎ノ區別ヲ明カニ記載ス假令ハ銀時計一箇(竊盜)ト記載スルカ如シ

一六 贖身欄ニハ被害物件中發見シタル員數價格ヲ該當品目ノ位置ニ記載スヘシ

一七 證據物件處理欄ニハ檢察局へ事件送致前ニ於ケル處分ヲ記載ス

區別欄ニハ某(保管)命令(當署(當部)保管、檢察局へ送致)又ハ何某(還付)假下渡腐敗ニ付廢棄、腐敗ノ虞アリ公賣處分賣得金何圓等ト記載スルカ如シ

一八 事件要領欄ニハ送致意見書記載ノ犯罪事實數罪ノ場合ハ各罪毎ニ項別シテ記載スヘシ

一九 命令事項欄ニハ司法警察官吏ニ對スル重要ナル命令事項ヲ記載スヘシ

二〇 囑託事項欄ニハ司法警察官吏ニ對スル重要ナル囑託事項ヲ記載スヘシ

二一 事件送致後ニ於ケル本簿所定以外ノ事項ハ總テ備考欄ニ記載ス

二二 一件被告人一名ノ場合ハ一葉中ノ他二欄ニハ斜線ヲ施スヘシ

ニ具申シ指令ヲ待テ起訴スヘシ其現行犯罪ニ係ルモノハ起訴ノ後報告ヲ爲スヘシ

本令ニ既觸スル従前ノ令違ハ之ヲ廢止ス

右訓令の一部改正 右訓令は大正十三年五月訓令第四八を以て同令中

「從四位勳三等」ヲ「從三位勳二等」ニ改ム

旨改正發布せられた。本改正は内地に於て先きに實施を見内閣書記官長より通牒があつたので統一實施を見たものである。

(二) 生蕃人の犯罪取扱いに關して

明治三十九年一月の内閣 總督は同月内訓第一號を以て法院檢察官長に對し、

生蕃人ノ犯罪ヲ起訴セントスルトキハ檢察官長ハ臺灣總督ニ具申シ且指揮ヲ受クヘシ

との命令を發せられた。理由は

蕃人ハ現下尙治外ノ民タルノ觀アルモ特ニ法規ニ於テ之ヲ除外セサルノ間ハ若シ其ノ犯罪アリタル場合ニ於テ同一ニ之ヲ律セサルヲ得サルナク須者法規ニ於テ一二蕃人ノ犯罪ニ關シ普通刑法ヲ適用セルハ是憲ニ止ヲ得サル

ノ結果ナリ然リト雖未ダ刑罰ノ何タルヲ解スル能ハサル蕃人ニ對シ一般法律ヲ當行スルハ實際上理論上其其可ナラサルヲ認ム因テ蕃人ニ對スル一般取締方御制定相成候迄ハ其犯罪ニ付テハ可成之ヲ行政處分ニ委スルノ方針ヲ執リ檢察官ヲシテ主ニ之ヲ起訴セサラシム

といふのであつた。之と同時に民政長官より民總第九二〇號を以て生蕃人の即決に關して通達せられたことは別章記述の如くである。此の内訓に基き稟申せるものに對し總督府に於ては其の罪狀を檢討し認可を與へてゐる例へは花蓮港廳率郷太巴聖社生蕃人スラマランガ大正五年四月十五日花蓮港街に於て臺灣商工銀行の貯蓄預金通帳を窃取し預金者の偽印を彫刻せしめて該印章を貯金預金通帳に使用し商行銀行より金錢を訴取せる事實の如きは其の手段巧妙にして格別の知識を有するもの懲戒の要あるものと求め起訴致し度旨臺北地方法院檢察官長より具申したのに對し之を認可した如きその一例である。この如き例は一再でなかつた。

大正九年八月の内閣 同月高等法院檢察官長の稟申に基

明治三十九年一月内訓第一號ハ行政區域ニ定住スル蕃人ノ犯罪ニハ之ヲ適用セス但シ起訴後事件確定シタルトキハ判決書本ヲ添付シ其ノ旨速ニ報告スヘシ
と各檢察官長に通達せられてゐる。

第六 犯罪起訴猶豫に關する取扱

犯罪起訴猶豫に關する規程を設けたのは明治四十二年四月のことにして、同月覆審法院檢察官長より各檢察局及司法警察官署に次の訓令を發したのが其の最初である。

犯罪起訴猶豫ニ關スル取扱規程

第一條 檢察局ニ於テ犯罪トシテ起訴猶豫ヲ相當ト認メ不起訴ノ決定ヲナシタルトキハ其事件ヲ送致セシ司法警察官署及ヒ被告人在籍地(原籍及ヒ寄留地ヲ含ム)司法警察官署へ通知スヘシ

第二條 前條ノ通知ヲ受ケタル官署ハ直ニ被告人ヲ呼出シ起訴猶豫ノ理由ト將來再ヒ犯シタルトキハ猶豫セラレタル事件モ併セテ起訴セラルヘキ旨ヲ告知シ尙ホ被告人ノ年齢性行等ハ依リ親族隣佑若クハ保甲等ニ命シテ適宜改

第四編 刑罰執行に關する諸規定

過遷善ノ實效ヲ奏スヘキ様注意セラルヘシ

前項ノ告知ハ被告人他管内ノ者ナルトキハ便宜其管轄司法警察官署へ囑託スルコトヲ得

第三條 司法警察官署ハ起訴猶豫ヲ受ケタル者二年(刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年)以内ニ罪ヲ犯シタルトキハ送致書中被告人氏名ノ頭ニ何年何月何日起訴猶豫ト記入シテ事件ヲ送致スヘシ

第四條 檢察局ニ於テ起訴猶豫中ノ事件ヲ起訴シタルトキハ起訴猶豫ヲ取消シタルコトヲ第一條ノ各官署へ通知スヘシ

第五條 檢察局ハ別紙甲號司法警察官署ハ別紙乙號様式ノ起訴猶豫人名簿ヲ備へ起訴猶豫又ハ其取消ノ記入ヲナスヘシ

第六條 起訴猶豫ヲ受ケタル者二年(刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年)以内ニ於テ他管内へ轉住シタルトキハ備考欄ニ其事由ヲ記入シ且檢察局及ヒ轉住地ヲ管轄スル司法警察官署へ其通知ヲナスヘシ此通知ヲ受ケタル檢察局及ヒ司法警察官署ハ之ヲ起訴猶豫人名簿ニ記入スヘシ

(甲號)(用紙美濃紙)

起訴猶豫人名簿		何				局			
罪名	起訴猶豫年月日	起訴猶豫取消年月日	送致官署	在籍地官署	住所	氏名	年齡	備考	
	年	月	日	年	月				日

(乙號)(用紙美濃紙)

起訴猶豫人名簿		何				局			
罪名	起訴猶豫年月日	起訴猶豫取消年月日	住所	所氏	氏名	年齡	備考		
	年	月	日	年	月	日	年	月	日

右規程は其後數次に亘つて改正せられてゐるが遂一記せば次の如し。

明治四十五年七月の改正 同月二十日覆檢發第五九三號を以て次の如く一部改正せられた。

第一條中 不記訴ノ決定ヲ爲シタルトキハノ下ニ「檢察官ニ於テ犯人ニ對シ嚴ニ訓戒ヲ加ヘ起訴猶豫ノ理由ト將來再ヒ罪ヲ犯シタルトキハ猶豫セラレタル事件モ併セテ起訴セラルヘキ旨ヲ告知シ受書ヲ徴シ且成ルヘク引受人ヲ定メシメ受書ニ連署セシメタル上」ヲ加ヘ更ニ左ノ一項ヲ加フ

檢察官ハ在籍地ノ司法警察官ニ指揮シテ前項ノ訓戒告知及ヒ受書徴收ノコトヲ行ハシムルコトヲ得此場合ニハ司法警察官ハ指揮ヲ受ケタル檢察官ニ其受書ヲ廻送スヘシ

第二條ヲ左ノ通改ム

第二條 司法警察官ハ別紙甲號用式ノ起訴猶豫人觀察簿ヲ備ヘ其管内ニ住スル起訴猶豫者ニ付キ行狀ノ良否、職業ノ勉否、生活ノ狀況ヲ觀察シ其都度之カ記入ヲ爲スヘシ

巡查ヲシテ前項ノ觀察ヲ爲サシメタルトキハ報告書ヲ提出セシメ便宜編綴スヘシ

第三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三條ノ二 司法警察官ハ犯人ニ於テ改悔ノ情顯著ニシテ再犯ノ虞ナシト認メタルトキハ前條ノ期間内ト雖其氏名ヲ起訴猶豫人觀察簿ヨリ削除スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ直チニ其ノ旨ヲ檢察局ニ報告スヘシ

第五條中「別紙甲號司法警察官署ハ」ヲ削ル

第六條中「備考欄ニ」ヲ削リ「其事由ヲ」ノ下ニ「起訴猶豫人觀察簿ニ」ヲ加ヘ且「起訴猶豫人名簿」ノ下ニ

「又ハ起訴猶豫人觀察簿」ヲ加フ

甲號(イ) (用紙美濃紙)

罪名	起訴猶豫年月日	本居
	明治 年 月 日	身居 職業 姓名 出生年月日
取消又ハ終了年月日	明治 年 月 日	

觀察事項

昭和三年三月の改正 同月十四日高檢發第六九八號を以て右訓令中一部次の如く改正せられてゐる。

第三條中 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年トアルヲ六月ニ

第六條ヲ左ノ通り改ム

第六條 起訴猶豫ヲ受ケタル者二年(刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ六月)以内ニ於テ他管内ニ轉任シタルトキハ其ノ事由ヲ起訴猶豫人觀察簿ニ記入シ所轄檢察局ニ其ノ通知ヲ爲シ且ツ轉任地ヲ管轄スル司法警察官署ヘ其ノ觀察簿ヲ送付シテ通知ヲ爲スヘシ

檢察局ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ起訴猶豫人名簿ニ記入シ且轉任地檢察局ニ其ノ通知ヲ爲スヘシ

昭和五年七月の改正 同月七日高檢發第八四六號を以て一部次の如く改正せられた。それまで起訴猶豫處分となりたる者に對しては全部之を司法警察官の觀察に集することになり居たるを將來は檢察官に於て必要と認めたる者に對してのみ觀察することにせられたものである。

第一條中「微罪トシテ」ヲ削リ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

年月日	印	備	要
【起訴猶豫人觀察簿用紙】何 處			

乙號(ロ)

【起訴猶豫人觀察簿用紙】何 處	

檢察官起訴猶豫者ニシテ觀察ノ必要アリト認めタルモノニ對シテハ司法警察官ニ觀察ヲ命スヘシ

第一條 及第三條中「被告人」ヲ「被疑者」ニ改ム

第二條ヲ左ノ通改ム

第二條 司法警察官ハ別紙甲號様式ノ起訴猶豫人名簿ヲ備ヘ其管内ニ住スル起訴猶豫者ヲ登錄シ檢察官ヨリ觀察ヲ命セラレタルモノニ付テハ行狀ノ良否職業ノ勉否生活ノ狀況ヲ觀察スヘシ但シ要觀察起訴猶豫人名簿ハ之ヲ別口座若ハ別冊ト爲スヘシ

巡查前項ニ關シ觀察報告書ヲ提出シタル場合ハ便宜編綴スヘシ

第三條ノ二 削除

第六條中「起訴猶豫人觀察簿」ヲ「起訴猶豫人名簿」ニ

「觀察簿」ヲ「人名簿」ニ改ム別紙甲號様式ヲ左ノ通改ム

甲號 (美濃縣半回)

起訴猶豫人姓名	本籍 (居)
住所	

中止事件取扱規程

第一條 中止事件トシテ取扱フヘキモノ左ノ如シ

一 被告人不明(人違ノ爲メ不起訴又ハ無罪、免訴トナリタル場合ヲ含ム)又ハ被告人ノ所在不明ニシテ繼續調査ヲ必要トスルトキ

二 主要關係人ノ取調不能又ハ關係事件ノ終局ヲ俟ツコトヲ必要トスル等一時其ノ處分ヲ爲ス能ハサル事由アルトキ

第二條 前條第一號ノ事件ヲ甲乙兩種ニ分チ同第二號ノ

事件ヲ丙種トス

甲種中止事件ハ重要ナル犯罪ニシテ決定後三年間、乙種中止事件ハ甲種以外ニシテ決定後一年間調査ヲ繼續スルモノトス

但シ右期間ヲ經過スルモ尙調査繼續ヲ必要トスルモノニ付テハ檢察官ノ定ムル所ニ依ル

第三條 檢察局ハ中止事件簿(様式第一號)ヲ備付ケ甲、

乙、丙ノ三種ニ區分編綴シ前條ノ區別ニ依リ事件ヲ登録シ各氏名索引ヲ付シ且刑事事件簿ノ不起訴欄ニ甲、

第四條 司法警察に關する通則並通則

備考	起訴猶豫人名簿	起訴猶豫		身分	
		年月日	職業	姓名	出生年月日
	何郡(又ハ何警察署)				

昭和九年十一月の改正 同月十五日高檢發第四〇一四號

を以て一部次の如く改正せられた。從來起訴猶豫處分を爲したるときは凡て受書を徴すべき規定なりしを必要あるとき之を徴することに改正せられたものである。

第一條第一項中告知シノ次ニ「必要アルトキハ」ヲ加フ

第七 中止事件の取扱に關する規程

中止事件の取扱に關しては大正七年十月八日覆檢發第七〇一號を以て覆審法院檢察官長より次の如く通牒せられてゐる。

乙、丙ノ種別及中止事件簿ノ進行番號ヲ記入スヘシ

中止事件ノ記録ハ各年度毎ニ甲、乙、丙ノ三種ニ分綴

シ之ヲ保存スヘシ

第四條 甲、乙、丙種ノ中止事件ニ付テハ檢察局ハ左ノ

區別ニ依リ司法警察官署ニ通知ヲ爲スヘシ

一 被告人不明ノ事件

事件送致ノ廳又ハ支廳

但シ犯罪地カ、送致廳、支廳ノ管轄外ナルトキハ尙

其ノ廳又ハ支廳

二 被告人ノ所在不明ノ事件

事件送致ノ廳又支廳

但シ被告人ノ本居地(本島人ニ非サル者ニ付テハ本

島寄留地)寄留地及犯罪地カ送致廳支廳ノ管轄外ナ

ルトキハ尙其ノ廳又ハ支廳

前項ノ司法警察官署カ他ノ法院又ハ出張所ノ管轄ナル

トキハ當該檢察官ニモ通知シ尙其ノ事件カ告訴ニ係ル

トキハ告訴人ニ對シ被告人發見ノ場合ハ最寄司法警察

官署ニ申告スヘキ旨ヲ通知スヘシ

前二項ノ官署ニ對スル通知書ハ中止事件簿ノ寫ヲ以テ

之ニ代用ス

第五條 通知ヲ受ケタル司法警察官署ハ之ヲ甲、乙、丙種ニ區分編綴シ各氏名索引ヲ付シ引續キ捜査ヲ爲スヘシ

捜査ノ狀況ハ第二條ノ區別ニ基キ各毎年二回以上檢察官ニ報告シ(様式第二號)且其ノ要旨ヲ通知書ニ記入スヘシ

第二條ノ期間満了後ト雖檢察官ノ指揮アルトキハ其ノ期間内前項ニ依リ報告ヲ爲スヘシ

第六條 前條ノ報告アリタルトキハ檢察局ハ其ノ要旨ヲ中止事件簿ニ記入スヘシ

第七條 司法警察官署被告人ヲ發見シタルトキハ速ニ通知ヲ爲シタル檢察官ニ報告シ被告人逃走ノ虞アリト認メタルトキハ令狀ヲ請求シ又ハ身柄ヲ所轄檢察局ニ同行スヘシ

第八條 司法警察官署ハ第二條ノ期間内ト雖被告人ノ死亡其ノ他捜査ヲ繼續スルノ要ナシト認メラルル事情ノ發生シタルトキハ其ノ旨速ニ檢察官ニ報告スヘシ(様式第二號)

第九條 檢察局ニ於テ他ノ法院檢察局又ハ出張所檢察局ヨリ中止事件ノ通知ヲ受ケタルトキハ中止事件簿ノ別座ニ編綴シ前各條ニ依リ取扱フヘシ

司法警察官署他ノ法院又ハ出張所ノ檢察官ヨリ中止事件通知ヲ受ケタルトキハ所轄檢察官ノ指揮アリタルモノト看做シ前各條ニ依リ取扱フヘシ

前項ノ場合ニ於テ第五條及第七條ノ報告ハ通知ヲ爲シタル檢察官及所轄檢察官ノ雙方ニ爲スヘシ(様式第二號)

令狀ノ請求身柄ノ同行ニ付テハ第七條ノ規定ヲ適用ス

第十條 期間内捜査ノ必要ナキニ至リタルトキハ檢察局ハ第四條ニ依リ通知ヲ爲シタル官署ニ其ノ旨通知スヘシ

第十一條 檢察官ハ各中止事件控簿ヲ備ヘ之ニ甲、乙、丙種ノ口座ヲ設ケ中止處分ヲ爲シタル都度被告人ノ氏名、罪名、處分年月日及處分ノ事由並時効満了ノ年月日ヲ記載シ其ノ事件ノ整理ニ注意スヘク轉任等ノ場合ニハ該簿冊ヲ後任者ニ引續クヘシ

第十二條 檢察官中止事件ノ内容ニ付キ捜査ヲ爲サスシ

テ直ニ不起訴處分ヲ爲ス場合ノ外更ニ一件ト爲シ其ノ處分ヲ爲スヘシ

第十三條 中止事件簿ハ期間満了、被告人ノ發見其ノ他捜査ヲ要セザルニ至リタルカ又ハ處分終了シタルトキハ其ノ都度之ヲ除去スヘシ除去シタルモノハ別綴ト爲様式第一號(用紙美濃紙半張)

シ二年間保存スヘシ

附 則

此ノ規程ハ大正七年一月一日ヨリ施行ス從前ノ中止事件ハ此ノ規程ニ準シ取扱フヘシ

地方法院檢察局中止事件簿										
中止事件簿	人 告 被		罪 犯		分 處 止 中		刑 事 事 件 簿	主 任 官	決 定	通 知
	年 氏	職 地 居 本	時 處 事 年 罪	官 之 通	運 理 由	決 定				
大正 年 月 日	年 氏	職 地 居 本	時 處 事 年 罪	官 之 通	運 理 由	決 定	通 知	決 定	通 知	通 知
大正 年 月 日	年 氏	職 地 居 本	時 處 事 年 罪	官 之 通	運 理 由	決 定	通 知	決 定	通 知	通 知
大正 年 月 日	年 氏	職 地 居 本	時 處 事 年 罪	官 之 通	運 理 由	決 定	通 知	決 定	通 知	通 知

局 終		通 過 經 過 之 査 査	
通 知	其 他	手 續 再 起	年 月 日
大正 年 月 日		大正 年 月 日 檢 第 號	報 告 要 旨

第四章 司法警察に關する規程並ニ其ノ細則

六三四

記載例

- 一 本簿ハ一人毎ニ進行番號ヲ付ス但シ被告人不明事件ノ場合ハ被告人ノ推定數人アルトキト雖一番號トス
- 一 罪名ハ中止處分ニ付シタル全部ノモノヲ記載シ犯罪事實ノ概要ハ數多アルトキハ其ノ内重ナルモノ二個以上ヲ記載シ其ノ他何々罪何個ト附記シテ省略スルコトヲ得

- 一 數罪アル場合ノ時効期間ハ其ノ内最モ遲ク時効ニ罹ルモノヲ記入スヘシ
- 一 被告人不明ノ場合ニ於ケル氏名年齢備ニハ不明ト記シ其ノ推定年齢及人員數ヲ記入スヘシ
- 一 通常體易カラサル氏名ハ假名ヲ附シ隨方ヲ明示スヘシ

様式第二號 (用紙半張)

大正 年 月 日	地方検察局長 殿	署長
中止事件ニ關シ左ノ通報告ス	中止事件番號	地方検察局長 殿
被告人氏名	地方検察局長 殿	年 (甲又乙) 第 號 (主任 檢察官)
被告人ノ發見又ハ死亡或ハ被告人不明ニ付キ繼續捜査ヲ爲シタル狀況等詳細記入スルコト尙本報告ハ同一事件ナルコト明瞭スル場合ヲ除キ一人毎ニ作成スヘシ 本簿ニ記入スヘキ事項ニシテ詳細且明瞭ナル巡查報告書アルトキハ同書ヲ添付シ記入ヲ省略スルコトヲ得		

右規程の一部改正 大正十四年七月に至りて規程第二條

に 但シ時効完成シタルモノト此限ニアラス

との但書が加へられたので刑法第一八五條其他公所時効期間六箇月ものは中止期間も亦六箇月に改定せられたものである。

第八 検視に關する規定

死傷者檢驗手續の制定 明治三十五年七月訓令第二百號を以て死傷者の検視手續左の通り定められた。

死傷者檢驗手續

- 第一條 死傷者アリタルコトヲ知リタルトキハ警部又ハ警部補ハ直ニ現場ニ臨ミ醫師及其ノ事ニ關係アル者又ハ親族隣佑中ノ一名以上ヲ立會ハシメ検視ヲ遂ケ調査ヲ作ルヘシ遠隔ノ地ニシテ醫師アラサルトキハ其ノ死傷ノ原因疑ナキモノニ限り立會ハシメサルモ妨ケナシ
- 第二條 前條ノ検視ニ著手スル迄ハ看守人ヲ付シ成ルヘク現場ノ模様ヲ變セサル様注意セシムヘシ

第四章 司法警察に關する規程並ニ其ノ細則

六三五

第三條 死傷者ノ家人親族隣佑其ノ他關係人アルトキハ之ニ對シ死傷ノ始末發見ノ事由ヲ尋問シ其ノ要領ヲ檢

視調査ニ記入スヘシ

第四條 死傷者ノ體中傷痕等アルトキハ其ノ部位及深淺廣狹出血ノ多少又ハ皮膚ノ變色腫起腐爛膨脹等ノ景狀ヲ取調ヘ其ノ起因ヲ詳ニスヘシ

第五條 醫師ヲ立會ハシメタル場合ニ於テハ檢案書ヲ徵シ檢視書類ニ添付スヘシ

第六條 檢視處分濟ノ死屍ハ其ノ親族又ハ故舊ニ引渡シ若シ引取人ナキ場合ハ行旅病人及死亡人取扱規則ニ依リ取扱フヘシ

第七條 檢視ヲ了リタルトキハ其ノ頭末ヲ本屬廳長ニ報告スヘシ

第八條 檢視調査ハ別記様式ニ依ルヘシ

檢視調査	
死傷者原籍身分職業	
氏名 年齢	

現住所及出生地	發見ノ事由	死傷及現場ノ模様	死傷年月日時	死傷ノ原因	人相衣類等品遺留品	檢査者ノ意見	死傷者ノ處置

右檢査ハ明治何年何月何日午後第何時ニ始メ同何時ニ終ル依テ立會人ト共ニ署名捺印スルモノトス

明治何年何月何日 警務(警務部) 何 某 ●

立會人 何 某 ●
 發見者 何 某 ●
 調査者 何 某 ●

陸軍軍人軍屬の變死檢査取扱に就て 其後明治四十二年六月に至リ民政長官は民警第一六九九號を以テ陸軍軍人軍屬變死ノ場合檢視方ニ付別紙寫ノ通り通牒有

之候ニ付爾今之ニ依リ取扱可相成旨依命通達する處があつた。別紙は明治四十二年六月内務大臣官房臺灣課長よりの依命通牒にして即ち次の如きものであつた。

陸軍刑法第八條第一號乃至第三號第五號及第九條第一項第一號第二號ニ定メタル陸軍軍人軍屬變死ノ場合ニ於ケル檢視方ハ左ノ區別ニ依リ取扱フヘキコトニ陸軍省ト協定相成候條貴府ニ於テモ右ニ據リ御措置相成度依命此段及通牒候也

- 一 兵營内演習中其ノ他引率者アル等部隊内ニ於ケル變死ノ場合ハ部隊長又ハ憲兵ニ於テ檢視ヲ爲スヲ以テ警察官ニ於テハ之ニ與カラサルコト
- 二 部隊外ニ於ケル變死ノ場合ハ憲兵ノ屯在スル地方ニ限リ憲兵ニ於テ其ノ他ハ總テ警察官ニ於テ檢視ヲ行フコト

追テ右協定ハ刑事訴訟法及陸軍治罪法等ニ定ムル司法警察官ノ權限ニハ何等影響無之義ニ付爲念申添候也
 司法檢視の行はるゝ範圍に關して 大正十三年一月三十日警務局長は警保第一一九を以テ法務部長に對し次の如く

照會する處があつた。蓋し同年一月十九日臺北州警務部長が變死傷者檢視に關する取扱に就て管下各郡守警察署長に通牒せるものに容疑の點があつたからである。

司法檢視ノ行ハルヘキ範圍ニ關スル件

改正刑事訴訟法第百八十二條ハ新ニ檢事ノ職務トシテ變死者又ハ變死ノ疑アル死體檢視ニ關シ規定スル處アリ然ルニ變死者又ハ變死ノ疑アル死體ノ解釋ニ付檢察官中ニアリテモ互ニ其ノ見解ヲ異ニセル向アルヤニ及聞候即チ一ハ第百八十二條ハ條文ノ字義其儘何等例外ナク總テノ變死者又ハ變死ノ疑アル死體ナリト解シ他ハ刑事手續法中ノ規定ナルヲ以テ犯罪ニ關係アリト思料スル變死者又ハ變死ノ疑アル死體ニ限ルモノナリト爲ス
 本件司法檢視ノ行ハルヘキ限界如何ハ延テ行政檢視ノ範圍ニモ影響有之儀ニ付一應貴部ノ御見解承知致度

右照會ス

右に關し大正十三年一月三十一日法務部長が回答せる處は次の如し。

一月三十日警保第一一九號御照會司法檢視ノ行ハルヘ

第四卷 司法警察に關する通牒及通牒

キ範圍ニ關スル件右ハ其死因犯罪ニ在ルコトヲ疑フヘキ狀況存スル場合ニノミ適用スヘキモノト思料致候
 右回答ス
 右回答を得たる警務局に於ては大正十三年二月二十六日總警第二六九號總務長官名を以テ次の如く通達取扱の一定を期する處があつた。理由は刑事訴訟法の規程は變死者又は變死の疑ある死體に對し檢察官又は司法警察官も亦檢視を行ふの規程あるが、司法檢視は其の死因が犯罪の疑あるものに對してのみ行はるべきものにして此際行政檢視は併行する必要がないと云ふのであつた。

變死者檢視ニ關スル件

明治三十五年七月訓令第二百號變死傷者檢視手續ニ依ル變死者ノ檢死ハ爾今犯罪ニ基因スル疑アル死體ニ就テハ之ヲ行ハサルコトニ取扱相成度右依命通達ス

第三節 司法警察事務及犯罪

捜査に關する通牒

司法警察事務及被疑者の取扱又は犯罪捜査等に萬全の注

意を爲すべきは司法警察事務の性質上當然のことと從來之に關して種々の場合に訓示指示せられたことは極めて多いのであるが茲には文書を以て通達せられたものゝ主要なものゝ掲げる。

第一 一般司法警察事務取扱上の注意

一、司法警察事務取扱注意事項

明治四十一年九月覆審法院檢察官長より各司法警察官に次の如き通達が發せられた。

司法警察事務取扱注意事項

臺灣刑事令施行後ハ從前ヨリモ司法警察官ノ取調一層精確ニ涉リ新刑法ノ運用ヲシテ遺憾ナカラシメンコトヲ要ス就テハ從來司法警察事務上十分ナラス或ハ手續上誤解シ易キモノ及ヒ刑事令施行上ニ必要ナル事項ニ對シ左ノ注意書及送付候條之ニ依據シテ執務有之度候也

第一 事件發覺ノ始末ヲ書面ニ記載スルコト

被害ノ發見、被告人ノ嫌疑及ヒ之ニ對スル偵察始末ノ記載十分ナラサルモノ多シ事件ノ模様ニ依リ檢證調書、逮

捕調書若クハ報告復令書等ニ隨時其詳細ヲ記載スルヲ要ス

第二 巡查ノ報告、復命書ハ其記載ヲ簡明ニシテ事實ノ出所ヲ明示スルコト

巡查ノ書類中其記載、冗長、複雑ナルモノアリ宜シク一事項毎ニ番號ヲ付シ簡明ニ敘述シ且ツ探知ノ原因及ヒ偵察ノ始末ハ順序ヲ追ヒ記載スルヲ要ス但シ秘密ヲ要スルモノハ此ノ限ニアラス

第三 逮捕、引致又ハ同行ノ際ニ於ケル被告人舉動供述ヲ其關係書面ニ記載スルコト

被告人ノ逮捕引致セラルニ際シテハ卒然眞實ヲ吐露シ其言語動作中事實發見ノ端緒トナルモノアリ宜シク其局ニ當ルモノハ之ニ注意シ詳細其事實ヲ書留メ取調ノ參考ニ供スルヲ要ス

第四 告訴アリタルトキハ先ツ告訴人ニ對シ犯罪事實及ヒ其證據方法並ニ被告人ノ身元、性癖等ヲ取調ルコト

代人告訴又ハ代書告訴ニハ往々事實ノ錯誤アリ自筆告訴ト雖モ針小ヲ棒大ニシ殆ント事實ヲ謬ラシムルモノアリ取調ノ結果告訴人モ其不實ナルコトヲ認メ其主張ヲシテ

薄弱ナラシムルコト多シ故ニ先ツ告訴人ニ對シ告訴事實

ノ根本、眞實ナル處ヲ明確ニシ而後其證明方法ヨリ被告

人ノ身元、性癖等ニ至ルマテ告訴人ノ知得ル丈ケノ事柄

ヲ申立テシムルトキハ取調上ノ便益渺カラサルヘシ

第五 傷害事件ニ付テハ被害ノ狀況ヲ實檢シ診斷書ノ記載

ト相違ノ廉アルトキハ其狀況ヲ調書ニ記載スルコト

人民ヨリ差出シタル診斷書ニハ其記載簡單ニシテ傷害狀

況即チ創傷ノ位置、大小及ヒ形狀等不明ナルモノアリ又

本島人ハ藥品ヲ以テ巧ニ溢血ヲ擬スルモノアリテ醫師モ

其鑑定ニ苦シムト云フ斯ル擬傷ハ日時ノ經過ニヨリ消散

變化スルコト眞ノ傷害ト區別アラン故ニ診斷書アルモノ

ト雖モ更ニ傷害部分ノ檢査ヲナシ診斷書ノ記載ト相違ノ

廉アリテ其情狀、輕微ナルモノハ被害者ノ調書中ニ記載

シ重大ナルモノハ別ニ檢證調書ヲ作成シ又時機ニ依リ更

ニ醫師ニ鑑定セシムルヲ要ス

第六 被告人ノ供述ニ基ツキ被害者ヲ取調ヘタル上被害當

時ノ日附ニテハ届出又ハ告訴ヲナサシムルハ不可ナルコ

ト
届出告訴等凡テ其差出當時ノ日附ナルヘシ殊更ニ日時ヲ

變更スルハ反テ事實ヲ紛糾セシムルノ恐アリ本案ノ場合

ニハ必ラス届出ヲナサシムルヲ要セス其調書ニ被害事實

ト届出ヲナサリシ事由ヲ記載スルヲ宜トス

第七 自白ハ之ヲ強フヘカラス却テ不實ノ供述ヲナスノ恐アルコト

自白ハ供述者ノ知得事實ノ自供ナリ之ヲ強フルトキハ知

リタル事モ述ヘス或ハ虚偽ノ申立ヲナシ後日其不實ナル

コトヲ證明シテ其實ヲ免ルコトアリ又全ク事實ヲ知ラサ

ル者モ亦其呵責ニ苦シミ一時之ヲ自認シ後ニ至リ其取消

ヲナスモ信用セラレス途ニ無辜ノ者有罪處分ヲ受クルニ

至ル其危險甚恐ルヘシ特ニ呵責勢ニ乘シ之ヲ制スルノ時

機ヲ得ス途ニ身體ヲ傷害シ其痕跡ヲ遺コスニ至テハ却テ

自ラ其罪責ヲ負ハサルヘカラス宜シク注意スヘシ

第八 被告人ノ自白アリタルトキハ其供述ヲ確實ニスル關係事實ヲ取調フルコト

自白ハ有力ナル證據ナレ共之ヲ取消シタルトキハ其價值

ヲ失フ故ニ被告人ノ自白スル際ニ於テ詳細ニ關係事實ヲ申立シムヘシ且自白ハ更ニ之ヲ他ノ方法ニテ其事實ヲ證

明シ得ル様取調フルヲ要ス (執務心得第百二十九條)
例へハ贓物ハ其所ニ匿シアリト云マトキハ其場所ヲ取調フルカ如シ

第九 被告人、證人ノ取調ハ穩和ヲ旨トシ平易ノ語ヲ用キ事實證據ニ對スル辯解ヲナサシムルコト

往々警察ニテハ「左様ナル問ヲ受ケス」斯クナラント押付ラレタリ、「辯解ヲナサシメス」或ハ「申立ヲ許サレサリシ」ト云フモノアリ其供述ヲ聞クニ全ク眞事實ニシテ虛構ナラサルモノアリ故ニ能ク當初ニ於テ十分辯解セシムルヲ要ス (執務心得第九十八條以下)

第十 證據物件ノ領置ニ關シ左ノ注意ヲナスコト

一 押收、領置ハ其都度調査ヲ作リ記録ニ編綴スルコト (執務心得第五十七條)

二 物件番號ハ其事件ヲ通シテ進行スルコト

三 品目ハ成ルヘク常人ニ解シ易キ普通名稱ヲ選定シ本島特有ノモノハ其名稱ヲ用フルコト

衣類、書籍、賭具等概括的ノモノハ用フヘカラス又骨牌、かるた、名刺、はかき、信書(手紙)印形(印刷)印鑑(印影)位牌等ハ尙ホ一層其物ニ特別ナル記載ヲ要ス

例へハ花合札、トランプ札、何某ノ名刺、何某宛ノはかき、何某ト刻シタル印、圓形水牛ノ小印但何某ト刻ス、何某ト記シタル印影、位牌ハ其記載ニ係ル證名ヲ以テ何々ノ神位トシ備考欄ニ其諱名ヲ記スルカ如シ

本島特有ノ名稱ハ封仔、香火、金紙、銀紙、圖書等ノ如シ其他器具、生物、穀菜、果實等本島人ノ被告事件ニ付テハ其名稱ヲ用フル方誤譯ノ恐ナクシテ便益多カルヘシ

尙ホ其事件取調中ハ品目欄記載ノ名稱ヲ用ヒ妄リニ他ノ名稱ヲ混用セサル様注意ヲ要ス

四 同一名稱ノモノ二箇以上アルトキハ之ヲ區別スルノ記載ヲナスコト

例へハ明治三十年發行五十錢銀貨、凹痕アル五十錢銀貨、明治四十年二月十日附借用證、光緒二十年八月附陳林名義ノ杜實盡根田契字、又ハ光緒二十年八月附陳林名義契尾付杜實盡根田契字、ト記シ其年度特徵其他彼此ヲ區別スルニ足ル記載ヲナスカ如シ

五 偽造又ハ變造物ノ如ク沒收スヘキ物件其他證明上重要ナルモノハ必ラス領置シ一箇毎ニ番號ヲ附スルコト

六 同種類ノモノ多數同時ニ領置スルトキハ其證明ノ目的同一ナル場合ニ於テハ數箇ヲ一括シテ一番號ヲ附スルコト

例へハ賍金ハ「一圓金券何枚、二十錢銀貨何枚」トナシ其内ニ被害者ノ異ナルアリ其區別判明ナルトキハ被害者毎ニ區分スルカ如シ

偽造貨幣ニテモ同時ニ行使シタル同種ノモノハ一括シ若シ同種ニテモ各別ニ行使シタルモノハ區分スルカ如シ

七 偽造又ハ變造ニ係ル書類ハ其原本ヲ領置スルコト

八 證書ノ原本ハ所有者共還付ヲ求メサルトキハ領置ノ手續ヲナサス記録ニ編綴スルコト (執務心得第百三十七條)

九 阿片烟膏其他流動物ノ容器ト共ニ領置シタルトキハ品目欄ニ「何々入何々(陶器蓋入阿片烟膏又ハ小瓶入モルヒネ)」ト記シ員數欄ニ「何処但容器共」ト記スルコト

第十一 被告人、證人取調中證據物件ヲ示シタルトキハ其物件ノ番號又ハ品目ヲ調査ニ記載スルコト

調査中「此時示ス、現物ヲ示ス」或ハ「證據物ヲ示ス」ト記

第十四 刑事訴訟に關する規則 第六節

屬シタルモノアリ漠然トシテ其物如何ヲ知ルヲ得サルナリ

第十二 盜品又ハ遺失物ニシテ證明上必要ナルモノハ領置シ其他ノモノハ左ノ處分ヲナスコト (從來一應凡テ領置アル處分ニ手數ヲ要スルニヨリ) 證名之カ區別ヲナスヲ要ス

一 質入シアリタルトキハ質屋ニ對シ該品ハ質屋取締法ニヨリ無償ニテ引上ラル旨ヲ說示シ被害者ト示談セシムルコト (質屋取締法第十六條)

二 賣買交換シアリタルトキハ占有者ニ對シ該品ハ私訴ニヨリ無償ニ取回サル旨(公商ニ依ル場合ハ此限りニアラス)ヲ說示シ被害者ト示談セシムルコト (民法第百九十四條)

三 贓物寄藏、收受等ノ被告人所持シ居リタルトキ其事件ノ證據物件トナササルトキハ前項ノ通り被害者ニ還付セシムルコト

第十三 贓物ヲ占有者(質屋又ハ買主等)ヨリ領置シタルトキ證明上ノ必要ナク且差出人ニ於テ該品ヲ被害者ニ返還スルコトヲ承諾シタルトキハ其書面ヲ徵シ贓物ハ被害者ニ交付シ領收證ヲ差出セシムルコト

第十四 贓物ヲ賣リタル代金又ハ贓金ニテ買取リタル物品ヲ領置シタルトキハ前項ニ準シ還付ノ上示談セシムルコト

第十五 盜品又ハ遺失物ニ附加、混和シ又ハ加ヘアリタルトキハ占有者ト被害者間ニ示談ヲナサシムルコト

第十六 同日ニ領收又ハ作成シタル記録ハ事實ノ關係ヲ判明ナラシムル様編綴スルコト

第十七 謄寫書類ハ其原本ニ照合シ相違ナキコト及ヒ謄寫ノ年月日場所ヲ記載シ謄寫者署名捺印シ毎葉ニ契印スヘキコト

第十八 凡テ記録中數多ノ事項ヲ記載スルトキハ一事項毎ニ區別シ一、二、三ト順次番號ヲ附シ彼此混亂セサル様注意スルコト

第十九 凡テ記録中數多ノ事項ヲ記載スルトキハ一事項毎ニ區別シ一、二、三ト順次番號ヲ附シ彼此混亂セサル様注意スルコト

第二十 檢證調書ニ添附スル圖面又ハ人體圖ハ其調書ニ契印ヲ爲スヘキコト

第二十一 意見書ノ記載方ニ付左ノ注意ヲナスコト

第二十二 告訴事件取調ノ結果却テ誣告ノ證據アルトキハ告訴事件ト誣告事件ヲ各別ニ送致ヲナスコト但記録中分離シ難キモノハ一方ニ參照ノ記載ヲナスヲ要ス

第二十三 告訴、告發ニ係ル被告人中證據十分ナラサル者アリト雖有罪ノ者ト共ニ其意見ヲ附シ送致ノ手續ヲナスコト

第二十四 檢察官ノ指揮ニ依ル告訴狀添附ノ捜査事件ハ意

見ヲ附シ送致ノ手續ヲナスコト

第二十五 被告人數名アル場合ニ送致書ノ記載方書式ニ依ラサルモノアリ其記載例ニ注意スルコト

第二十六 犯罪ノ原由ヲ取調ルコト

第二十七 被告人ノ素行ヲ取調フルコト

第二十八 殺人、傷害及ヒ竊盜ノ罪ニ付テハ舊刑法ニ規定シタル如キ加重ノ情狀即チ犯罪ノ手段、方法及ヒ被害ノ程度等ノ取調尙ホ必要ナルコト

第二十九 事件送致後被告人ノ再犯者(果犯トシテ處分スヘキ者)タル事ヲ發見シタルトキハ其事實ヲ報告トルコト

第三十 刑法ニテ舊刑法ノ犯罪ヲ明文上廢止シタルモ其罪ハ他ノ規定ニ包含シ又ハ他ノ法令ニ依リ處分スヘキモノアリ注意ヲ要スルコト其著シキモノ左ノ如シ

一 兇徒聚衆ノ罪ハ屬擾ノ罪ニ含マル

二 官吏ノ職務ヲ侮辱スル罪ハ名譽ニ對スル罪ニ含マル

三 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ又ハ所有スル罪ハ銃砲火藥取締規則ニ其規定アリ(刑法施行法第二十五條ニテ舊刑法尙ホ效力アリ)

四 通信ヲ妨害フル罪ハ郵便法及ヒ電信法ニ其規定アリ

第十九 執務心得第三十條ノ契印又ハ認印ハ其書類ノ作成者ノミ之ヲ爲シ立會人其他ノ者ノ捺印ヲ要セサルコト

第二十 檢證調書ニ添附スル圖面又ハ人體圖ハ其調書ニ契印ヲ爲スヘキコト

第二十一 意見書ノ記載方ニ付左ノ注意ヲナスコト

第二十二 告訴事件取調ノ結果却テ誣告ノ證據アルトキハ告訴事件ト誣告事件ヲ各別ニ送致ヲナスコト但記録中分離シ難キモノハ一方ニ參照ノ記載ヲナスヲ要ス

第二十三 告訴、告發ニ係ル被告人中證據十分ナラサル者アリト雖有罪ノ者ト共ニ其意見ヲ附シ送致ノ手續ヲナスコト

第二十四 檢察官ノ指揮ニ依ル告訴狀添附ノ捜査事件ハ意

見ヲ附シ送致ノ手續ヲナスコト

第二十五 被告人數名アル場合ニ送致書ノ記載方書式ニ依ラサルモノアリ其記載例ニ注意スルコト

第二十六 犯罪ノ原由ヲ取調ルコト

第二十七 被告人ノ素行ヲ取調フルコト

第二十八 殺人、傷害及ヒ竊盜ノ罪ニ付テハ舊刑法ニ規定シタル如キ加重ノ情狀即チ犯罪ノ手段、方法及ヒ被害ノ程度等ノ取調尙ホ必要ナルコト

第二十九 事件送致後被告人ノ再犯者(果犯トシテ處分スヘキ者)タル事ヲ發見シタルトキハ其事實ヲ報告トルコト

第三十 刑法ニテ舊刑法ノ犯罪ヲ明文上廢止シタルモ其罪ハ他ノ規定ニ包含シ又ハ他ノ法令ニ依リ處分スヘキモノアリ注意ヲ要スルコト其著シキモノ左ノ如シ

一 兇徒聚衆ノ罪ハ屬擾ノ罪ニ含マル

二 官吏ノ職務ヲ侮辱スル罪ハ名譽ニ對スル罪ニ含マル

三 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ又ハ所有スル罪ハ銃砲火藥取締規則ニ其規定アリ(刑法施行法第二十五條ニテ舊刑法尙ホ效力アリ)

四 通信ヲ妨害フル罪ハ郵便法及ヒ電信法ニ其規定アリ

五 官ノ封印ヲ破棄スル罪ハ公務ノ執行ヲ妨害スル罪ニ

含マル

六 免狀鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪ハ文書偽造ノ罪ニ含マル

七 度量衡ヲ偽造スル罪ハ臺灣度量衡規則ニ其規定アリ

(刑法施行法第二十五條ニテ舊刑法尙效力アリ)

八 傳染病豫防規則ニ關スル罪ハ臺灣傳染病豫防規則及

ヒ臺灣海港檢疫規則ニ其規定アリ (刑法施行法第二十

五條ニテ舊刑法尙效力アリ)

九 健康ヲ害スヘキ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪ハ臺灣

藥品取締規則ニ其規定アリ

十 (四十一年十二月檢發第八七四號ヲ以テ削除)

十一 風俗ヲ害スル罪ハ猥褻ノ罪、賭博、富籤、禮拜所

及ヒ墳墓ニ關スル罪ニ含マル

十二 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪ハ墳墓ニ關ス

ル罪ニ含マル

十三 商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪ハ信用及ヒ業務ニ

對スル罪ニ含マル

十四 官吏財産ニ對スル罪(監守)ハ詐欺及横領ノ罪ニ含

マル

十五 自殺ニ關スル罪ハ殺人ノ罪ニ含マル

十六 祖父母、父母ニ對スル罪ハ殺人、傷害、遺棄、逮捕及ヒ監禁ノ罪ニ含マル

十七 遺失物埋藏物ニ關スル罪ハ横領ノ罪ニ含マル

十八 家資分散ニ關スル罪ハ有罪破産處斷方ニ含マル

(刑法施行法第二十五條ニテ舊刑法尙效力アリ)

十九 受寄財物ニ關スル罪ハ横領ノ罪ニ含マル

二十 船舶ヲ覆没スル罪ハ往來ヲ妨害スル罪ニ含マル

二十一 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪ハ毀棄

ノ罪ニ含マル

二十二 偽證ノ囑託ハ或ハ偽證ノ教唆トナリ賭房給與ハ

從犯ナリ其輪贏ニ關係アルトキハ正犯トナルコトアル

ヘシ

二十三 舊刑法第九十八條乃至第二百零二條(印紙及ヒ郵

便切手ノ偽造變造及再貼用)ハ尙ホ效力ヲ有スルコト、

(刑法施行法

第二十五條)

第三十一 法令中舊刑法ノ刑名ニ依リ規定シタルモノハ刑

法ノ刑名ニ變更シ單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ

禁錮ニ變更スルコト但シ監視及ヒ附加ノ罰金ハ之ヲ廢止

六 拘留又科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三十六 刑法施行前ニ犯シタル暴行(二百〇八條)過失傷

害(二百〇九條)同居ニアラサル親族又ハ家族間ニ於ケル

竊盜、詐欺、恐喝及ヒ横領(二百四十四條二百五十一條

二百五十五條)權利義務ニ關スル他人ノ文書毀棄(二百

五十九條)舊刑法ノ官吏侮辱(舊刑法百四十一條刑法第

二百三十二條)舊刑法ノ物品毀壞及動植物ヲ害スル罪(舊

刑法四百十八條刑法二百六十四條)ハ告訴アラサレハ捜

査ヲナスヘカラサルコト

第三十七 刑事訴訟ニ付重罪輕罪及ヒ違警罪等ノ區別ハ左

ノ如シ

一 死刑無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪

ハ重罪ト看做ス(刑法施行法

第二十九條)

二 前項ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪

ハ輕罪ト看做ス(刑法施行法

第三十條)

三 一項ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ禁錮ト看

做ス(同上)

四 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ違警罪ト看做ス (刑法施行

法第三十

ス(刑法施行法

第十九條)

第三十二 法令中ニ定メタル刑ノ期間又ハ金額ハ之ヲ變更

セス但特ニ期間金額ヲ定メサルモノニ付テハ舊刑法總則

ノ規定ニ從フ(刑法施行法

第二十條)

第三十三 法令中舊刑法ノ規定ヲ揭ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ

依リ若クハ之レニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付刑法

中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

ルコト(刑法施行法第二

十二條第一項)

第三十四 法令中ニ規定シタル輕懲役又ハ輕禁錮ニ該ル罪

ノ未遂ハ之ヲ罰スルコト(刑法施行法

第三十二條)

第三十五 公訴ノ時効期間ハ刑法施行法第三十八條ニテ改

正シ刑法施行前ノ犯罪ニモ適用スルコト其規定左ノ如シ

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ

付テハ十年

三 長期十年未滿ノ懲役又禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ

付テハ三年

五 刑法第八十五條(博戲、賭事)ノ罪ニ付テハ一年

第三十八 懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノトシテ捜査ニ著手スルコト

第三十九 懲役禁錮又ハ罰金拘留若クハ科料ニ該ル罪ニ付テハ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノトシテ捜査ニ著手スルコト

第四十 刑法中罰金ニ該ルモノトシテ捜査ニ著手スヘキ罪ハ左ノ如シ

騷擾罪ノ附和隨行(百六條百七條)失火(百十六條)過失盜水(百二十二條)過失ノ往來妨害(百二十九條)偽造通貨收得後ノ交付行使(百五十二條)猥褻文書類ノ頒布販賣及ヒ陳列(百七十五條)博戲賭事(百八十五條)富藏ノ授受(百八十七條)變死者ヲ葬ル(百九十二條)過失傷害(二百〇九條)過失致死(二百十條)ナリ

第四十一 刑法中違警罪ニ該ルモノトシテ捜査ニ著手スヘキ罪ハ公然ノ猥褻行為(百七十四條)及ヒ公然ノ侮辱罪(二百三十一條)ナルコト

第四十二 被告人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止ムマテ令狀ノ執行又ハ身柄ノ送致ヲ停止シ其旨ヲ報告スルコト(刑法施行法第四十九條)

一 渉ル場合ニ於テモ之ヲ續行シテ其ノ必成ヲ期スヘシ

第二 捜査ニ從事スル者ハ協力一致互ニ連絡ヲ保チ秘密ヲ守リ捜査全局ノ實績ヲ舉クルコトヲ期スヘシ

第三 左記各號ノ犯罪發生シタルトキハ其概要ヲ即時警務局長ニ通報シ取調終了ト共ニ詳報スヘシ若シ捜査ニ時日ヲ要スルトキハ時々其ノ狀況ヲ續報スヘシ

一 刑法第二編第一章乃至第四章第六章及第八章ノ罪

二 匪徒刑罰令ニ關スル罪

三 人命ニ關スル罪

四 内外國ノ通貨偽造、變造及模造ニ關スル罪(單發見ニ止マルモノヲ徐ク)

五 外國人(支那人ヲ除ク)ニ關スル罪

六 官吏有爵者有位帶勳者及辨護士ノ犯セル罰金以上ニ該ルヘキ罪

七 強盜放火盜水往來妨害ノ罪

八 窃盜詐欺恐喝又ハ横領ノ罪ニシテ特殊又ハ重要ト認ムルモノ

九 銃砲火藥類及爆發物ニ關スル重要ナル罪

十 各地方ニ關聯スル重要ナル罪

一 心神喪失ノ状態ニアルトキ

二 疾病ニ罹リ護送ニ堪ヘサル虞アルトキ

三 受胎後七月以上ナルトキ

四 分娩後一月ヲ經過セサトキ

第四十三 刑ノ執行猶豫ニ關スル意見ハ詳細ノ事由ヲ具シ親展書トシテ檢察官ニ送付スルコト

犯罪捜査事務取扱ニ關スル件
犯罪捜査事務取扱ニ關スル件
第一 犯罪捜査ハ周到ナル注意ト緻密ナル觀察トニ依リ一定ノ方針ヲ樹テ敏活ニ之ヲ爲シ假令捜査ノ久シキニ

十一 公衆ノ耳目ヲ惹ク罪

第四 前項詳報ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

一 被疑者ノ住所氏名年齢職業

二 被害者及被害ノ狀況多寡

三 罪名

四 犯時場所及檢舉年月日

五 犯罪ノ原因罪狀

六 犯罪捜査ノ狀況顛末及檢舉者ノ氏名

七 將來刑事警察ノ參考トナルヘキ事項

第五 犯罪ノ態様捜査ノ顛末ニシテ將來刑事警察上參考トナルヘキモノアリタルトキハ其ノ狀況ヲ他ノ州廳ニ通報スヘシ

第六 出獄者又ハ舉動不審者ニシテ一定ノ住所又ハ生業ナク諸方ニ立廻リ犯罪ヲ犯ス虞アルトキハ其ノ氏名年齢人相特徴及捜査上注意ヲ要スヘキ事項等ヲ關係州廳ニ通報スヘシ

第七 犯罪捜査ニ關シ他官署ニ手配ヲ爲スニハ左記事項ヲ記載スヘシ但シ罪狀ニ依リ記載事項ノ取捨ヲ爲スコトヲ得

- 一 被害者ノ住所氏名年齢職業
- 二 犯罪ノ日時場所
- 三 被害金品ノ種類形狀數量價格
- 四 犯罪ノ手段方法
- 五 遺留品其他捜査ノ資料トナルヘキ事項
- 六 被疑者ノ住所氏名年齢職業人相及特徴
- 七 其他捜査上注意スヘキ事項
- 第八 交通機關等ヲ利用スル犯罪ニシテ他州關係ヲ有スル場合ハ速ニ事件ニ關スル細大事項ヲ互報シ聯絡捜査ヲ爲スヘシ
- 第九 州廳ニ於テハ豫メ犯人ノ捜査逮捕上緊急ヲ要スル場合ニ處スル措置ヲ講シ事ニ蓋ミテ遺算ナキヲ期スヘシ
- 第十 隣接地域中特ニ重要ト認ムル地點ニ於ケル緊急捜査ニ關シテハ關係州廳ハ豫メ共助ニ關スル協定ヲ爲シ置クヘシ
- 第十一 隣接官署ヨリ緊急捜査ノ囑託アリタル場合及第七項第八項ノ捜査手配ヲ受ケタル官署ハ速カニ機宜ノ

措置ヲ講シ捜査上充分ナル共助ヲ爲スヘシ

二、盜難届口頭錄取に就て

明治三十九年十二月十日警察本署長は本保司乙第四九〇號を以て次の如く通牒する處があつた。蓋し
 盜罪は犯罪中最多數を占め偶然に加害者捜査中他の犯罪者を發見することあり故に盜難あれば直に届出しむるの習慣を養成するは警察上最必要のことに屬す然るに盜難被害を警察官に申告せんにハ書面の提出を求めらるゝより無筆者は代書人に依頼せざるを得ずして遂には被害の申告を見合すか如き弊なきにあらず依て差支なき限りは警察官吏に於て被害者の署名捺印ある應取書(盜難口頭届書と題し)を作り届書に代用せしめ僅少の被害と雖遺漏からしむる趣旨であつた。

盜難届ヲ警察官ニ於テ代書セシムル件

盜罪ハ犯罪中最多數ヲ占メ從テ其ノ加害者捜査中意外ニ他ノ犯罪者ヲ發見スルノ便益アリ故ニ盜難被害アレハ直ニ届出シムルノ習慣ヲ養成スルハ警察上最モ必要ナリ然ルニ盜難被害ヲ警察官ニ申告セハ其届書ヲ提出スヘキコトヲ求メラルルヨリ無筆者ニアリテハ手數料ヲ出シ

テ代書人ニ依頼セサルヲ得サルヲ以テ遂ニハ被害ヲ申告セサカ如キ弊ナキニアラサレハ差支ナキ限りハ警察官吏ニ於テ被害者ノ署名捺印アル聞取書(盜難口頭届書ト題シ)ヲ作り届書ニ代用セシメ僅少ノ被害ト雖遺漏ナク網羅セラルル様致度此段及照會候也
 追テ聽取洩レ等ナキ爲様式調製シ置クノ必要可有之ト被存候ニ付別紙爲參考送付候也

(別紙)

盜難口頭届聽取書		明治	年	月	日
被害者住所	姓名	年	齡		
被害場所					
被害年月日時	明治	年	月	日	時
犯罪方法					
遺留品					
被告人姓名人相					
被害金品種類					
取書場所及官姓名					
印					

右規定の廢止 其後大正十三年三月八日に至り警務局長は警保第三〇九號を以て左記の通り各州知事廳長に通牒、之を廢止するに至つた。

盜難口頭届出ニ關スル件

口頭ヲ以テ盜難被害ノ申告ヲ受ケタル場合ニ於ケル取扱方ニ關シ明治三十九年十二月本保司乙第四九〇號ヲ以テ照會置候處今般高等法院檢察官長ノ訓令ヲ以テ制定セラレタル司法警察處務規程第十二條ニ同趣ノ規定アリテ彼此重複ノ嫌有之候爾今該照會ハ之ヲ廢止致候條右通牒ス

三、捜査に關する書類に關して

大正五年九月警察本署長は本保第一一九二號を以て次の如く各廳長へ通牒する處があつた。

捜査書類ニ關スル件

近來各廳間ニ於ケル行政司法ノ捜査事件ニ關スル照會書ニハ被捜査者ノ特徴經歷等ハ勿論住所職業サヘ判明セサルモノ多ク爲ニ捜査ニ困難ナル聞ヘ有之候條爾今捜査

第四章 司法警察に關する規程並通則

六五〇

照會ノ際ニハ可成捜査ヲ便ナラシムル爲各種ノ參考資料ヲ明記シ照會相成殊ニ司法上ニ於ケル捜査ハ最モ敏速ヲ要スル義ニ付可成詳細ナル參考資料ヲ附記照會相成様致度
 四、未檢畢重要犯罪事件簿ノ設定
 (用紙美濃型西洋紙)

警務局にありては重要犯罪ノ捜査上各州、廳間及警務局との聯絡其他に關し遺憾の點尠からざるを以て之を救ふべく左記様式未檢畢重要犯罪事件簿を昭和九年六月設定七月一日より實施のことに確定した。

檢印				件名		昭 和 年 月 日 午 時 分 發 生	昭 和 年 月 日 午 時 分 發 覺										
加 害 者		被 害 者		場 所													
要 概 ノ 件 事																	
報告月日				昭 和 年 月 日													
<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																	

未 願 ノ 件 事						要 概 ノ 査 搜					
						警 務 局 ノ 處 置					
						當 該 州 廳 ノ 捜 査 狀 況					

五、被告人死亡したる場合の處置取扱に關して
 昭和十一年十一月高等法院檢察官長よりの照會に依り、
 警務局長は同月十日警々乙第四一九七號を以て次の如き各
 州知事及廳長に通牒する處があつた。

候條報告洩ナキ様御留意相成度右通牒ス
 刑事被告人死亡報告ノ件照會

刑事被告人死亡報告ノ件
 首題ノ件ニ關シ高等法院檢察官長ヨリ左記ノ通照會越

刑事被告人死亡シタルトキハ刑事訴訟法第三百十五條
 第三百六十五條等ニ依り豫審判官又ハ法院ニ於テ決定ヲ
 以テ公訴ヲ棄却スヘク被疑者死亡シタルトキハ檢察官ニ

第四章 司法警察に關する規程並通則

六五一

於テ不起訴決定ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ警察官署ヨリ
檢察局ニ刑事事件ヲ送致シタル後即決確定其ノ他ノ事由
ニ依リ該刑事事件ノ處置終了スルニ至ル迄ノ間ニ於テ被
告人又ハ被疑者死亡シタルトキハ至急所轄檢察官ニ報告
スル様警察官署一般ニ通牒相成度此段及照會候也

追テ公判繫屬中ノ被告人死亡シタルヲ警察官署ニ於テ
知悉シ乍ラ檢察官ニ報告セサリシ爲メ法院ニ於テハ被
告人ノ死亡シタルコトヲ知ラスシテ有罪判決ヲ爲シ該
判決確定シタル爲メ非常上告ノ手續ヲ爲スノ止ムヲ得
サルニ至リシモノ最近數例頻出シタルヲ以テ特ニ本照
會ニ及フ次第ニ有之候

尙被告人又ハ被疑者ノ死亡ノミナラス被告人、被疑者
又ハ被害者等刑事事件關係人ノ身上ニ關スル事項ニシ
テ裁判上参考トナルヘキモノハ檢察官ニ事件ヲ送致シ
タル後ト雖モ檢察官ニ速ニ報告スヘキ事ハ司法警察職
務規範第二百二十六條ニ規定セラル、處ニ有之警察官署
一般此規定ヲ勵行スル様御配慮相成度候

六 犯罪事件の送致に關して

第號至第號ト記載スルコト

イ、同一送致記録ト雖モ他ノ被疑者ノ犯罪カ全然別個
ナルトキ(竊盜ト贖物故買收賄ト贈賄、傷害相告訴
阿片密買ト密賣等)

ロ、中止犯人ヲ檢査送致スル場合ハ檢察官ヨリ特段ノ
命令アル場合ノ外檢査シタル被疑者ノミニ付再起ス
ルトキ

七 犯罪事件簿の處理方に關して

昭和八年三月警務局に於て月報に依り司法事件の各郡署
に於ける取扱方法を調査したる結果、前月よりの繰越事件
なき郡署十二箇所に及んでゐるが之は犯罪事件簿の取扱が
不當な爲めであるとして三月三十日付警々乙第七八三號を
以て次の如く各州知事廳長に通牒する處があつた。

犯罪事件簿處理方ニ關スル件

本年一月分月報第六六表檢察局送致事件數ヲ査閱スル
ニ前月繰越事件及翌月ヘノ繰越事件ナキ郡署全島ニ於テ
十餘ニ及フ狀況ニ有之候モ毎月數十件ヲ送致スル郡署ニ

第四章 司法警察に關する通則

昭和十四年一月十日警務局長は警々刑第三二號を以て犯
罪送致事件の處理に關し次の如く通牒する處があつた。

犯罪送致事件ノ處理方ニ關スル件

檢察局送致事件ニ付テハ其ノ整理方法概ネ一記録一件
トシ處理セラレアル處ナルモ殊更件數ヲ増サシカ爲メ各
罪ヲ送致事件一件宛ト爲シ處理スル事例アルヤニ聞及ヒ
候處斯テハ犯罪統計竝ニ事務繁閑比較等ニ甚シキ過誤ヲ
來スニ付爾今左記ニ依リ處理相成度
右通牒ス

- 一、左ノ事件ハ總テ一件トシ犯罪事件簿左方上部第號欄
ニ進行番號一宛ヲ記載シ送致書欄外ニ進行番號一宛ヲ
記載スルコト
- イ、同一人ノ被疑者ニ對シ發覺シタル二個以上ノ犯罪
(併合罪、連續犯、牽連犯)
- ロ、同一事件ニ對シ發覺シタル二人以上ノ被疑者(共
犯)
- 二、左ノ事件ハ更ニ一件トシ犯罪事件簿左方上部第號欄
ニ自第號至第號ト記載順次番號ヲ追ヒ送致書欄外ニ自

於テ事件ヲ一件モ翌月ニ繰越ササル様處理シ得ルコトハ
殆ント不可能ノコトニ有之右ハ犯罪事件簿ノ處理方法カ
事件ヲ受理シタルトキニ直ニ事件簿ニ登載セス事件ノ搜
査ヲ了リ送致ノ手續ヲ爲スニ當リ始メテ事件簿ニ登載整
理スルカ爲ニアラサルヤト思料セラルルモ司法警察官カ
犯罪事件ヲ受理シタルトキハ直チニ犯罪事件簿ニ登載セ
サルヘカラサルハ司法警察處務規程ノ明定スル所ニ有之
候條萬一上述ノ如キ處理ヲ爲ス向有之候ハハ自今其ノ方
法ヲ改ムル様御注意相成度
右通牒ス

八 留置及留置人看守に關して

覆審法院檢察官長の通牒 大正六年三月十六日覆審法院
檢察官長は司法警察官の留置處分に關し次の如く訓令致し
たき趣きを以て警察本署長の意見を求むる處があつた。

司法警察官カ非現行犯ノ取調ヲ爲スニ當リ嫌疑者ヲ同
行シ多少期間之ヲ留置スルハ從來ノ惡慣例ニシテ其ノ期
間往々數箇月ノ長期ニ亘ルモノアリ甚シキハ罰金刑ニ該
ルヘキ被告人ヲ長期間留置スルモノ少シトセス蓋シ本島

ニ於テハ内地ト稍其ノ事情ヲ異ニシ本島人ニ對スル犯罪ノ捜査上多少期間留置ヲ必要トスル場合之レアルヘキモ從來留置處分ニ付テハ何等制限ヲ加ヘス又其ノ監督ノ方法嚴密ナラサリシヲ以テ必要以外ニ之ヲ濫用スルノ弊ヲ生シ今ヤ其ノ弊害ノ及フ所測ルヘカラサルモノアリ就テハ被告人一定ノ住所ヲ有セサルカ逃走又ハ證據湮滅ノ虞アル等必要已ムヲ得サル場合ノ外ハ之ヲ留置スルコトヲ禁止シ又其ノ留置期間ノ如キモ大ニ制限ヲ加ヘ如何ナル場合ト雖モ留置期間十日ヲ超ユルコトヲ嚴禁シ若十日以上留置ヲ必要トスルトキハ檢察官ニ協議シ令狀ノ發付ヲ求メ適式ニ拘束ヲ爲サシムルコトトシ不適法ノ拘束ハ之ヲ避ケシムル方法ヲ講セラルヘシ尙留置處分ニ付テハ平素嚴重ニ監督ヲ加ヘ不穩當ト認メラルモノハ狀ヲ具シ本職ニ報告セラルヘシ

右訓令ス

これに對し同月二十三日警察本署長の回答は

司法警察官ノ非現行犯嫌疑者ノ留置處分ニ關スル訓令按ノ件御内閣相成候處司法警察官ノ非現行犯ノ留置ニ就テハ當方ニ於テモ從來嚴重留置監督致シ居ル處ニシテ大

體ニ於テ長期ノ留置ヲ見サルモ本島ノ現狀ニ在テハ尙多少長期留置ノ止ムヲ得サルノ状態ニ在ルヲ以テ今遽カニ其期間ヲ限定セラルルニ於テハ反テ餘弊ヲ醸生スルノ虞レナシトセサレハ此際ノ御訓令ニハ特ニ期間ヲ限定セラルコトナク抽象的ニ長期ニ涉ル相當理由ナキ留置ヲ嚴重取締ルノ趣旨ニ止メラレ期間ノ限定ハ今後諸般ノ施設改善ノ結果司法警察官ニ於テ充分ノ能力ヲ發揮シ得ルノ時機ニ至ル迄暫ク留保セラルル様切ニ希望致候然レトモ若シ強テ期間ヲ限定セラルル必要アリトセハ土地ノ狀況事件ノ性質等特別ノ必要アル場合ヲ除ク外十五日以上ノ留置ヲ許サルルニ止メラルル様致度

右意見及回答候也

といふにあつたが、覆審法院檢察官長は同月二十七日覆檢發第二七五號を以て次の如く各地方法院檢察官長に訓令を發したので、臺北臺中臺南の三地方法院檢察官長よりは夫々此の趣旨を各管司法警察官署に訓令する處があつた。

司法警察官留置ニ關スル件

司法警察官カ非現行犯ノ取調ヲ爲スニ當リ嫌疑者ヲ同行シ多少期間之ヲ留置スルハ從來ノ惡慣例ニシテ其ノ期

間往々數箇月ノ長期ニ亘ルモノアリ甚シキハ罰金刑ニ該ルヘキ被告人ヲ長期間留置スルモノ少シトセス蓋シ本島ニ於テハ内地ト稍ヤ事情ヲ異ニスルヲ以テ犯罪ノ捜査上多少留置ハ之ヲ默認スルノ必要之アルヘキモ從來留置處分ニ付テハ何等ノ制限ヲ加ヘス又其ノ監督方法嚴密ナラサリシヲ以テ必要以外ニ之ヲ濫用スルノ弊ヲ生シ今ニシテ之ヲ矯正セサレハ其ノ弊害ノ及フ所測ルヘカラサルモノアリ就テハ此際左記ノ方針ニ依リ司法警察官ヲ指導監督シ矯正ノ方法ヲ講セラレ候様致度此段通達候也

一、被告人一定ノ住所ヲ有セルカ逃走又ハ證據湮滅ノ虞アル等已ムヲ得サル場合ノ外ハ濫リニ留置處分ヲ爲サ

二、禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ被告事件ノ外ハ留置處分ヲ爲ササルコト

三、留置ハ己ムヲ得サル場合ニ於ケル臨機ノ處置ナルヲ以テ留置後檢察官ノ令狀ニ依リ正式ニ拘束シ得ヘキ場合ハ可成其留置處分ヲ取消シ正式ニ拘束スルコト

四、留置期間ハ十五日以内トシ特別ノ事情ニ依ラスシテ十五日以上拘束ヲ必要トスルトキハ必ス檢察官ノ令狀

ニ依リ拘束ニスルコト
五、被告人ヲ留置シタルトキハ急速ニ其ノ事件ノ取調ヲ進行シ可成留置期間ヲ減縮セシメ一日タリトモ無用ノ拘束ヲ爲ササルコト

六、留置處分ヲ爲スニハ被告人ノ社會上ノ地位身分等ニ注意シ處分上遺算ナキヲ期スルコト

七、被告事件ノ告訴ヲ受タルトキ其ノ事實ノ眞否ヲ審究セスシテ直ニ被告人ヲ留置スルカ如キ弊ナカラシムルコト

八、毎月留置人員期間等ヲ報告セシムル等適當ノ監督方法ヲ設ケ嚴重ニ之ヲ監督スルコト

九、過失怠慢ニ依リ留置期間ヲ延長スル等其ノ處置不穩當ト認ムルトキハ速ニ本職ニ報告スルコト

留置人逃走の場合の報告に就て 明治四十三年十一月二十一日内務局長は内警第二九一九號を以て次の如く通牒する處があつた。

留置人ノ逃走又ハ留置場ヲ破壊セラレタル場合等ニ關シテハ其ノ際當然報告可有答ニ候處往々之カ報告ヲ怠リ甚タシキニ至リテハ其ノ責任ヲ等閑ニ付シ曖昧程ニ之ヲ

埋没セントスルカ如キ條有之斯テハ官紀上ニモ影響ヲ及
ホシ不都合不勤候條自今留置場ノ破壊ハ勿論留置人ノ逃
走ハ其罪ノ輕重如何ニ不拘一旦拘禁シタル者ハ(承諾同
行ヲモ含ム)悉ク其ノ事件發生ノ都度詳細報告可相成此
段通牒候也

留置人逃走の防止に就て 明治四十四年二月二十日内務
局長は内警第六八九號を以て留置人逃走の防止に關し重ね
て次の如く各廳長に通牒する處があつた。

留置人ノ逃走又ハ留置場ヲ破壊セラレタル場合ハ其ノ
都度報告スヘキ旨客年十一月二十一日内警第二九一九號
ヲ以テ及通牒候處十一月以降本月迄ノ間ニ於ケル各廳
ヨリノ報告ヲ綜合スルニ留置人ノ逃走十一名ニシテ其ノ
大部分ハ何レモ留置場ヲ破壊シ逃走シタルモノノ如シ是
等ハ全ク監房ノ設備不完全ナルト一面看守者カ廳警察職
務規程ニ依リ一時間毎ニ留置場ノ鎖鑰並其ノ内外ノ検査
ヲ勤行セサルニ歸着スルモノニシテ警察ノ威信ニ關係ヲ
及ホス義ト思料セラレ候條此ノ際監房ノ修理ヲ遺憾ナク
施行シ尙看守者ノ監督ヲ嚴密ニシ充分ナル注意ヲ拂ヒ失
態ナキヲ期セラレ度此ノ段及通牒候也

第二 犯罪捜査に關する通牒

一、舊き事件の捜査に關して

明治四十年一月民政長官は民警第七五號を以て次の如く
通達、發生後時日を経過する事件を閉却すべからざる旨注
意を促す處があつた。

舊犯罪事件ノ捜査ニ關スル件

犯罪行為ハ日ヲ經ルニ從テ證據湮滅シ之カ捜査ノ困難
ハ免カレサル處ナレトモ毎月提出ノ犯罪票事件ノ多少ヲ
論セス各廳トモ其ノ月ノ犯罪ヲ檢査シタルモノ十中ノ九
ヲ占メ一箇年以前ノモノハ勿論二三箇月前ノ犯罪ト雖モ
之ヲ檢査スルコト實ニ僅少ナリ昨年八月末日ヲ期シ調査
セシ公訴ノ時効トナラサルモノ及ヒ刑ノ滿期免除トナラ
サルモノノ其ノ件數人員ハ別表ノ通ニシテ寧ロ犯人横行
シ居ルト云フモ可ナリ例ヘハ昨年上半年間ノ盜難被害檢
査數ニ徴スルニ被害百件ニ對シ檢査セシモノハ三十五件
ニシテ六箇月間檢査數ノ五十ニ達シタル月ナシ他ノ犯罪
行為ニ於テモ亦同一轍ナラント信セラルスル犯人ノ檢査
セラレサルモノノ多數ヲ生スルハ察スルニ當局官吏ノ多

クハ土地人情言語ニ精通セサルト又一ハ犯罪行為アレハ
一應ノ捜査ヲナスモ端緒ヲ得サルモノハ其ノ儘トナシ新
事件ノ捜査ニ着手シ殆ント舊事件ヲ顧ミサルノ結果ニア
ラサルヤ苟モ一度ノ捜査ニテ直ニ端緒ヲ得ルモノノミニ
アラサルコトハ能ク知悉スル處ナルモ兎角之等ヲ放棄ス
ルハ當局者ノ常弊トモ被存候條是カ監督ノ地位ニアルモ
ノハ時ニ舊事件ノ捜査ニ注意ヲ加ヘ遺憾ナク犯罪檢査ヲ
督勵シ今日ノ未檢査數ヲシテ減縮セシメラレシコトヲ特
ニ注意可相成此段及通牒候也 (別表略ス)

二 勞働者の身元調査に關して

明治四十年一月警察本署長は本條司乙第六〇六號を以て
多數勞働者を用ふる場所に警察の監視を要する旨次の如く
各廳長に通牒する處があつた。

勞働者ノ身元調査方ニ關スル件

多數勞働者ヲ用キル場所ニハ往々犯人入込ミ巧ニ姓名
ヲ詐リ勞働者ノ中間トナリ一年二年ノ時日ヲ一定ノ場所
ニテ安全ニ經過スルモノ有之是等ハ勞働者ノ取締嚴密ナ

ラサル結果ニ外ナラス斯クテハ司法警察上遺憾不勤候條
勞働者ノ身元及素行ハ常ニ充分視察ヲ遂ケ苟モ犯人ヲシ
テ法ヲ免カレシムルカ如キ事ナカラシムル様特ニ注意相
成度別紙重罪凶ノ破獄逃走後ノ狀態參考迄ニ添附此段及
通牒候也 (別紙ハ之ヲ略ス)

三 犯人捜査に餘弊を生せしめざる事に關して

明治四十年三月警察本署長は本保司乙第三號を以て次の
如く各廳長へ通牒。犯人捜査に慎重を求むる處があつた。

犯人捜査ニ關シ餘弊ヲ生セシメサル

權注意スヘキ件

刑事犯人捜査ニ付當任者五ニ成績ヲ競フハ有利ノコト
ナルモ競争ノ餘リ或ハ他ヲ排シ或ハ陥レ軋轢ノ結果遂ニ
犯人ヲ逸スルカ如キ容易ナラサル弊害ヲ醸ス向モ有之ヤ
ニ聞及候就テハ將來五ニ私情ヲ去リ坦懷事ニ當リ餘弊ヲ
生セサル様訓示相成度此段及通牒候也

四 刑事被告人取調に關して

明治四十一年四月十一日民政長官は民警第一一三〇號を以て左記の如く通牒司法警察官の刑事被告人取調に關し注意を促す處があつた。

警察官ノ刑事被告人取調ニ關スル件

司法警察官ノ刑事被告人取扱方ニ關シテハ明治三十九年十一月警務課長會議ノ際覆審法院檢察官長ノ各實例ヲ引キ精細ナル訓示アリ其要領ハ同官ヨリ各廳ニ通達セラレ其他地方法院檢察官ヨリモ時々口頭若クハ書面ニテ訓示セラレ頗ル好成绩ノ廳有之モ尙二三ノ廳ニ於テハ刑事被告人ノ取調ニ際シ往々苛酷ニ失スル哉ノ聞込有之要スルニ警察官ニ於テ證據物件ノ蒐集ニ重キヲ置カサルニアラサルモ之等ノ蒐集ハ比較的困難ナル爲メ自白ニ重キヲ置カサルヲ得サルノ結果トナリ被告人ノ自白ヲ得シナラハ其他ノ證據ハ自然ニ蒐集シ易キ様ノ觀アル爲メ自白ヲ求ムルニ急ニシテ往々拷問類似ノ取扱ヲナシ以テ被告人ノ自白ヲ得ハ他ノ證據ノ有無如何ニ拘ラス被告人ヲ檢察官ニ送致スルモノノ如ク被認候然レ雖被告人ハ證據ノ充分ニ蒐集シアラサルコトヲ知り警察官署ニ於テ自白シタ

ル事項ハ之ヲ取消スニ至ルモノ鮮少ナラス而シテ其取消ノ理由ハ警察官ニ苛酷ノ取調ヲ受ケ到底之ニ耐ヘサルヨリ不利益ノ陳述ヲ爲シタルモノナリト云フ若シ此場合ニ於テ被告人ノ身體ニ苛責セシ痕跡ノ存スルアルニ於テハ裁判官モ被告人ノ陳述ヲ無實ニ排斥スルコト能ハス途ニ警察官ノ作成シタル調査ニ信用ヲ置クコト甚タ薄カシシムルニ至ルヘク斯クテハ刑事被告人ノ取扱上遺憾不勤ノミナラス一旦檢察官ニ送致シ證據不備ノ爲メ直ニ放置セラルルカ如キハ人民ヲシテ警察官ノ取調ノ不法ナルコトヲ推知セシムルニ至リ將來警察行動上萬事ニ付不都合不勤候刑事被告人ノ取調ハ一層改善ノ策ヲ講シ苟モ苛責スル等ノ行爲無之專ラ證據物件ノ蒐集ニ努ムルト同時ニ自白モ證據中ノ有力ナルモノナレハ其ノ蒐集セシ證據ニ依リ被告人ヲシテ自然ニ自白セサルヲ得サルカ如クニ追究シ一面本島人ノ常習タル一時的ノ虚言ノ畏ニ懸ラサルコトニ留意シ以テ苛察ヲ要セスシテ搜查處分ヲ遂ケ其取調ヲシテ十分遺憾ナカラシムル様注意セラルヘク若シ今後刑事被告人ノ取調ニ際シ苟モ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル痕跡アルニ於テハ嚴重取調ノ上相當ノ處分相成ルヘキ筈ニ有

之候條部下警察官吏ニ洩レナク此ノ旨趣ヲ訓示可相成依命此段及通達候也

習久しき本島人の賭博犯檢舉に關し次の如く各廳長に通牒注意を促す處があつた。

五 十四歳未満の犯罪者取扱に就て

賭博犯檢舉ニ付注意方ノ件

明治四十一年十一月六日民政長官は民總第五一八五號ノ一を以て次の如く各廳長に通達する處があつた。

内地ニ於テハ新刑法實施後ハ從來懲役場ニ留置スヘキ者ハ之ヲ感化院ニ入院セシムルコトト相成候處本島ニハ未タ感化院ノ設備ナキニ付十四歳未満ノ犯罪者ニシテ懲役ヲ必要スルモノト認ムル者ト認メタルトキハ其父母親權者又ハ其他ノ保正甲長等ニ其保護ヲ託シ充分將來ヲ訓戒シ勉メテ矯正ノ途ヲ講セラレ度法院檢察官ニ對シテモ少年犯罪者ニシテ感化院ニ入院セシムヘキモノト認ムルモノト其居住地ノ廳長ヘ引渡スヘキ旨通達致置候ニ付自然檢察官ヨリ所遇方依頼アリタル場合ハ同様取計可相成依命此段及通達候也

六 賭博犯檢舉に關して

大正五年四月七日警察本署長は本保第四九八號を以て因

賭博ハ本島人一般ノ陋習ナルヲ以テ之ヲ檢舉シ其ノ弊風ヲ矯正シ僥倖心ノ増進ヲ防遏スルハ緊要ナルコトニ屬スト雖モ本犯ハ強窃盜詐欺横領犯等ト其ノ趣ヲ異ニシ一面ノ犯罪ハ直ニ社會ノ公安風俗ヲ害スル甚大ナルモノニ無之ニ付過ル明治三十六年九月本保第九二三號ヲ以テ輕易ナル犯罪取扱方ニ關シ通牒ノ次第モ有之殊ニ本島人ハ賭博ヲ犯罪視セサル傾向有之候ニ付該犯人ヲ悉ク檢舉スルコトハ策ノ得タルモノニ無之故ニ初犯ニシテ情狀輕キ者ハ嚴重訓戒ニ止ムル方針ヲ採リ之ヲ處分セサルヲ得策ト被存候然ルニ下級警察官吏ハ徒ラニ犯罪檢舉ノ多キヲ以テ能事トスル嫌有之様思料セラレ候ニ付自今左記各項ニ依リ取扱フ様警察官吏一般ヘ御注意相成様致度

右通牒ス
一、陰曆正月ノ如キ本島人ノ賭博ヲ爲ス習慣アル時期及保甲會議等ノ際ニ於テ賭博ハ刑罰ニ觸ルルノミナラス

徒ラニ憐憫心ヲ挑發シ漸次遊惰放逸ニ流レ終ニハ家産ヲ傾ケ善良ノ風俗ヲ紊スモノナルヲ以テ其ノ趣旨ヲ嚴重ニ各人ニ徹底スル様説諭訓戒シ此ノ陋習ヲ矯正シ賭博犯ノ豫防ニ努ムルコト

二、平素賭博ニ付説諭訓戒ヲ受ケ居ルニ拘ラス尙賭博ヲ爲ス者アルトキハ假借ナク之ヲ檢舉シ如何ナル事情アルモ嚴格ニ法規ヲ適用スルコト

七 辨護士等の請託等に對する注意に關して

大正六年四月十一日警察本署長は本保第五三二號を以て次の如く各廳長に通牒司法警察事務の取扱に關し注意を促す處があつた。

司法警察事務取扱方ニ關スル件

司法主任又ハ支廳長タル警察官ニシテ民事ニ關スル事件又ハ之ニ類スル刑事ニ關スル事件等ニ付辯護士等ノ請託ヲ受ケ往々之カ爲メ利用セラルル弊アルヤノ聞有之候處果シテ事實ナリトセハ官紀上容スヘカラサル義ニ付爾今如此場合ニハ其ノ事件ノ捜査ヲ直接檢察官ニ移スカ又

ハ之カ指揮ニ依リ取扱フヘク以テ濫リニ辯護士等ノ爲メ不當ニ利用セラルルノ弊ナキ様嚴密注意相成様致度爲念右通牒ス

八 官公吏の犯罪檢舉に關して

大正十三年三月二十八日總務長官は總警第四六三號を以て次の如く各州知事廳長へ通牒官公吏犯行の視察を固密にし犯罪を損害大ならざる中に檢舉すべき旨通牒する處があつた。

官公吏等ノ犯罪ニ關スル件

官公吏又ハ組合書記等ニシテ其職務ニ關シ犯罪ヲナスモノ尙ホ尠カラス併カモ犯人ノ多クハ内地對岸等ニ逃走シ檢舉不可能ノ儘漫然捜査續行中ニ屬スルノミナラス尙是カ續出ノ徵アルハ甚タ遺憾ニ不堪次第ニ有之候是等犯罪ハ主トシテ網記ノ不振財界ノ不況等ニ原因スヘキモノ面豫防警察ノ實擧ヲサルニ因ルモノアルハ否定スヘカラサル事實ニシテ官公吏カ長期ニ涉リ料理屋ニ豪遊シ又ハ組合書記カ遊蕩ニ耽ルヲ知ラス逃走又ハ新聞記事等ニヨ

リ始メテ公金又ハ集金等ヲ横領セラレタルヲ知り周章之カ手配ヲ爲スカ如キ事例皆然リ是等ハ臨檢視察又ハ戸口實査ノ徹底ニ依リ事ヲ未然ニ防キ又ハ被害未タ大ナラサルニ免除スルヲ得ヘク假令犯人ヲ出スニ於テモ之カ檢舉ハ容易ナルヘキモノト思料セラレ候將來部下警察官吏ヲ督勵シ視察ノ徹底ト捜査ノ嚴重トヲ期セラレ度右經伺ノ上通牒ス

九 犯人取調に關して

大正十四年三月五日臺中州大屯郡警察課勤務刑事が賭博の現行犯人取調中致死するに至らした事件は民衆の權利伸長が呼ばれてゐた折柄大に物議を醸しついに演義罪として訴訟を受け懲役四年に處せられたが本件に關し三月十六日警務局長は總警第五〇一號を以て次の如く臺中州知事へ通牒、同文を添付更に各州知事廳長へも通牒一般の注意を促す處があつた。

犯人取調ニ關スル件

三月五日大屯郡警察課ニ於テ刑事巡査柳政榮カ賭博犯

人林井ヲ取調フルニ方リ其取扱當ヲ失シ同人ヲシテ率到絶息スルニ至ラシメ爲メニ其筋ノ取調ヲ受クルニ至リタルハ甚タ遺憾ニ堪ヘサル次第ニ有之候犯人取調等ニ際シテハ最慎重ノ態度ヲ持シ苟モ其ノ措置ヲ誤ルカ如キコトナキ様屢々訓達セラレアルヲ以テ從來此點ニ關シ監督上充分御留意ノコトト思料スルモ今回ノ如キ事案ヲ惹起スルニ至リタルハ畢竟下級警察官吏カ訓達ノ趣旨ニ徹底セサルニ基因スルモノト被存候條此際更ニ警察官吏ヲ戒飾シ斯カル失態ヲ再セサル様致度右經伺ノ上通牒ス

一〇 司法警察係員の監獄派遣に就て

明治四十年七月二十七日警察本署長は本保同甲第六號を以て次の如く廳長へ通牒する處があつた。蓋し在監中の行狀其他萬般の事情を知り置くことは捜査及再犯豫防上有り

なる参考資料となるからと云ふのである。

司法警察事務ニ付監獄へ保員派遣方
二關スル件

從來司法警察主任又ハ刑事巡查等ニ於テ一犯人ヲ檢事シ其處分決了シ入監ノ身トナリタル以上ハ本人ニ就キ刑事警察上何等顧ミル處ナキ有様ニ候處在監中ノ行狀其ノ他萬般ノ事情ヲ知リ置クハ捜査及再犯豫防上等有力ナル參考資料タルヘシト被存候條本人ニ付事前捜査等ニ依リ事情ヲ知リ居ル司法主任又ハ刑事巡查ヲシテ時ニ監獄ニ於テ本人若クハ保官等ヨリ参考トナルヘキ事項ヲ承知セシメ再犯豫防又ハ犯罪捜査ノ資料ニ供セラレ度此段及通牒候也

追テ監獄へハ右ノ主旨別途通牒相成居候尙刑事巡查等派遣相成候場合ニハ往々意外ノ弊害ヲ醸ス憂モ有之趣ニ付當人ノ人物如何ハ篤ト御考思相成止ヲ得サル場合ニハ相當ノ者ヲ同伴セシメラル様致度此段申添候本趣旨の通牒は別に總務局長にも發せられたのであるが同月同局長は總法第一〇七四號を以て次の如く所管各監獄

密輸入取締方ノ儀ニ付テハ是迄屢々通牒致置候次第ニ有之候處近來密輸入ヲ企ツル者増加ノ傾向有之其ノ方法ヲ調査スルニ稅率ノ低廉ナル貨物中ニ高額ナル貨物ヲ混シ若クハ船底深ク之ヲ隠匿シ或ハ帆船中ニ之ヲ卷込ミ又ハ入港前夜中初カニ小船ニ積替ヘ陸揚ヲ爲シ密輸入ヲ遂ケ相當ノ關稅ヲ免ルル等ヲ通例トス而シテ捜査ノ端緒ハ其ノ貨物ノ價格普通ノ相場ヨリ低廉ナルヨリ發見シタル事實多數ヲ占ムルノ狀況有之候條此等ノ點ニ注意シ一層周密ノ取締相成度此段及通牒候也

追テ捜査又ハ檢事上必要ト認ムル場合ニ於テハ稅關官吏ニ交渉シ協力若クハ移譯シ實績ヲ舉クルコトニ努メラレ度稅關長へハ右ノ旨別ニ通牒致置候尙密輸入犯者檢事ノ場合ニ於テハ三十八年六月民警第一二三一號通牒ニ依リ回報相成度尙又新竹廳ニ於テ最近ニ發見シタル一二ノ實例ヲ摘記參考ニ供シ候也 (以下略)

尙之と同時に淡水安平兩稅關長へ發せられた通牒文は次の如きものであつた。

從來密輸入取締ノ義ニ付テハ常ニ警戒ヲ怠ラス嚴重防遏ニ努メラレ居ル儀ニハ有之候得共近來種々ノ方法ヲ以

長に通牒する處があつた。之が實施に關しては不幸殆ど聽くことを得なかつた。

司法警察事務執務者ニ便宜取計方ニ
關スル件

犯罪捜査再犯豫防上參考資料ヲ得ル爲メ監獄吏員又ハ在監人ニ就キ在監中ノ行狀其ノ他ノ事情ヲ承知スヘキ義ニ付別紙ノ通警察本署長ヨリ各廳長ニ通牒相成候ニ付テハ各廳長司法警察事務執務者參監シタルトキハ行刑拘置上差支ナキ限り便宜御取計相成候様致度此段及通牒候也追テ覆審法院檢察官長へモ本件ニ付通知致置候條爲念申添候也

第三 各種犯罪の豫防及取締の勵行に於て

一 密輸入の取締に關して

明治四十年十月の通牒 同月民政長官は民警第二九三四號を以て次の如く各廳長に通達する處があつた。

密輸入取締ニ關スル件

テ船員或ハ之レト共謀シ密輸ヲ企ツル者有之ヤノ趣聞及ヒ候處船内又ハ貨物檢査後ニ於テ犯則ヲ發見スル場合モ有之レ等ハ檢査ノ方法周密ナリト云フヲ得サルヘク又入港前夜中初ニ各地ノ沿岸ニ於テ陸揚ケヲ爲スモノモ可有之候ニ付テハ今後船内貨物檢査ハ勿論各地沿岸ヲモ一層注意警戒ヲ加ヘラレ度各廳長へハ別紙ノ通牒條檢査又ハ檢事上必要ト認ムル場合ニ於テハ警察官吏ニ交渉シ又ハ協力若ハ移譯シ防遏ノ實績ヲ舉クルコトニ努メラレ度此段及通牒候也

大正十三年十二月の通牒 同月總務長官は總警第二八四四號を以て再び次の如く各州知事廳長に通牒する處があつた。

密輸入取締方ニ關スル件

今同府令第七十八號ヲ以テ大正九年府令第一〇四號改正相成候結果貴管下左記稅關監視署ハ自然廢止セラレ候ニ付テハ爲ニ奸智ノ徒ノ之ニ乘スルカ如キ儀全ク無キヲ保シ難ク候條右地點船舶ノ出入ニ關シテハ特ニ注意ヲ拂ヒ密輸入取締上遺憾ナキヲ期セラレハク

右依命通達ス

臺北州管下 頂清水税關監視署

新竹州管下 許厝港税關監視署

中 港税關監視署

通 署税關監視署

臺中州管下 大安税關監視署

沙 山税關監視署

臺南州管下 海 口税關監視署

枋 寮税關監視署

高雄州管下 大板埕税關監視署

臺東廳管下 臺 東税關監視署

花蓮港廳管下 花蓮港税關監視署

二、銀貨輸入の取締に關して

大正四年五月の通達 同月警察本署長は本保第五〇〇號を以て次の如く各廳長へ通達する處があつた。

近來本島人の愛銀心及其ノ意味ヲ奇貨トシ一圓銀貨、外國銀貨幣及外國補助貨幣ヲ對岸地方ヨリ輸入又ハ移入

シ奇利ヲ博セントスル奸智ノ徒漸次増加シ現今本島ニ於ケル此種貨幣ノ流通高ハ凡三百萬圓ニ達シ尙増加ノ傾向アルヲ以テ此ヲ放任スルトキハ邦貨ノ島外ニ驅逐セラレ帝國ノ貨幣制度ヲ攪亂スルノミナラス本島ノ經濟上ニ及ホス影響多大ナルヲ以テ其ノ輸入、移入及其ノ通用ヲ防止スルハ最モ緊要ナル義ト被認候條條保正、甲長ニ篤ト其ノ趣旨ヲ懇諭シ左記事項ヲ保甲規約ニ追加セシメ前顯ノ貨幣輸入又ハ移入ヲ防止スルト同時ニ其ノ通用ヲ禁止スル様御取計可相成右通達ス

一、一圓銀貨、外國銀貨幣及外國補助貨幣ヲ輸入移入シ又ハ之ヲ受授スルコトヲ得ス

二、前項ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ過怠金ニ處ス

昭和五年一月の通達 同月警務局長は警々乙第二號を以て再び各州知事廳長へ次の如き通達を發した。

一圓銀貨ノ輸入及受授防止方取締ニ關スル件

最近對岸支那ヨリ多數ノ舊一圓銀貨ノ輸入ヲ見ルニ至リ昨年十一月中ヨリ最近迄ノ輸入高約七萬枚ニ達セル狀

況ニシテ島内ニ於テ之ヲ賣買又ハ流通スル者漸次増加ノ傾向アリ右ハ對岸ニ於ケル銀相場ノ低落ト一面本島人の愛銀心ニ因ルモノナリト思料セラル、モ如斯ハ帝國幣制ノ維持及本島經濟上ニ及ホスヘキ弊害トニ鑑ミ放任シ難キ現象ト認メラレ候ニ付テハ大正四年五月本保第五〇〇號警察本署長通達ノ趣旨ニ依リ其ノ輸入及受授防止方ニ付此際特ニ嚴重御取締相成候

三、金貨輸出取締に關して

昭和六年九月の通達 同月十五日警務局長は警々乙第二六一七號を以て各州知事廳長に次の如く通達同時に此旨税關長へも照會し連絡協同を求むる處があつた。

金ノ密輸出取締ニ關スル件

昨年十二月金輸出再禁止後地金ノ暴騰ニ因リ之ヲ對岸地方ニ密輸出スル者不尠ヤニ聞及居候處最近銀行等ニ於ケル本島人の預金急ニ増加シツ、アル事實アリ此ノ財界不況ノ際如斯奇現象ヲ呈スルハ利ニ倣キ本島人カ裝身具

其ノ他ノ金製品ヲ賣却シテ之ヲ預金ニ替へ或ハ金採取事業ニ關與セル本島人等ニシテ不正ニ之ヲ領得處分シタル結果ト想像スヘク之等ノ占ヨリ地金ノ對岸密輸出ハ豫想外ニ多額ニ上ルニアラサルヤト思料セラレ候如斯ハ金貨幣又ハ金地金輸出取締ニ關スル府令ノ規定ニ違反スルノミナラス國策ノ大方針ニ背反シ惹イテハ我國富力ニモ影響ヲ及ホスヘキ事實ニ有之候條左記事項ヲ參酌シ嚴重取締相成度

右依命通達ス

追テ船舶旅客輸出貨物等ノ取締ニ付テハ税關官吏ト聯絡ヲ保テ取締上遺憾ナキヲ期セラレ度尙自今密輸出ヲ檢舉シタルトキハ其ノ事件ノ大小ヲ問ハス其ノ都度報告相成度申添候

- 一 對岸ニ往復スル船舶ニ對シテハ臨檢ヲ嚴重ニシ且ツ船員ノ陸上ニ於ケル動靜等ハ特ニ注意ヲ拂ヒ密輸出ノ餘地ナカラシムルコト
- 二 對岸ニ旅行スル者ノ用向等ヲ考慮シ其ノ所持品貨物等ニ付テハ特ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ密輸出ノ餘地ナカラシムルコト

- 三 密貿易ヲ爲ス虞アル者ニ對シテハ觀察ヲ嚴重ニシ密輸出ノ餘地ナカラシムルコト
- 四 金銀鑄工業者、古物商、兩替業者等ノ觀察ヲ嚴重ニシ當ニ地金ノ取引高ヲ明ニシ置キ密輸出者ノ乘スル機會ナカラシムルニ努ムルコト
- 五 臺北州ニ於テハ瑞芳金山ノ下請業者カ採掘シタル金地ヲ會社ニ納入セス之ヲ地金商ニ賣却スル虞アリ會社ト聯絡ヲ保テ取締ヲ要ス

會地金密輸出取締方ニ關スル件

金地金ノ密輸出事件ノ檢舉ニ關シテハ其ノ實績見ルヘキモノ有之候モ其ノ多クハ既ニ輸出シタル者ヲ檢舉處前スルニ過キス徒ラニ勞多クシテ金地金輸出禁止ノ本旨ニ副ハサル餘有之カ徹底ヲ期スル爲ニハ金地金ノ取引ニ一定ノ制限ヲ加フル必要有之ヘク被存候モ道ハ法令ノ制定ヲ要スル事項ニシテ直ニ實現困難ナル事情有之候處内地ヨリノ金地移入ハ多ク銀行ノ荷爲替ヲ以テ送付セラレ

ツ、アルヲ以テ豫メ銀行ト協定シ置キ右荷爲替ニテ送付シ來リタル際警察ニ於テ一應受取人ニ付其ノ用途ヲ調査シ爾後ノ處分ニ付テモ相當監督スルコト、セハ不正ナル目的ニ因ル移入ハ相當防壁シ得ヘシト思料財務局ト協議ノ結果銀行ニ於テ金地金ノ荷爲替ヲ引受ケタルトキハ受取人ニ引渡前財務局ニ報告スルコトニ各銀行ニ示達シ財務局ニ於テハ右報告ヲ受ケタルトキハ直ニ當局ヘ通報スルコトニ協定致候ニ就テハ爾今右通報ニ基キ直ニ當該州廳ヘ通報致スヘク候條右趣旨ニ依リ嚴重御取締相式度右通牒ス

金地金密輸出ニ關スル件

金地金ノ密輸出ニ關シテハ嚴重取締ラレツ、アルコト、思料候モ最近當局廈門派遣員ヨリ情報ニ依レハ密輸出者ハ支那人又ハ本島人服裝ニテハ検査嚴重ニシテ成功困難ナル爲内地婦人ヲシテ携帯密輸出セシメツ、アリ毎便船カフエー女給又ハ酌婦等ノ如キ者數名來往シ何レモ粉

飾シ中ニハ乳香兒ヲ抱ヘタル者アリ或ハ本島人女ニシテ内地服ヲ着用シタル者モアリテ既ニ檢舉沒收セラレタル者相當數ニ達ストノコトニ有之候ニ就テハ相當注意相成度右通牒ス

一、製造通貨の取締に就て

本島は一衣帯水對岸との關係もあつて領臺以來製造通貨の市場横行が甚だしく之が取締に關し通牒を發せられたことは極めて多い。左の其の主なるものゝみを輯録する。

(イ) 製造通貨の捜査に關して

- (一) 明治三十五年五月の通達、同月民政長官は民警第一三六七號を以て次の如く各廳長へ通達ある處があつた。

- 一 製造貨幣ヲ發見シタルトキハ直ニ其所持者ニ付テ現品ノ出所及偽造者トノ關係ヲ行使者ニ對シテハ情ヲ知り居ル哉否ヲ取調荷クモ犯罪ヲ構成スルモノト認ムル場合ハ直チニ處分手續ヲ爲スヘシ
- 二 製造貨幣ニシテ輾轉授受ニ係ルモノハ出來得ル限り其出所ニ遡リテ取調若シ他管内ニ關係セル場合ハ速ニ所轄官廳ニ照會シ時機ヲ失セサルヲ要ス
- 三 本島人ノ兩換店等ニ於テハ往々五錢白銅貨ノ紙包中ニ數個ノ贋貨ヲ適宜混合シ分正ノ利ヲ占メントスルコトアリ又兩換店ニ於テ對岸ヨリ贋造貨幣ヲ密輸入シ前段ノ所業ヲ爲スモノアリ故ニ時々臨檢ヲ爲シ注意觀察スルヲ要ス
- 四 毎月發見セシ贋造貨幣ノ種類箇數特徵ヲ取調翌月五日マテニ關係廳ニ通報スルヲ要ス

- (二) 明治三十八年三月の通達、同月民政長官は民警第五一二號を以て次の如く各廳長へ通達した。

製造紙幣ノ流通ハ未タ全ク其跡ヲ絶ツニ至ラス昨三十

七年中ノ發見ノミニテモ各廳報告ヲ計上スルトキハ實ニ百五十二件ノ多キニ達セリ而シテ其發見ノ場所ハ多ク銀行鐵道停車場其他税金收納所等ニシテ個人ニ於テ發見届出ツルモノハ殆ント稀有ニ屬セリ由來本島人ハ貨幣ノ授受ニ際シテハ極メテ綿密ノ注意ヲ拂フノ風習アルヲ以テ製造タルヲ發見セサルノ謂レナク或ハ之ヲ知ルモ届出ノ努力ト損失ニ歸スルトヲ厭ヒ其儘行使スル者多キノミナラス粗銀トシテ價格アルモノニ就テハ相互ニ之ヲ授受スルノ風アリ爲メニ流通ノ跡ヲ絶ツニ至ラサルコト、被存候條將來發見ノ場合ハ一層取調ヲ嚴密ニシ苟モ知情行使又ハ行使ノ目的ヲ以テ製造取授ノ跡アルモノハ假借ナク刑事訴追ニ付スルハ製造紙幣ノ取締上緊要ノ事ト存候又本島流通ノ製造紙幣ヲ檢スルニ其種類甚ク多クニシテ多數製造者ノ手ニ成リタルモノタルヲ推知シ得ラレ候而シテ多クハ對岸ヨリノ輸入ニ出テタルモノナルヘント雖モ本島内ニ於テモ亦幾多ノ製造者アルヘキコトモ推測セラルヲ得ス左貨幣ノ製造ハ多少ノ技能ト機械トヲ要スルモノナルヲ以テ遺般ノ取締及發見ヲ期スルニハ金屬細工鑄金業者等ニ著目留意スルハ甚ク緊要ナル義ト被存候ニ

就テハ將來一層新種業者ノ行狀生活業務ノ狀況等之ヲ精密ニ監視シ尙其雇人其他同業者ノ家ニ出入スル者ニ就テモ絶エス注意ヲ怠ラス各般ノ視察ヲ嚴密ニシテ本犯ノ檢舉ニ努メ製造流通ノ跡ヲ絶ツニ至ル様督勵可相成依命此段及通達候也

(口) 製造貨幣發見報告に關して

(一) 明治三十六年三月五日民政長官は民警第六三八號を以て次の如く各廳長に通牒した。

從來各地ニ於テ製造貨幣發見ノ場合ニ於ケル報告方往々簡略ニ失シ捜査ノ不便尠ナカラス候ニ付自今別紙様式ニ據リ報告可相成依命此段及通達候也

追テ發見貨幣ニシテ特種ノモノニ屬シ捜査上ノ參考トナルヘキトキハ其裁斷セル一部ヲ報告書ニ添付シ廻送相成度申添候也

製造貨幣發見報告書

發見年月日	發見ノ場所	發見貨幣ノ種類 數量及形狀特徴	發見貨幣ノ製造 方法

發見出者ノ住所 所氏名職業年齢	發見ノ順末	犯人捜査ニ着手 及進行模様	犯人ヲ捕縛シタル ルトキハ其住所 職業式名年齢	本件ニ關スル處 置ノ要	本件ヲ關係ニ 通達シタルトキ ハ其姓名	備考

右及報告候也

年 月 日

廳長名

(一) 右に關しては明治三十八年三月民警第四一四號を以て更に次の如く通牒せられてゐる。

製造貨幣發見報告方ノ件

製造貨幣發見報告方ノ件ニ付テハ三十六年三月民警第六三八號ヲ以テ通達置候處自今更ニ左ノ心得ニ依リ取扱可相成依命此段及通達候也

(左一記)

(別紙様式)

- 一 發見シタル製造貨幣ハ總テ警察本署ニ送付スルコト
- 二 發見シタル製造貨幣ニ關スル事項ニシテ捜査上ノ參考トナルヘキ點ハ詳細報告スヘキコト
- 三 發見シタル製造貨幣ノ報告ニ關シテハ別紙様式ニ依ルコト
- 四 從來發見シタル製造貨幣ニシテ現ニ各廳ニ保存シアルモノハ此際總テ警察本署ニ送付スヘキコト
- 五 捜査上ノ材料トシテ必要ト認ムルモノニ限り一時止メ置クモ差支ナキコト

製造貨幣發見報告書

發見年月日	發見ノ場所	發見貨幣ノ種類 數量及形狀特徴	發見貨幣ノ製造 方法	發見出者ノ住所 所氏名職業年齢	發見ノ順末	犯人捜査ニ着手 及進行模様

犯人ヲ檢査シタルトキハ其住所	
職業氏名年齢	
本件ニ對スル處置ノ要否	
其他調査上参考トナルヘキ事項	
備考	

右及報告候也

年 月 日

職 長 名

(三) 更に明治四十年四月本保司乙第一九二號警察本署長より次の如く通達せられた。

製造貨幣發見報告方ノ件

製造貨幣發見取扱上ニ付テハ曩ニ通達置候處往々實貨ヲ毀損シ報告セラルル應有之其切斷方ヲ専門家ニ鑑定セシムルニ實貨タルノ鑑定ヲ得ルコトアリ是等ハ所持人ニ還付スヘキモノナルモ警察官ニ於テ毀損シ通貨タル性質ヲ失ハシメタル結果相當辨償ヲ要スヘク將來ハ決シテ毀損スル等ノ事ナク其條報告相成度此段通達候也

(四) 大正六年七月の通達、同月民政長官は民警第一八八

四號を以て次の如く通達する處があつた。

偽造變造ノ銀行券紙幣類似證券及模造通貨證券發見報告方ノ件

偽造變造ノ銀行券紙幣類似證券及模造通貨證券等ヲ發見シタル場合ハ明治三十八年三月民警第四一四號(假造貨幣發見報告ノ件)通達ノ様式ニ準シ其頭末ヲ報告可相成

右依命通達ス

追テ發見セル現品ハ捜査上差支ナキ場合ハ可成報告書ニ添附相成度

(五) 報告廢止の通達、昭和十五年十一月總務長官は總警第一四八號を以て次の如く通達する處があつた。

製造貨幣偽造變造ノ銀行券紙幣類似證券及模造通貨證券發見報告方廢止ノ件

明治三十八年三月民警第四一四號假造貨幣發見報告方ノ件並ニ大正六年七月民警第一八八四號偽造變造ノ銀行券紙幣類似證券及模造通貨證券發見報告方ノ件ハ之ヲ

廢止ス

(六) 昭和十五年十月の通達、同月警務局長は警々刑第三三三四號を以て次の如く通達する處があつた。

製造貨幣偽造變造ノ銀行券紙幣類似證券及模造通貨證券發見通報方ノ件

製造貨幣偽造變造ノ銀行券紙幣類似證券及模造通貨證券等發見ノ場合ハ爾今別記様式ニ依リ現品添付ノ上通報相成度

右通達ス

追テ捜査ノ上押収又ハ領置ノ必要アルトキハ現品添付セサルモ差支無之候條申添候

(別記様式) (用紙規格判半紙)

製造紙幣其他發見通報

發見年月日	昭和 年 月 日
發見ノ場合	市 町 丁目 番地
發見貨幣等ノ種類、數量、特徴	偽造 圓紙幣 枚 偽造 銀貨 枚 偽造 白銅貨 枚 明治 大正 昭和 年銘 特微

發見届出者ノ住所氏名及年齢	市 町 丁目 番地
發見 願 未	年 月 日生
考 考 事 項	
昭和 年 月 日	知事廳長名
警務局長宛	

製造紙幣證券の沒收に關して 明治三十七年内訓第二十號を以て次の如く訓達せられた。

偽造變造ノ貨幣證券官沒ノ場合類々
檢察官ノ承認ヲ受クル件

明治三十七年勅令第七十七號ヲ以テ外國ニ於テノミ流通スル硬貨紙幣銀行券帝國官府發行ノ偽造變造ニ關スル件發布セラレタル處同令第八條ニ依ル官沒ノ行政處分ハ本島ニ於テハ廳長支廳長ノ命令書ヲ交付シ之ヲ爲スヘク又官沒シタル物ヲ破毀セントスルトキハ證據物件煙滅ノ虞アルヲ以テ豫メ檢察官ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス本令に關しては明治四十一年二月府令第五號を以て次の如キ官沒手續が發布せられた。

行政處分ヲ以テスル偽造變造又ハ模造ニ係ル貨幣紙幣等官沒手續

明治三十八年法律第六十六號第十條ノ官沒ハ廳長ニ於テ命令書ヲ交付シテ之ヲ爲スヘシ
外國貨幣等ノ製造取締に關する法律ノ發布 明治三十八年三月法律第六十六號を以て次の如き規定が公布せられ同月勅令第五十七號を以て本令は本島にも之を實施することになつた。

外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件

第一條 流通セシムルノ目的ヲ以テ外國ニ於テノミ流通スル金銀貨、紙幣、銀行券、帝國官府發行ノ證券ヲ偽造シ又ハ變造シタル者ハ重懲役又ハ輕懲役ニ處ス
金銀貨以外ノ硬貨ヲ偽造シ又ハ變造シタル者ハ輕懲役又ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス
第二條 流通セシムルノ目的ヲ以テ偽造又ハ變造ニ係ル前條ニ記載シタル物ヲ帝國若ハ外國ニ輸入シタル者ハ前條ノ例ニ同シ

第三條 情ヲ知テ偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物ヲ行使シ若ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル者ハ輕懲役又ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス
收得シタル後其ノ偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ行使シ若ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授付シタル者ハ其ノ名價三倍以下ノ罰金ニ處ス但シ二圓以下ニ降スコトヲ得ス

第四條 第一條ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供シ若ハ供セシムルノ目的ヲ以テ器械若ハ原料製造シ授受シ若ハ準備シ又ハ帝國若ハ外國ニ輸入シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス
第五條 販賣スルノ目的ヲ以テ第一條ニ記載シタル物ニ粉ハシキ外觀ヲ有スル物ヲ製造シ又ハ帝國若ハ外國ニ輸入シタル者ハ二年以下ノ重禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ニ記載シタル物ヲ販賣シタル者ハ前項ノ例ニ同シ

第六條 前數條ニ規定シタル輕罪ヲ犯サムトシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス
第七條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シ禁錮ノ刑ニ處スル者

ハ六月以上二年以下ノ監禁ニ附ス

第八條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シタル者偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物ノ未タ行使セラレサル前又ハ第五條ニ記載シタル物ノ未タ授付セラレサル前ニ於テ官ニ自首シタルトキハ主刑ヲ免除スルコトヲ得

第九條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シ外國ニ於テ確定裁判ヲ經タル者ト變更ニ之ヲ處罰スルコトヲ妨ケス但シ犯人既ニ外國ニ於テ罰被サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減免スルコトヲ得

第十條 偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物及第五條ニ記載シタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政ノ處分ヲ以テ之ヲ官沒ス
官沒ニ關スル手續ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物及第五條ニ記載シタル物ニハ明治九年布告第五十七號ヲ準用ス
附 則
本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十七年勅令第七十七號ハ之ヲ廢止ス

製造貨幣取締に就テ

大正十三年以來五拾錢銀貨等ノ製造貨幣ノ市場流通が甚しかつたが大正十四年七月九日警務局長は警保第一一八六號を以て次の如く各州知事廳長に通牒を發した。

製造貨幣取締ニ關シテハ屢々通牒ノ次第モ有之嚴重勸行ノコトト思料セララルモ未タ島内ニ於テ偽造犯人ノ檢挙ヲ見サルノミナラス近來益々多數ニ發見セラルニ至リタルハ甚ク寒心ニ不堪次第有之候而シテ從來發見ニ係ルモノハ主ニ對岸ヨリ編入セラレタル疑アル支那銀貨改鑄ノ太正十一年銘五十錢製造貨幣ニ限ラレタル傾アリシモ最近ニ至リテハ大正十二年銘並ニ大正十三年銘ノ新型五十錢銀貨ノ贋貨多數發見セラレ其技工精巧ナルモノアリテ一見眞偽鑑別シ難キモノアリ併カモ是等ハ正ニ本島ニ於テ偽造セラレタルモノト認メラルル點アリ如斯各種多數ノ贋貨流通行使セラレアルニ不拘未タ犯人ノ檢挙ヲ見ル能ハサルハ刑事警察上甚ク遺憾ノコトト思料セラレ候條一層取締ヲ嚴ニシ犯人檢挙ニ努ムル様致度
右通牒ス

追而本件ニ關シ貴州(龍)ニ放テ實施シ來リタル捜査狀況承知致度候條折返シ御回報相成度及照會候也

偽造貨幣に關して

昭和六年四月三十日警務局長は警々乙第一一四一號を以て次の如く各州知事廳長に通牒を發した。

本島ニ於テ發見セラル、偽造貨幣ハ大正十三年迄ハ其ノ數比較的少ク多クモ三百個ヲ越ユルコトナカリシカ大正十四年中ヨリ俄ニ増加シ年々概ネ千個以上ニ及ヒ其ノ内別表ノ如ク五十錢銀貨最モ多ク毎年總發見數ノ大部分ヲ占メ偽造技術亦漸次妙トナリ材料モ亦地銀ヲ用フルモノアリテ容易ニ眞偽ヲ鑑別シ能ハサルモノ甚ク多キヲ見ルニ至リ其ノ出來榮ヘニ徵シ實際市場ニ流通セラレ居ル偽造五十錢銀貨ノ數ハ相當巨多ニ上リ居ルヘキハ想像ニ難カラサル處ナルカ本件ノ檢舉取締ニ關シテハ從來屢々通牒ノ次第モ有之嚴重勸行セラレ居ルコト、ハ思料セラレ、モ其ノ偽造密輸入若ハ知情行使等ノ犯罪ヲ檢舉シタルハ過去數年間ニ於テ其ノ件數極メテ少ナキ狀態ニシテ帝國幣制ノ維持及一般取引ノ安全ヲ期スル上ニ於テ忽諸

ニ附スヘカラサル狀態ナリト認メラレ候ニ付テハ此際特ニ之レカ檢舉取締ニ關スル方策ヲ講シテ其ノ根絶ヲ期スルコトニ御手配相成度右通牒ス

追テ之レカ手配ニ付テハ左記ノ點最モ必要ナリト認メラル、尙斯クノ如ク多數ノ偽貨ヲ見ルニ至ルハ現在ノ貨幣カ容易ニ之ヲ偽造シ得ルモノナルニ因ル點モアルヘント認メ其ノ筋ニ對シ改鑄若ハ其ノ他ノ方法ニ依リ偽造防止策ヲ講スル必要アルヘキ旨申進メ置キ候條爲御參考申添候

記

- 一 偽造ノ檢舉防止ノ爲メ金銀細工、鍍金業者、偽造前科者、同容疑者等ノ視察取締ヲ勵行スルコト
- 二 密輸入ノ檢舉防止ノ爲メ稅關其他ノ向ト連絡ヲ保チ港灣、沿岸等ニ於ケル船舶ノ出入旅客ノ往來及密輸入前科者、同容疑者等ノ視察取締ヲ勵行スルコト
- 三 知情行使ノ檢舉防止ノ爲メ鐵道各驛、郵便局、銀行信用組合、市場、兩替店其ノ他金錢ノ取引頻繁ニ行ハル、向トノ連絡ヲ密ニスルコト

一、偽造五十錢銀貨發見表

州別	發見年別	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	計
北	州	1	1	1	1	1	1	1	1	5
新	州	1	1	1	1	1	1	1	1	5
中	州	1	1	1	1	1	1	1	1	5
南	州	1	1	1	1	1	1	1	1	5
高	州	1	1	1	1	1	1	1	1	5
東	州	1	1	1	1	1	1	1	1	5
花	州	1	1	1	1	1	1	1	1	5
滿	州	1	1	1	1	1	1	1	1	5
計		7	7	7	7	7	7	7	7	35

二、偽造五十錢銀貨發見表

年別	發見年別	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	計
大正	十	1	1	1	1	1	1	1	1	5
同	十四	1	1	1	1	1	1	1	1	5
同	十九	1	1	1	1	1	1	1	1	5
同	十八	1	1	1	1	1	1	1	1	5
計		4	4	4	4	4	4	4	4	16

年	昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年		昭和十五年		計
	届出	押収	届出	押収	届出	押収	届出	押収	届出	押収	
昭和十一年											
昭和十二年											
昭和十三年											
昭和十四年											
昭和十五年											
計											

内 譯 表

(註) 届出トハ銀行其ノ他ヨリ偽貨トシテ届出テタルモノ、
届出トハ偽貨ノ密輸入、行使等ヲ檢査押収シタルモノ)

年	大正十二年		大正十三年		大正十四年		大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		計
	届出	押収	届出	押収	届出	押収	届出	押収	届出	押収	届出	押収	届出	押収	届出	押収	
大正十二年																	
大正十三年																	
大正十四年																	
大正十五年																	
昭和二年																	
昭和三年																	
昭和四年																	
昭和五年																	
計																	

本件に關しては同年十月三十日警務局長は警々乙第二二三
四號ノ一を以て再び次の如く通牒する處があつた。
要スルモノト認メラレ之カ發見ノ経路ヲ探究スルニ從來
島内ニ於テ偽造行使セラルルモノハ概ネ偽造拙劣ニシテ
未タ流通セサル前ニ檢査セラレツアル狀況ナルヲ以テ
現ニ市井ニ於テ發見セラルルモノハ殆ト對岸南支那方面
ヨリ輸入セラレタルモノト推測セラレ而シテ對岸ニ於ケ
ル日本通貨ノ偽造場所等ニシテ略判明シ居ルモノアルモ
諸般ノ事情ヨリ見テ支那官憲ノ手ヲ借リテ之ヲ檢査スル
カ如キハ到底望ミ難キ所ナルヲ以テ結局對岸駐在領事及
税關官吏等ト協力シ密輸防止ノ方策ヲ講スルヨリ外途ナ
シト思料セラレ候ニ付別記密輸入及行使方法參酌ノ上左
記ニ依リ嚴重取締相成度

本件に關しては同年十月三十日警務局長は警々乙第二二三
四號ノ一を以て再び次の如く通牒する處があつた。
要スルモノト認メラレ之カ發見ノ経路ヲ探究スルニ從來
島内ニ於テ偽造行使セラルルモノハ概ネ偽造拙劣ニシテ
未タ流通セサル前ニ檢査セラレツアル狀況ナルヲ以テ
現ニ市井ニ於テ發見セラルルモノハ殆ト對岸南支那方面
ヨリ輸入セラレタルモノト推測セラレ而シテ對岸ニ於ケ
ル日本通貨ノ偽造場所等ニシテ略判明シ居ルモノアルモ
諸般ノ事情ヨリ見テ支那官憲ノ手ヲ借リテ之ヲ檢査スル
カ如キハ到底望ミ難キ所ナルヲ以テ結局對岸駐在領事及
税關官吏等ト協力シ密輸防止ノ方策ヲ講スルヨリ外途ナ
シト思料セラレ候ニ付別記密輸入及行使方法參酌ノ上左
記ニ依リ嚴重取締相成度

右通牒ス
一 密輸入方法

(一) 對岸ニ於ケル偽造場所ハ浙江省温州府平陽縣北
港那張江步黃灣地坊及廣東省汕頭府澄海縣興隆其
ノ他數箇所ナルカ如ク支那官憲ノ取締殆ト勵行セ
ラレサルカ爲メ極メテ精巧ナル機械ヲ使用シテ多
量ニ偽造セラレ偽貨銀地ノモノハ邦價一圓ニテ二
圓乃至二圓五十錢、銅地ニ銀渡金シタルモノハ三
圓位ニテ何人ニテモ入手シ得ルニ依リ之等ヲ購入
輸入スルモノナリト云フ

(二) 贋貨ヲ輸入行使スル者ハ殆ト中國人ニシテ浙江
省温州人及江西省贛州人最モ多シ
(三) 贋貨ノ密輸入ハ官憲ノ取締比較的稀薄ナル戒克
船ヲ使用ス
(四) 船舶ニ依ル場合ハ船長又ハ船員ト結託シ船艙其

ノ他ニ特種ノ装置ヲ爲シ該所ニ隠匿スル者多シ

(五) 携帶上陸スル場合ニ二重底ノ靴、枕ノ抽出、桐材器具ノ孔、傘ノ柄ノ中等ニ巧ニ隠匿ス

(六) 妻籠ノ束ノ中ニ贋貨ヲ紙包トシテ挿入シ之ヲ木製箱ニ詰メ運送屋ニ託シ普通ノ物件ノ如ク裝ヒ輸入セル者アリ

二 贋貨行使方法

(一) 贋貨ハ可成一時ニ多額ヲ行使セス鉛筆又ハ飲食物等二三錢ノモノヲ買取レ釣銭詐欺ヲ目的トスルモノ多シ

(二) 贋貨ノ精巧ナラサルモノハタ刻頃老人又ハ子供ノ店番シ居レル店舗又ハ祭日等ニテ群衆ノ雜沓スル箇所ノ露店夜店等ニ於テ行使スルヲ例トス

(三) 贋貨ヲ正貨中ニ混交シテ恰モ情ヲ知ラサルモノノ如ク裝ヒ行使ス

(四) 行使ノ際ハ普通二人同道シテ出發シ一人カ之ヲ行使シ他ノ一人ハ相當距離ヲ保チテ紙ノ贋貨ヲ携帶シテ看守シ若シ行使者ヲ逮捕セラルモ他ニ贋貨ヲ所持セサル爲メ處罰ヲ免ルル方法ヲ講ス

(五) 中國人ハ偽名シテ渡臺シ又ハ寄留届ヲ爲サスシテ洋傘修繕、靴直等ノ行商人トシテ各地ヲ轉々シ少額宛行使スルヲ常トス

三 取締方法

(一) 税關官吏ト協力シ出入船舶ノ臨檢搜查及旅客並ニ船員ノ携帶品調査ヲ一層嚴密ニ勵行スルコト

(二) 當分ノ内港灣所轄郡署及必要ト認ムル郡署ニ贋幣取締專務ノ巡查ヲ配置スルコト

(三) 贋貨發見ノ爲メ時々地域ヲ定メ一齊調査ヲ實施スルコト

(四) 密輸入行使容疑者ヲ豫メ調査ノ上行動ヲ觀察シ日時場所ヲ定メ一齊家宅搜查ヲ行フコト

(五) 保甲會議其ノ他ヲ利用シ贋貨ノ鑑別方法ヲ周知シ之ヲ發見シタルトキハ速ニ届出方督勵スルコト

(六) 銀行、停車場、郵便局其ノ他贋貨ヲ發見シ易キ機關ト連絡ヲ保持シ贋貨持參者ノ立去ラサル前ニ密ニ届出シメ以テ捜査上ノ便宜ヲ得ルコト

(七) 贋貨所持者又ハ行使者ヲ發見シタルトキハ受持巡查ヲシテ調査セシムル外刑事專務者ヲシテ入手

經路等ヲ嚴密調査セシムルコト

(八) 中國人トシテ贋貨密輸入行使等ノ罪ヲ犯シ安寧秩序ヲ紊スト認ムル者ハ假借ナク退去ヲ命スルコト

(九) 贋貨偽造輸入行使事件檢舉者及申告者ニ對シテハ可及的警察賞與ヲ施行スルコト

贋造貨幣取締に就テ 昭和七年六月十四日警務局長は警々乙第一七五九號を以て次の如く各州知事廳長に通牒した

贋造貨幣ノ取締ニ關シテハ昨年十月警乙第二二三四號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之嚴重取締中ノコトト思料候モ贋貨ノ流通其ノ弊ヲ絶ツ能ハサルハ甚ク遺憾トスル所ニ有之候昨年中發見シタル贋造貨幣ハ別紙第一表及第二表ノ通り硬貨七、四九七個ニ達スルモ其ノ内通貨偽造ノ罪トシテ檢舉シタルモノハ第一表ノ通り偽造七件、輸入九件、行使三件、押收シタル硬貨五、〇二二個ニシテ殘餘ノ二、四八五個ハ市井ノ流通ニ置カレタル贋貨ヲ發見シタルモノナレハ如何ニ多數ニ流通シツツアルカハ推知スルニ足ルヘク因ツテ我國通貨ノ信用ヲ失墜スルコト甚シク衷心ニ堪ヘサル所ナリ而シテ偽造犯罪ノ狀況ヲ觀ルニ輸入

カ其ノ大部分ヲ占メ現在流通ノ贋貨ノ殆ント全部カ對岸ヨリ輸入セラレタルモノノ如ク思料セラルルヲ以テ此ノ方面ノ取締ニハ最モ意ヲ注カサルヘカラサル所ナルモ昨年中島内ニ於ケル偽造モ亦七件ニモ達スル狀況ニシテ或ハ當局カ輸入取締ニ力ヲ集中セル間隙ニ乘シ島内ニ於テ偽造ヲ企ツル者ナキヲ保シ難キヲ以テ部下職員ヲ督勵シ輸入、島内偽造、行使等各方面ニ亘リ充分ノ注意ヲ拂ヒ取締上遺憾ナキヲ期セラレ度

右依命通牒ス

第一表

通貨偽造ニ關スル犯罪檢査調

昭和六年中

州 別	區 別	偽 造 罪	入			行 使 罪
			五十錢銀貨	二十錢銀貨	十錢日銅貨	
計	總	件數	八	一	三	摘 要
		發見數	八	一	三	
新 北	竹	件數	一	一	二	五十錢一個押收 五十錢各一個押收
		發見數	一	一	二	
高 南	中	件數	一	一	一	五十錢一個押收 五十錢各一個押收
		發見數	一	一	一	
高 雄	東	件數	一	一	一	五十錢一個押收 五十錢各一個押收
		發見數	一	一	一	
花 港	東	件數	一	一	一	五十錢一個押收 五十錢各一個押收
		發見數	一	一	一	
計	總	件數	三	三	三	五十錢一個押收 五十錢各一個押收
		發見數	三	三	三	

- 一 ×印ハ他ノ件數同件ヲ重複掲記シタルモノ
- 二 臺北州五圓偽造一件ハ八五二枚、偽造中三三枚押收、一件ハ一八六枚中一七二枚押收ス
- 三 高雄州十圓偽造八、七八二枚中八、七六三枚押收
- 四 臺中州偽造二十圓三圓、十圓二十一圓全部押收

之と同時に上海、福州、廣東、厦門汕の帝國總領事及領事に對しても次の如く通牒其の協力を求むる處があつた。

近來本島ニ於テ製造貨幣ノ流通ハ漸次其ノ數ヲ増シ殊ニ銀貨暴落ノ結果粗銀ヲ以テ銀貨ヲ偽造シ其ノ製法モ頗ル精巧ヲ極メ眞貨トノ判別困難ナル物多ク昨年中市井ニ流通シツアルモノヲ發見シタル偽貨別紙第二表ノ通二四八五個ニ達シ帝國通貨ノ信用ヲ失墜スルコト甚シク寒心ニ堪ヘサル所ニ有之候而シテ之等ノ偽造ハ別紙第一表ノ例ニ徴スレハ南支方面ヨリ輸入セラルルモノ其大部分ヲ占ムルモノノ如ク思料セラルルヲ以テ貴館ニ於テモ從來相當取締中ノコトトハ思料候モ尙一層御取締相成様承度製造貨幣ニ關スル各種統計相添

製造貨幣ノ取締ニ關シテハ昨年十月三十日警々乙第二二三四號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之取締勵行ノ結果着々其ノ實績ヲ擧ケラレツツアルモノト認メラレ候モ製造貨幣發見報告書中取締ノ巡查カ個人ノ店舗ニ臨ミ其ノ賣溜金ヲ檢査シテ發見シタルカ如キ事例屢々見受ケラレ候如斯場合ニハ取締ニ當ル警察官カ職務ニ熱心ノ餘リ徒ラニ強制力ヲ用ヒ爲ニ人民ヲシテ甚シク迷惑ヲ感セシメ因ツテ不詳ナル問題ヲ惹起スルカ如キ虞ナシトセサルヲ以テ自今取締ニ當ル警察官ハ左記事項ヲ參酌シ人民ヲシテ甚シク迷惑ヲ感セシムルカ如キコトナキ様御留意相成度

製造貨幣發見に就テ 製造通貨の取締を徹底せしめられた結果商人の店頭等に於て發見せるものも斯くなかつた。かくして發見せられた製造貨幣の處置に關して警務局長は昭和七年九月内務局警保及朝鮮總督府警務局の取扱を照會し其の回答をも參酌して同年十月十一日警々乙第一九四五號を以て次の如く各州知事廳長に通牒する處があつた。因に附表は同時に照會して得たものであつた。

製造貨幣ハ通貨偽造ニ關スル犯罪トシテ捜査スル場合ノ外之カ取締ニ關シ法令ヲ以テ規定スル所ナキヲ以テ之カ發見ノ爲メ臨檢、搜索等ヲ爲ス場合ハ必ス權利者ノ承諾ヲ得本人立會ノ下ニ之ヲ實施シ人民ヲシテ迷惑ヲ感セシメサル様注意スルコト

二 製造貨幣ヲ發見シタル場合ハ權利者ノ承諾ヲ得テ之ヲ領置スルコト、若シ權利者カ之ヲ承諾セサルトキト雖モ之ヲ領置スルモ差支ナシ但シ此ノ場合ハ司法事件ノ證據品トシテ押收ノ形式ニ依ルコト

廣造貨幣發見比較圖

年次	朝鮮内地		朝鮮内地		朝鮮内地		朝鮮内地		朝鮮内地	
	十圓紙幣	五圓紙幣	一圓紙幣	五十貨錢	二十貨錢	十貨錢	白銅貨錢	五銅貨錢		
昭和二年	13	100	2	202	1	10	1	1		
昭和三年	13	100	2	202	1	10	1	1		
昭和四年	13	100	2	202	1	10	1	1		
昭和五年	13	100	2	202	1	10	1	1		
昭和六年	13	100	2	202	1	10	1	1		

備考 昭和四年度ノ十圓紙幣發見及昭和六年度ノ十圓、五圓紙幣ノ發見數ハ偽造事件檢舉ニ依ルモノ、又昭和六年ノ五十貨錢貨ノ發見數中、三、五〇六ハ輸入發見ニ依ルモノナリ

五、對支武器輸出取締に關して

大正十二年十二月の通譯 大正十二年十月二十五日在青島帝國領事より外務大臣に對して

本邦人銃器彈藥輸入ニ關スル件

本月三日入港春日丸ニテ御手洗著一ナルモノ炭俵中ニ「モーゼル」拳銃四十挺及同彈丸三千八百發ヲ裝入シ密輸入ヲ企テタルヲ支那警察官ノ手ニ發見セララルニ至リタルカ十一日當市公民會代表者七名本官來訪右日本人密輸入ニ依ル武器彈藥丸ハ多ク土匪ノ手ニ渡リ山東ノ治安此カ爲メ擾亂セララル次第ナルヲ以テ嚴重取締方取計ハレ度旨申出來リタルヲ以テ本官ハ右密輸入防遏方ニ關シ極力取締ヲ勵行シ居ル旨ヲ述ヘ引取ラシメタル處同人等ハ歸途更ニ督辦公署及交涉員ヲ歴訪シテ陳情スル所アリタルヤニテ翌十二日與交涉員ハ八木領事ヲ訪レ本件取締ニ關シ屢々依頼スル所アリタルニ對シ同領事ハ可然應答シ置キタル趣ナリ然ルニ日本振興問題ニヨリ一時排日ノ筆鋒ヲ收メタル地方支那新聞ハ本件發生ニ依リ其ノ地方治

第四章 朝鮮半島に關する通商手続

安ニ及ホス影響ヲ擴大ニ論議シテ排日ノ記事ヲ掲グルモノ屢々アルニ至リ候從來當館ニ於テハ所屬警察官ヲ奮勵シ嚴重犯行ノ檢舉ニ努メ更ニ支那警察及稅關トモ協力シ其ノ密輸防止方勵行シ來リタルモ如此ハ當地限りニ於ケル消極的取締ニ過キサルヲ以テ過般支那官憲ニ對シテハ要スルニ本件ハ需給關係ニモ基因スル次第ナルヲ以テ密買者タル支那人方面ノ取締ヲモ勵行アリタキ旨申入置候處今後尙此種犯行ノ取締實踐ヲササルニ於テハ近來大ニ緩和サレタル山東人士ノ對日感情ヲ更ニ逆轉セシムル憂有之候ニ付此際本省ヨリ大阪神戸門司等ノ輸出港ニ於ケル地方官憲及稅關ニ對シ嚴重密輸ヲ防遏シ且ツ内地銃砲火藥ノ販賣ニ對シ嚴重ナル取締ヲ加フル様御配慮相成度旨報告せるに對シ外務次官より

本件ニ關シ今般在青島森總領事ヨリ別紙寫ノ通報告有之候右ハ大正八年ノ對支武器禁輸ニ關スル列國間協定ノ違反ナルノミナラス之等密輸武器ニシテ土匪等ノ手ニ入ルニ於テハ直接支那ニ於ケル本邦在留民ノ生命財產ノ安全ヲ脅カシ間接ニハ排日者流ノ宣傳ニ利用セラレ我方ノ蒙ムル不利不尠ト認メ候ニ付今後支那ニ對スル此種武器

密輸出ハ此ノ上トモ一層嚴重ニ取締ヲ實行スル様各關係
 地方官密輸ニ主タル密輸出地ト認メラルル大阪、神戸、
 門司ノ各地官署ニ對シ御訓達相煩度
 關係次官へ移譯せる爲め本島にも拓殖事務局長より通譯
 し來つたので大正十二年十二月一日總務長官は總警第二三
 六六號を以て「本邦人ノ銃器彈藥密輸出嚴重取締方ノ件」と
 題し

首題ノ件ニ關シ今回拓殖事務局長ヨリ別紙ノ通り移譯起
 候條ニ付テハ嚴重取締可相成

旨各州知事廳長に通譯する處があつた。

大正十三年五月の通譯 翌大正十三年四月十四日外務大
 臣は對支武器密輸入取締に關し在支帝國領事官に左記の通
 り訓令せるを以て殖民地官廳に對し趣旨傳達方外務次官よ
 り拓殖事務局長に照會があり本府にも移譯し來つたので大
 正十三年五月十三日總務長官は總警第七九八號を以て此旨
 各州知事廳長に重ねて通譯する處があつた。

對支武器密輸入取締ニ關スル件

大正八年對支武器禁輸ニ關スル列國間協定成立以來帝

國政府ハ本邦ヨリスル銃器彈藥類ノ對支輸出ニ嚴重取締
 フ加ヘ右協定ノ目的ヲ貫徹スルニ努メ來レルコトハ御承
 知ノ通ニ有之候處近來種々ノ不正手段ニ依リ之カ密輸出
 フ圖ルモノ尠カラス候ニ付今般關係官廳ト協議ノ上左記
 ノ方法ニ依リ本件ニ關スル取締ヲ一層嚴重ニ實行スルコ
 トニ決定致候條貴官ニ於テモ右ニ依リ可然御措置相成度
 此段及訓令候也

左 記

一 警察事項ニ關スル在支領事館ト内地ノ地方長官トノ
 直接通信ニ關シテハ明治三十八年十二月七日附ヲ以テ
 急ヲ要スルモノニ限り差支ナキ旨訓令シ在ル處對支武
 器密輸出入取締ニ關スル事項ニ付テハ急ヲ要セサルモ
 ノニ付テモ直接通信差支ナキニ付關係地方長官ト常ニ
 聯絡ヲ保チ取締上遺漏ナキヲ期スルコト

二 在支領事官ハ從來常ニ銃砲火藥類「モルヒネ」「コカ
 イン」其ノ注射器等取締等ノ領事館令ノミニ依リ本件
 犯人ヲ處罰シ居ル處銃砲火藥類ニシテ内地ヨリ密輸入
 セラレタル場合ハ右犯人ハ前記領事館令違反者タルト
 同時ニ内地ニ於ケル銃砲火藥類取締法違反者タル場合

大正十年二月の通譯 同月總警第四三四號を以て總務長
 官より次の如く各州知事廳長に通譯せられた。

火藥類取締ニ關スル件

多カルヘキヲ以テ斯ル犯人ニ對シテハ銃砲火藥類取締
 法ヲ適用シ重キ刑ニ處スルコト又其ノ裁判管轄ニ付テ
 ハ違累者檢擧ノ必要取締ノ便宜等ニ關シ明治四十三年
 十二月十三日附外務大臣ヨリ在清各領事館宛訓令第三
 號第一項(大正十二年領事館執務參考書第九〇頁參照)
 ノ趣旨ニ依リ措置スルコト

三 朝鮮臺灣又ハ關東州ヨリ密輸入セラレタル場合ハ第
 一項ニ準シ朝鮮ニ施行セラルル銃砲火藥類取締令臺灣
 銃砲火藥類取締規則關東州銃砲火藥類取締規則ヲ適用
 シ之ニ規定スル重キ刑ニ處スルコト

四 内地朝鮮臺灣及關東州以外ヨリ密輸入セラレタル場
 合ニハ大正三年七月十日附外務大臣ヨリ在支領事館宛
 兵器彈藥並ニ「モルヒネ」「コカイン」等密輸入取締方ニ
 關スル訓達(大正五年領事館執務參考書第二百十頁參
 照)中(三)及(四)ニ記載スル方法ニ依リ可成制裁ノ公
 平ヲ保ツ様措置スルコト

六、火藥類取締に關して

是に關しては次の如き通譯が發せられてゐる。

第四章 朝鮮半島に關する通商手続

火藥ノ取締方ニ就テハ從來相當御注意ノ事トハ被思考
 候得共近來火藥類ノ盜難ニ罹ルモノ往々有之候處火藥類
 ノ盜難ハ他ノ盜難ト異リ竊盜ノ目的カ單純ナル私慾ノ爲
 メニ非スシテ或ル重大事件ヲ釀スノ豫備行爲ナルヤモ難
 計現ニ内地ニ於テハ警察上大ニ此點ニ焦慮シ居ルカ如キ
 實況ニ有之候ニ付本島ニ於テモ自今火藥類ノ取締ハ最モ
 嚴重ニ勵行セラレ火藥庫、倉庫、假貯藏所ハ勿論火藥類
 使用ノ現場ニ至ル迄警察官吏ヲ臨檢セシメ其使用及殘存
 數量ヲ明カニ荷モ之ヲ不正ニ利用スルノ餘地ナカラシム
 ルト共ニ盜難豫防ノ措置ニ付テモ遺憾ナキヲ期セラルヘ
 ク右依命通達ス

追テ自今火藥類ノ盜難アリタルトキ又ハ之ヲ檢擧シタ
 ルトキハ其年月日、場所種類數量及盜難又ハ檢擧ノ方
 法等ヲ報告可相成此段申添候

大正十四年六月の通譯 同月十日に至り警務局長より警

保第八六九號の一を以て次の如く各州知事廳長に通達せられた。

火藥類犯罪重要注意人觀察ニ關スル件

火藥類ノ盜難及消費取締方ニ關シテハ五月十八日警保第八六九號ヲ以テ通達致置候へ共斯種ノ犯罪ニハ必ス其背後ニ火藥類ヲ不正ニ買收シ若ハ密ニ輸(移)出入ヲナシ又ハ其周旋等ヲ爲ス者アリテ常ニ炭坑夫又ハ土工夫等ニ劫盜ヲ教唆シ横領ヲ惹惹シ其所行、正ニ火藥類犯罪ノ主因ヲ爲スモノト認メラレ刑事警察上最モ注意ヲ要スヘキモノト思料セラレ候今般是等要注意人ヲ調査シ名簿ヲ作製シ配付致候條將來其業行、生計、旅行、交際、又ハ通信等ヲ觀察シ一面火藥類貯藏及消費ノ取締ト相俟ツテ當該犯罪ノ豫防及捜査ノ資料ニ供セラレ度シ

右通達ス
追フテ右要注意人ノ觀察、編入、解除、其他ノ異動ニ關シテハ犯罪常習者觀察ニ準シ各州廳聯絡互報シ觀察上遺憾ナキヲ期セラレ度シ

支那密渡航者ノ取締ニ關スル件

從來當地方へ無旅券渡來セル臺灣人ノ多クハ日本内地經由上海ニ出テ當地へ來ル者及臺灣諸港ヨリ直接密航スル者ノ二種ナリシ處先項東洋汽船會社ノ「コレヤ」丸、天洋丸、大洋丸ノ諸船カ基隆ヨリ上海經由日本ノ航路ヲ開キテヨリ密航者ハ從前ノ如ク無算ノ時間ト費用ヲ節約スル方法トシテ近來基隆ニ於テ長崎若クハ門司迄ノ乗船切符ヲ購ヒテ乗船シ途中上海寄港ノ際上陸シテ便船ヲ俟テ同地ヨリ當地へ密航スル者増加ノ傾向有之從テ無賴ノ徒輩ノ密航モ又容易トナリタル感有之候右取締上一層ノ御注意相煩度通報ヲ發此段及照會候也

密渡航者取締ニ關スル件

從來本島人ニシテ對岸へ密渡航スルモノノ經路ハ内地ヲ經由スルカ然ラサレハ島内諸港ヨリ直接密航スルノ二途ニ過キサリシモ最近東洋汽船會社ノ天洋丸、大洋丸及

七、支那密渡航者ノ取締に關して

大正十一年六月對岸領事を召集し事務打合せ會開催せられたる席上支那密渡航者ノ取締が議題に供せられた際總督府よりは

本島人ニシテ對岸地方へ密渡航企ツル者ノ内外國旅券規則ノ適用ヲ免ルル目的ヲ以テ内地ヲ經由スルモノアリ如此違反者ニシテ證據十分ナルモノハ假借ナク之ヲ處罰シ居ルモ尙領事館ニ於テ密渡航者ナルコトヲ發見サレタル場合豫メ左記事項取調ノ上犯人本居地所轄知事又ハ廳長へ通報ヲ煩ハスヲ得ハ之カ取締及違反者ノ檢舉上多大ノ利便アリト信ス

- 一 本居地及寄留地(臺灣ニ於ケル)
 - 職業
 - 姓名
 - 生年月日
 - 二 渡航先ニ於ケル本人ノ行動概要
 - 三 其ノ他參考トナルヘキ事項
- との指示を爲す處があつたに對し同年八月四日に至り在夏門領事よりは次の如き狀況報告を兼ねて取締依頼の照合があつた。

コレヤ丸ノ諸船カ基隆ヨリ上海經由内地行ノ航路開始以來基隆ヨリ長崎若ハ門司迄ノ乗船切符ヲ購ヒ途中上海へ寄港スルヲ奇貨トシ同地ニ上陸シ便船ヲ待ツテ更ニ福州以南へ廻航スル者増加ノ傾向有之哉ニテ相當取締方關係領事ヨリ照會ノ次第モ有之候處内地經由又ハ長崎若ハ門司迄ノ切符ヲ購ヒ上海ニ上陸シ更ニ福州以南へ密航スルトキハ旅券ノ下付ヲ受ケテ渡航スルモノニ比シ三倍以上ノ經費ヲ要スヘキヲ以テ無旅券渡航ノ原因ハ番ニ手續ノ煩ヲ厭フノ結果トノミ見ルヲ得ス寧ロ旅券ノ下付ヲ受ケ得サリシモノカ窮餘如此手段ニ出ツルモノニハアラスヤト思料セラレ候ニ付テハ其邊十分調査ノ上一層ノ御注意相成度尙ホ對岸在留籍民ニシテ登錄ヲ願出テタルモノ又ハ其他ノモノニシテ密渡航者ナルコト分明セル場合ハ所轄領事ヨリ本人ノ本居地、寄留地及氏名職業等貴官宛通報スル様打合せ置候條彼此相待テ取締遺憾ナキヲ期セラレ度右經伺ノ上通達ス

大正十一年六月六日 領事打合せ事項
一 密渡航者取締ニ關スル件

八、鐵道貨物運送事件の取締に關する事項

明治四十年十月二十日警察署長は本保司乙第五二一號を以て覆審法院檢察官長へ次の如く照會する處があつた。

鐵道輸送荷物窃取者處置ニ關シ覆審法院檢察官長へ照會

從來本島鐵道荷物ハ頻繁ニ窃取セラレ之カ取締ニ關シテハ警察官鐵道當局者並ニ輕便鐵道請負人ニ於テ非常ニ苦心致居候得共未タ此ノ弊風ヲ匡正スルニ至ラス頗ル遺憾ノ次第ニ有之候處此頃聞ク所ニ據レハ偶現行犯ヲ認知シ鐵道當局者ヨリ檢舉スルコトアルモ窃取荷物ノ價格僅少ニシテ之ヲ所罰スルノ價値ナシトノ理由ニテ放棄セラルル趣右ハ畢竟微罪不檢舉ノ趣旨ニ基キタルモノナルヘシト雖モ鐵道荷物ノ窃取ノ如キハ偶々發見シタル當時ニ其價格僅少ナルコトアルモ是等ハ時々繰返シ不正行爲ヲ爲スモノ少カラサレハ本島運輸業上之ヲ不問ニ付スルコト能ハサル次第ナルヲ以テ爾今鐵道荷物運輸中ノ窃盜ニ關シテハ微罪ト雖モ之ヲ檢舉スルノ方針ヲ採用スル様致

度旨鐵道部ヨリ交渉ノ次第モ有之一應貴見承知致度此段及照會候也
追テ鐵道部交渉ノ通り取扱可然御意見ニ候得ハ其旨司法警察官ニ訓達相成度候也
之に關しては十月三十日覆審法院檢察官長より次の如き回答があつた。
本月二十一日付本保司乙第五二一號ヲ以テ鐵道貨物ヲ窃取シタルモノ檢舉方ノ義ニ付御照會ノ趣了承就テハ別紙ノ通各檢察局及各司法警察官ニ訓令ヲ發シ候條右御承知相成度此段及回答候也

別紙(覆檢發第八八〇號)

近來鐵道輸送ノ荷物ヲ途中ニ於テ窃取スルモノ頻繁ナルニ間ニハ其ノ被害金額僅少ナルモノ有之趣ヲ以テ司法警察官ニ於テ尋常ノ微罪視シ或ハ檢舉ニ努メス或ハ不起訴ノ意見ヲ付シ檢察官ニ送致スル向有之哉ノ趣抑モ人ノ依托ヲ受ケテ貨物ヲ輸送スル業務ハ官營ト私營トヲ問ハス社會ノ公益ヲ保護スル上ニ於テ其途中ノ安全ヲ保障セサルヘカラス故ニ其輸送中ノ貨物ヲ窃取即チ拔荷ヲナスカ如キハ公益ヲ害スルコト深大ニシテ其ノ被害金額ノ多

少ニ拘ラス本來重要ノ犯罪ニ屬シ從テ尋常ノ微罪視スヘキモノニアラス就テハ是等ノ犯罪ハ嚴重ニ檢舉及ヒ訴追セラルヘシ

右訓令ス

明治四十年十月二十九日

覆審法院檢察官長 尾 立 維 孝

其後十一月七日ニ至リ民政長官は民警第三三三二號を以て更めて各廳長に次の如く通達する處があつた。

- 一 運送中ノ貨物ニ付多少ノ被取被害ハ從來免レ難キ事ニ屬スト雖近來鐵道運送貨物ノ被取甚多ク尙漸次増加ノ傾向アルニ付テハ警察上容易ナラサル事ト存候而シテ其被害ハ伯公玩胡蓋檢問ニ於テ最モ多ク行ハルルモノト被認候得共本各廳ニ於ケル被害モ尠カラス候條爾今鐵道貨物ニ付テハ特ニ左記各項ヲ勵行シ以テ犯罪ノ檢舉及豫防ノ目的ヲ達セラルル様致度此段及通達候也
- 第一 運送事業ニ従事スル勞働者ノ本居及現住所ハ常ニ明瞭ニ取調ヘ置クコト
- 第二 貨物運送事業ニ關係スル勞働者ニ注意シ疑ハシキモノハ承諾ヲ得テ家宅調又ハ身體検査ヲ實行シ以テ脏

第四卷 刑罰執行に關する通則及通則

- 品又ハ合鍵等ノ發見ニ努ムルコト(特ニ發生シタル被害事件ノ捜査以前ニ時宜ニ依リ一般取締上本項勵行方注意ヲ要ス)
- 第三 被害アルヘシト認メラルル場所ハ豫メ調査シ特ニ注意シ犯罪檢舉ニ努ムルコト
- 第四 驛構内ノ取締ニ付テハ驛長ト打合貨物ノ停泊スル等ノ場合ニ於テハ特ニ夜間ノ警邏ヲ爲サシムル等ノ手段ヲ執リ以テ犯罪ヲ檢舉シ又ハ之ヲ未發ニ防止スルコト
- 第五 運送貨物被害事件ニ付テハ特ニ急速ニ手當ヲ爲シ官廳トノ連絡捜査ヲ勵行スルコト但事緊急ナル場合ニ於テハ管轄内外ヲ問ハス直ニ捜査ヲ爲シ時機ヲ失セサルコト
- 第六 運送貨物被害事件ハ其ノ價格ノ如何ニ不拘檢舉スルコト
- 第七 運送貨物被害事件ヲ檢舉シタルトキハ其ノ顛末ヲ特ニ報告スルコト
- 第八 運送貨物被害事件ヲ檢舉シタル場合ハ電話其他便宜ノ方法ニ依リ關係廳ニ通報スルコト

右各項ハ管内港灣アル處ニ於テハ海上運送貨物ニ付テモ準用シ特ニ注意相成度

又同月十一日鐵道部に就ても次の如き取締方法を設け厳密注意中の趣き通報來つたので警察本署長は此の旨更に各廳長に程通牒した。

拜啓

鐵道貨物取扱事件ニ關シ取締方御訓示發令相成候趣御通知ニ接シ當部ニ於テモ左記ノ通り相定候條御參考迄申進候也

- 一 各驛ニ荷積セル滯泊貨車アル時ハ夜番ヲ付スルコト
- 一 輕便驛内ノ運行ハ食料品及反物小間物其他ノ雜貨物ニ限り一定ノ發車時刻ヲ定メ前後臺車ニ鐵道員及賣田組ノ人夫頭ヲ乗車セシムルコト
- 一 輕便驛内ニ特ニ荷物掛事務ヲ置キ常ニ驛内ヲ巡視臺車運行ヲ監督セシムルコト
- 一 時々運輸本課員ヲ全線各驛ニ派出シ運送ノ狀況ヲ視察セシムルコト
- 一 中間各驛ニ積卸シスル荷物指定列車ニ特ニ荷物掛事務者ヲ乗車セシムルコト

以て左の如く各州知事廳長に通牒を發する處があつた。

内地人對本島人ノ争鬭取締ニ關スル件

近來内地人對本島人間ノ争鬭事件著シク増加シ本年一月以降十箇月間ノ統計ニ依レハ別表ノ通りニシテ事件總數百三件争鬭人員五百九十二ニ對シ死傷百十六人ノ多數ヲ算セリ就中争鬭人員中内地人百五十四ニ對シ本島人四百三十八人死傷内地人七十七ニ對シ本島人三十九ノ割合ニシテ寧ろ本島人ノ内地人ニ對スル不遜ノ態度ハ露骨ニ過クト云フモ可ナリ

加之是等本島人中ニハ比較的地位名望アル者鮮カラサルニ拘ラス多クハ理非ヲ辨セス且ツ動モスレハ衆ヲ頼ミテ内地人ニ暴行傷害ヲ加ヘントスル者尠カラサルカ如キハ一般思潮取締上頗ル遺憾トスル處タルノミナラス延テ内憂人間ノ融和ヲ妨ケ民情ヲ惡化セシムルノ虞ナシトセサルヲ以テ將來發生シタル事件ニ就テハ其ノ内容及原因等ニ付キ特ニ慎重ノ調査ヲ遂ケ適當ノ措置方法ヲ探ルト共ニ之カ取締ヲ嚴ニ事件ノ根絶ヲ期スルコトニ努力相成度

九、米穀空賣買取取締に關して

大正四年八月一日警察本署長は本保第六六號を以て各廳長に次の如き通牒を發した。

米穀空賣買取取締ニ關スル件

近時各地ニ於テ名ヲ米穀ノ賣買ニ藉リ其ノ實賣買ノ意思ナク單ニ一定ノ期限ニ到リ其差金ノ授受ヲ目的トスル所謂空賣買ヲ爲スモノアルヤノ間有之候處如何ハ賭博罪ヲ構成スヘキ行爲ニシテ風教上默過スヘカラサル義ト被認候條此際保甲ニ示達シテ如此空賣買行爲ヲ爲シメサル様一般ニ警戒ヲ與ヘ嚴重取締相成度若シ之ヲ肯セスシテ尙之ヲ敢テスル者アラハ司法處分ニ附スル等相當處置相成度

右通牒ス

一〇、内地人對本島人ノ争鬭取締に關して

大正八、九年以降本島ノ民情は激化の一途を辿るのみあつたが大正九年十二月八日總務長官は總警第三七二七號を

右依命通達ス

内地人對本島人争鬭事件調 (大正九年自十月)

原因別	件數	争鬭人員		死傷人員	
		内地人	本島人	死	傷
内地人ノ方善ト認ムルモノ	九	三	三	一	一
本島人ノ方善ト認ムルモノ	二	二	三	一	一
善惡判シ難キモノ	一〇	二	三	一	一
計	二一	七	九	三	三

一 本島人ノ争鬭人員ハ本表ニテハ四三八ト明記セラレ居ルモ其ノ人員ハ警察ニテ取調ノ際争鬭者トシテ現ハレタル者ニテ實際附和雷同シテ内地人ヲ毆打シタル人員ハ本表ノ外尙多數存スルコトハ顯著ナル事實ナリ

一 内地人ハ百五十四人ニ對シ死傷者ハ七十七人ノ多數ナルニ本島人ハ四百三十八人ニ對シ三十八人ノ死傷者ハ比較上甚ダ僅少ナリ本島人カ如何ニ跋扈ヲ敢テスルヤ想像スルニ難カラス

内地人對本島人争鬭事件調 (大正九年自十月)

州廳名	件數	争鬭人員	
		内地人	本島人
臺北州	三	三	一

新 竹 州	三	三	三
高 雄 州	二	三	三
高 松 州	二	三	三
花 蓮 州	一	一	一
計	二	一	一

一一、暴利取締令の履行に關して

大正十二年九月一日の關東大震災後の善後對策の一つとして九月七日緊急勅令を以て左記の如き暴利取締令が發布せられた。

震災ニ對シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ生活必需品ヲ買占メ若ハ賣捨ヲナシ又ハ不當ノ價格ヲ以テ其ノ販賣ヲナシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ生活必需品目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本件ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
是は總督府に於ては稀有の災害に際し物資逼迫自然暴利

發した。

暴利取締ニ關スル件

東京地方ニ於ケル大震災ニ際シ暴利ヲ食ラムトスル奸商取締方ニ付テハ不取九月四日附總督第一、八七〇號ヲ以テ依命通達シ置キタルヲ以テ之レカ取締上夫々十分ナル注意ヲ拂ハレ居ルコトト信スル次第ニ有之候處從來ハ適切ナル取締規則ヲ缺キ不便尠ラサリシカ今同府令第六八號ヲ以テ是ニ公布セラレタル勅令暴利取締ニ關スル件中生活必需品目ヲ指定發布セラレ即日ヨリ施行相成候從ツテ今後奸商等ノ不正行為ニ對スル取締ノ徹底ヲ期スル上ニ於テ從來ニ比シ格段ノ效果アルハ勿論ノ儀ト思料セラレ候然ルニ本令施行後多クノ違反者ヲ出スカ如キコトアリテハ甚ク遺憾ニ甚ヘサル次第ニ付此際更ニ一般民ニ對シ不正行為防止ニ努ムルト共ニ一面取締上ノ障ニ乘セシメサルコトニ配意可相成

右依命重テ通達ス

一一、非常時管理法令違反事件に關して
昭和十三年十二月二十八日警務局長は警々刑第二二二三

を賣るもの生すべきを慮り九月四日總務長官より總督第一八七〇號を以て次の如き通牒が發せられてゐた。

暴利取締ニ關スル件

今回京濱地方稀有ノ災害ニ關シ罹災地物資缺乏ノ爲自然本島商人トノ間ニ於テモ之カ取引開始サルル儀モ之有コトト存候就テハ奸商等ノ斯クノ如キ機會ヲ利用シ故ラニ物價ヲ昂騰セシメ暴利ヲ食ラントスルノ舉ニ出ツルモノ有之ヤモ保シ難ク候條此際特ニ斯クノ如キ不正行為無カラシムル様臺灣遠譽例第一條第六號ニヨリ嚴重取締方配意可相成
右依命通達ス

總て暴利取締令に依る生活必需品目も農商務大臣に於て(一)食料品、(二)炊事用具及金具、(三)薪炭其ノ他ノ燃料、(四)船車及其他運搬ニ要スル消耗品、(五)建築材料、(六)藥品、(七)綿毛糸、綿毛布、其他備品、(八)衛生材料、(九)綿毛糸、綿毛布、其他備品等を指定するに至つたが、九月二十二日總務長官は總督第一八七〇號ノ一を以て更に次の如き通牒を各州知事廳長に

號を以て次の如く各州知事廳長に通牒する處があつた。

非常時管理法令違反事件處理ニ關スル件

非常時管理法令違反ノ處理ニ付テハ經濟保安警察運營ノ精神ニ則リ慎重ニ處理セラレアルコト、思料スルモ或ハ輕易ナル違反事件ヲ殊更ニ刑事事件トシテ處理シ檢事件數ノ多キヲ以テ經濟保安警察ノ徹底ヲ期シ居ルト見做ス傾向ナキヤヲ想ハシムルモノアルハ甚ク遺憾トスル處ナリ非常時管理法令ハ其ノ範圍廣汎且ツ複雑ニシテ法令ノ周知ニ困難ヲ見ツツアル處ニシテ些々タル違反事件ヲ悉ク刑事事件トシテ處理スルコトハ經濟保安警察創設ノ精神ヲ没却スルモノニシテ惡質犯罪ハ假借ナク檢擧セサルヘカラサルモ法令周知不徹底ニ基ク輕易ナル違反行為ハ臨機寛大ナル處置ヲ以テ臨ミ違反者アリタル時之ヲ檢擧スレハ足レリト云フ觀念ヲ捨テ指導誘掖以テ違反者ナカラシムルコトカ國策遂行ニ將亦就後經濟運營ニ最モ肝要ナルコトニ留意シ犯罪ノ防止ニ一層ノ努力ヲ拂ハレ度
右通牒ス

第四節 捜査續行及刑事要視 入取締に關する事項

第一 捜査續行簿の設定及消滅

犯罪捜査續行簿ノ設定 犯罪捜査續行簿は明治四十年十月民警第二九四六號を以て民政長官より各廳長に通牒し始めて其の設定を命ぜられたものである。其の通牒本文は次の如く設定の趣旨も之に依つて明である。

犯罪捜査續行簿調製ニ關スル件

特務巡査及派出所勤務ノ巡査ニシテ犯罪事件ヲ探知シ之レカ捜査ニ從事スルモ未タ檢舉ニ至ラスシテ罷免苦クハ轉勤ヲ命セラレタル場合ハ折角ノ捜査モ自然放棄スルノ止ヲ得サルニ至ルヘク斯クテハ犯人檢舉上全ク當ヲ得タル處置ニ無之候得ハ飽迄モ捜査ヲ繼續シ檢舉上遺憾ナカラシムル爲メ捜査續行簿ヲ調製シ事件捜査ノ狀況ヲ一段落毎ニ記載セシメ之ニ依リテ監督モ出來且ツ何人カ引

受捜査スルモ既往ノ狀況ハ概要ヲ知悉セシムルニ便ナラシムルハ從來ノ弊ヲ矯正シ犯人捜査上不利便有之候コトト被存候條此ノ主旨ニ基キ相當方法ヲ定メ實行相成度此段及通牒候也

捜査續行簿取扱の統一 本犯罪捜査續行簿に關しては其の取扱を區々に互る爲め大正三年九月に至り本保第一二九六號を以て警察本署長より各廳に對し次の如く通牒せられ取扱を定めた

犯罪捜査續行簿ニ關スル件

犯罪捜査續行簿調製方ノ件明治四十年十月民警第二九四六號ヲ以テ通牒相成居候得共之カ取扱振等各廳區々ニシテ其ノ效果鈔ナキ實況ニ有之候就テハ本簿取扱方等左記ノ通相定メラレ候條爾後右ニ依リ取扱可相成
右通牒ス

左記

一、廳支廳並ニ警察官吏派出所ニ別記様式ノ捜査續行簿ヲ備へ各其ノ部内ニ發生シタル左記犯罪事件ノ顯未ヲ口座別ニ記載シ捜査續行ノ便ニ供スルモノトス

第一 捜査續行簿ニ關スル件

- 一 殺人、強盜犯
- 二 窃盜犯(被害見積額十圓以上ノ事件)
- 三 詐欺恐喝横領犯
- 四 其他必要ト認ムル犯罪
- 二 廳支廳ノ捜査續行簿ハ廳ニアリテハ廳直轄内支廳ニアリテハ支廳所轄内ヲ通シテ警務課長支廳長ニ於テ前項ノ犯罪中必要ト認ムル事件ノミヲ記載シ捜査續行セシムルモノトス
- 三 本簿ニハ凡テ未檢舉ノ事件ノミヲ記載シ事件發生當時ニ於ケル捜査顯未ヲ詳記シ置キ爾後捜査續行ニ依リ得タル事項中捜査上参考トナルヘキモノノミヲ相當欄ニ記載スルモノトス
- 四 本簿ニ記載セシ事件ニシテ一定ノ期間捜査續行スルモ差當リ檢舉ノ見込ナキモノハ警務課長支廳長ニ於テ適宜捜査續行ヲ中止セシムル等機宜ヲ失セサル權取扱フモノトス

罪名	犯罪年月日時	犯罪場所	被害者住所氏名	犯人(又ハ嫌疑者)及共犯者住所氏名年齢人相	犯罪行爲	年月日	臨時捜査ノ結果

裏面

<p>本備記載例概ネ左ノ如シ</p> <p>一、臨時捜査時ニ於ケル捜査顯未ヲ詳記シ尙爾後捜査續行ニ依リ得タル要領ヲ記載スルコト</p> <p>二、捜査上他ノ廳、支廳へ照復セシ要領ハ簡單ニ記載スルコト</p> <p>三、捜査續行ノ中止ヲ爲シタルトキハ其旨記載スルコト</p> <p>四、檢舉シタル時ハ其ノ年月日檢舉者ノ官氏名等ヲ朱書シ尙表面ニ朱線ヲ加フルコト</p>
--

右通則の廢止 而して更に大正十年九月に至り總警第二〇七三號を以て警務局長より各州知事廳長に次の如き通則を發し各州廳の取扱に委することとなつた。蓋し地方制度改正の爲め此の如き事項は地方廳長の指示に一任するを適當と認められたに因る。

犯罪捜査續行簿ニ關スル件

大正三年九月本保第一、二九六號犯罪捜査續行簿ニ關スル通則ハ之ヲ廢止候條明治四十年十月民警第二、九四六號通則ニ基キ相當方法ヲ定メ犯罪檢舉上遺憾ナキヲ期セラルヘク
右通則ノ上通則ス

第二 前科者名簿の設定及消滅

(一) 須知簿中より前科者名簿を分離せしむ

前科者は從來須知簿中の一項目として記載され來つたものであるが、明治四十年十二月二十日民警第三六四二號を以て次の如く通則須知簿より別に獨立した前科者名簿の存

在を認められたものである。

須知簿整理に關する件

明治四十年三月民警第三四二九號を以て及通達候廳警察職務規程施行細則標準中第二百二十四條須知簿記載第二十號前科者ニ對シテハ犯罪人名簿ニ依リ別ニ前科者名簿ヲ作成シ其姓名ヲいろは別トナシ罪名、刑名勿論犯數、言渡年月日及其職名等詳細ニ記入シ戸口調査簿ノ整理及騰本下付ノ際ハ之ニ依テ處理セラルヘク依命此段及通達候也

追テ前科者名簿ニ記載セサル禁錮以上ノ前科者及被監視人並惡漢無頼ノ徒其他警察上注意ヲ要スル者ニ對シテハ從來ノ通處理相成ルヘク申添候也

(二) 前科者名簿に登録する者の範圍

元來前科者名簿は犯罪人名簿に依り記入すべき者なるも明治四十一年九月犯罪人名簿調製手續改正の結果、懲役若くは舊刑法又は他の法律に依り懲役に相當すべき者のみ登録することとなつたが前科者名簿は戸口調査簿の整理及騰

本下付の際之が整理の用に供するものなれば戸口調査簿及令副簿に前科として記載するもののみを記入すべきものなりとして明治四十三年九月十六日民警第五九一七號を以て次の如く通則せられた。

前科者名簿調製ニ關シテハ明治四十年十二月民警第三六四二號ヲ以テ相定メラレ候處明治四十一年九月訓令第三百六十三號ヲ以テ犯罪人名簿調製手續第一條改正ノ結果自然犯罪人名簿ニ登録スヘキ事項ヲ異ニスルニ至リ候ニ付テハ自今前科者名簿ニハ明治四十三年七月民警第一七八八號戸口調査簿及同副簿ニ前科トシテ記載スヘキモノノミ記入整理可相成候右依命此段及通達候也

(三) 戸口調査簿に記載すべき前科に就て

今参考の爲め戸口簿に記載すべき須知簿の範圍に就て記せば次の如き通則を經てゐる。

明治四十年十二月の通則 同月二十日民警第三六〇六號を以て次の如く通達せられた之が最初のものである。
戸口調査簿及同副簿ニ記載スヘキ前科ニ付テハ四年ニ禁錮以上トアルノミナルヲ以テ阿片令ノ如キ禁錮又ハ罰

金ノ選擇刑ヲ規定シタル法令違反者カ罰金及答刑處分例ニ依リ罰金又ハ答刑ニ處セラレタル場合等ハ犯罪人名簿其他ニ依ルモ禁錮、罰金刑ノ何レヲ基礎トナシタルヤ分明ナラスシテ記載上疑義ヲ生スル向モ有之哉ニ聞及候條自今前科ノ記入方ニ付テハ左記ノ通取扱相成ルヘク依命此段及通達候也

- 追テ從來ノ分ハ訂正スルニ及ハス
 - 一 前科者トシテ記入スヘキモノ左ノ如シ
 - (イ) 重禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノ
 - (ロ) 附加監視アル刑ニ處セラレタルモノ
 - (ハ) 阿片ニ關スル法規ニ依リ處刑セラレタルモノ
 - (ニ) 賭博犯ニ依リ處刑セラレタルモノ
 - 二 記載方ニ付テハ單ニ初犯物盜、再犯詐欺取財等ノ例ニ依リ記入スヘシ
 - 三 騰本下付ノ際ハ須知簿ニ依リテ事由欄ニ付箋ヲ以テ記入スヘシ
- 明治四十一年十二月の通則 其後翌年十二月十八日民警第三四九六號を以て次の如く民政長官より通達せられた。
戸口調査簿及同副簿ニ記載スヘキ前科ノ儀ニ付テハ明

治四十年十二月十九日民警第三六〇六號を以て通達相成
度候處今同新刑法ノ實施ニ伴ヒ記載上疑義ヲ生スルヤモ
雜計候條自今前科ノ記載方ニ付テハ左記ノ標準ニ依リ取
扱相成ルヘク依命此段及通達候也

追テ從來ノ分ハ訂正スルニ及ハス候條此段申添候也

一、前科トシテ記入スヘキモノノ左ノ如シ

(イ) 犯罪人名簿ニ記載セラレタルモノ

(ロ) 刑法中禁錮又ハ罰金ノ選擇刑タル法條ニ違背

シ禁錮若クハ罰金ノ刑ニ處セラレタルモノ但シ舊

刑法又ハ他ノ法律ニ依リ禁錮ニ處セラレタル者ヲ

含ム

(ハ) 阿片ニ關スル法規ニ依リ罰金以上ノ刑ニ處セ

ラレタルモノ

(ニ) 禁錮又ハ罰金ノ刑ニ處スヘキモノヲ罰金及答

刑處分例ニ依リ答刑ニ處セラレタルモノ

二、記載方ニ付テハ從來ノ如ク初犯竊盜又ハ再犯詐欺

取財等ノ例ニ依リ記入スヘシ

三、贓本下付ノ際ハ須知簿ニ依リ事由欄ニ付箋ヲ以テ

記入スルコトヲ得

明治四十三年七月の通達 更に同月民警第一七八八號を
以て次の如く改正通達せられた。

戸口調査簿及同副簿ニ記載スヘキ前

科ノ標準改正ノ件

戸口調査簿及同副簿ニ記載スヘキ前科ノ儀ニ付テハ明

治四十一年十二月十八日附民警第三四九六號ヲ以テ通達

相成居候處阿片ニ關スル罪及賭博ニ關スル罪ノ如キハ刑

罰ノ種類如何ニ拘ラス總テ之ヲ記載シ置クノ必要有之候

ニ付自今前科ノ記載方ニ付テハ左記ノ標準ニ依リ取扱可

相成依命此段及通達候也

追而昨年十二月民警第三四九六號通達ニ基キ記載ノ分

ニシテ本通達ニ低備スルモノハ總テ此際訂正可相成此

段申添候也

一、前科トシテ記載スヘキモノノ左ノ如シ

(イ) 犯罪人名簿ニ記載セラレタルモノ

(ロ) 禁錮以上ノ罪ニ處セラレタルモノニシテ前科

ニ該當セサルモノ

(ハ) 阿片ニ關スル法規ニ依リ處刑セラレタルモノ

二、減刑ニ依リ刑ヲ變更シタルモノハ其ノ刑ヲ變更ス

ルコト

(五) 前科者名簿の改定

大正二年六月の規定 此月二十六日本保第六〇六號を以

て次の如く警察本署長より通達前科者名簿の様式が定めら

れた。

前科者名簿様式ニ關スル件

廳支廳ニ設備スヘキ須知簿附屬簿冊タル前科者名簿調

製方ニ關シテハ明治四十年十二月民警第三六四二號並ニ

同十三年九月民内第五九一七號ヲ以テ通達有之候處在名

簿様式左記ノ通相定メラレ候條右ニ依リ夫々調製相成度

右通達ス

(四) 大赦恩赦減刑に浴した者の名簿掲載方に就て
大正元年十月七日民警第三五五號を以て次の如く通達さ
れてゐる。

前科者名簿及戸口調査簿整理ニ關スル件

明治四十年十二月民警第三六四二號通達ヲ以テ前科者

名簿調製方定メラレ候處恩赦令ニ浴シタル者ハ左記標準

ニ依リ整理可相成右依命通達ス

追而戸口調査簿及同副簿モ本文ノ例ニ依リ整理可相成

申添候

一、大赦ニ依リ赦免シ又ハ特赦ニ依リ將來ニ向ツテ刑

ノ言渡ノ效力ヲ失ハシメタルモノハ之ヲ削除スルコ

左記（用紙美濃紙）

姓名	生年月日	職業	住	所	本籍(本居)地	罪名	刑期名	犯數	言渡年月日	言渡處

記載例

本簿ハいろは別ニ調製スルコト
 本簿ニハ言渡確定セシ者ノミヲ記載スルコト
 本簿ハ總督府ヨリ配付セル犯罪人名簿ニ準シ記載スルコト
 本簿ニハ應直轄支廳所轄内ニ於ケル前科者中戸口調査簿同調製ニ前科トシテ記載スヘキ者ノミヲ記載スルコト

大正七年六月の改定 右簿冊は更に大正七年六月十三日
 に至り次の如く改定民警第一五二二號を以て、民政長官より
 通達せられてゐる。

前科者名簿調製方ノ件

前科者名簿ノ調製ニ關シテハ爾今別記ニ依リ取扱可相
 成右依命通達ス
 追而本通達ニ基ク前科者名簿ハ大正七年九月末日迄ニ
 調製可相成
 一 本簿ハ廳(同管内)及支廳(所轄内)ニ備付ケ累年費用

スルコト

二 本廳ハ其ノ管轄内ニ本居又ハ住所ヲ有スル者ニ付作
 製スルコト
 三 本簿ニ記載スヘキ者ハ罰金(罰金及管刑處分例第一
 條及第二條ニ依リ管刑又ハ罰金ニ處セラレタル者ヲ含

ム)以上ノ刑ニ處セラレタルモノトス
 四 本簿ニ記載スルハ其廳支廳ニ於テ即決シタルモノ犯
 罪人名簿及既決犯罪通知ニ依ルモノトス
 五 本簿ハいろは別ニ調製スルコト
 六 様式(用紙美濃紙)

氏名	生年月日	職業	住	所	本籍(本居)地	罪名	刑期名	犯數	言渡年月日	言渡處	備考

七 指紋番號明ナルモノハ之ヲ備考欄ニ記入シ置クコト
 式の改定が行はれた。

前科者名簿ニ關スニ件

八 備考欄ニハ轉住死亡其他參考トナルヘキ事項ヲ記載
 スルコト
 九 累犯者又ハ賭博常習者等ニシテ他ニ特別ノ名簿アル
 モノニ付テハ單ニ氏名ノミヲ記シ其旨ヲ備考欄ニ記載
 シ其他ノ事項ヲ省略スルコトヲ得
 大正九年十月の改定 此月二十二日總警第三二六四號を
 以て次の如き通達が發せられ地方制度の改正に伴ふ名簿様

那役所、支廳、警察署及警察分署ハ別記様式ノ前科者
 名簿ヲ備ヘ其所轄内ニ本居又ハ住所ヲ有スル前科者中罰
 金(罰金及管刑處分例第一條及第二條ニ依リ管刑又ハ罰
 金ニ處セラレタル者ヲ含ム)以上ノ刑ニ處セラレタル者
 ヲ記載セラレタル者ヲ記載整理可相成

右依命通達ス

追テ明治四十年十二月民警第三六四二號及大正七年六月民警第一、五二二號通達ハ之ヲ廢止シタル義ニ付御了知相成度

一 様式 (用紙美濃判半葉二人トス)

姓名	本籍	住所	生年月日	職業	指紋 左	指紋 右	番號	罪名	刑名	刑期	言渡年月日	言渡官署	備考
	(本居)												

記載例

(イ) 本簿ハ即決事件犯罪人名簿及既決犯罪通知ニ依リ記載

スルモノトス

(ロ) 累犯ノ虞アル者又ハ賭博常習者等ニシテ他ニ特別ノ名簿アルモノニ付テハ單ニ氏名ノミヲ記載シ其他ノ事項ヲ省略スルコトヲ得

(ハ) 備考欄ニハ轉住死亡其他參考ナルヘキ事項ヲ記載スヘシ但シ他管内ヘノ轉住及死亡ハ朱書其他ノ事項ハ墨書トス

(ニ) 本簿ハいろは別ニ調製シ累年要用スルモノトス

(五) 前科者名簿廢止

右前科者名簿は大正十年十一月訓令第一九三號を以て犯罪人名簿及犯罪通知規則改正の結果犯罪人名簿の様式は前科者名簿と全然一致し兩者併用の必要なきに至つたので、大正十年十二月三日總警第二六六號を以て次の如く之を廢止する旨通達せられた。

前科者名簿ニ關スル件

大正九年十月二十日總警第三二六四號通達前科者名簿ニ關スル件ハ今回犯罪人名簿及犯罪通知規則改正ノ結果自然廢止相成タル義ニ付御了知相成度右經伺ノ上通達ス追テ從前ノ前科者名簿ト大正十年十一月十日訓令第一

九三號附則第三項ノ整理期間之ヲ保存相成度申添候也

第三 前科者並賭博常習者の視察

(一) 監視執行手續の制定

舊刑法には所謂監視の制定があり受刑者に對し釋放後一定の期間警察取締に服せしめて來たが臺灣に刑事令施行の際本制度を本島に實施したが之については若干の議論があつた。明治三十四年五月十四日發行の臺灣日日新報にも次のやうな記事があつた。

本島監視執行の困難

監視は輕罪以上の主刑に附がするものにして一定の期間出獄囚徒の行爲舉動を監視して曲事非行を再演するを防止抑制し且つ果して刑罰の目的を貫徹して囚徒が改過せしか、獄裏の苦痛に懲戒して遷善せしかを識認する制度にして極めて必要なれば本島にても刑法の實施と共に監視制度を實施し居り附加刑として監視を附せられたる囚徒には主刑を終りたる際監視表を下附し月二回其所管の辨務署に出頭して該監視表に主務官吏の檢印を受けし

第四節 司法警察に關する規程並通達

監視執行手續

第一條 監視執行ハ専ラ再犯ヲ豫防シ悔悟謹慎ヲ爲サシ

め其他移轉旅行の際は届出づる等の手續を爲さしめ居れども未だ戶籍の調査行届かさる上言語等不通なれば内地の如く巡查等をして隨時に囚徒日常の行動を監視せしむる等は到底行ふべからず且つ監視を受けたる者にして對岸等に渡航せば最早監視を實施すること能はざる等の事情あり本島監視の執行は大に困難なれども監視違反者は内地との比較上其割合に少しと云ふこの頃監視執行については各廳の共多く内地の例に依り執行して來たもので本島に於ては未だ一定の手續なかつた爲め往々區々の取扱に出づることあつた。例へば謹慎を表する爲めの出頭は甲廳に於ては警務課又は支廳として廳に於ては里程の遠近に拘はらず警察官吏派出所に出頭せしむるといふが如き其他旅行許可の取扱手續又は取締も時宜の處分に依つた爲め不都合の處が尠くないと云ふので明治三十五年十月訓令第二六六號を以て次の如き監視執行手續が定められたものである。

ムルヲ以テ目的トスルモノニシテ刑務法附則ノ規定ニ據ルノ外以下各條ニ從ヒ其ノ取締ヲ爲スヘシ

第二條 廳又ハ支廳ニ於テ監視人ノ送付ヲ受ケタルトキハ書類ヲ調査シ別記第一號様式ノ名簿ニ登記シ成規ニ據リ監視期間遵守スヘキ條件ヲ懇切ニ申渡シ監視票並臨檢票ヲ下付スヘシ

送付ヲ受ケタル監視人ノ住所他管轄ナルトキハ別記第二號様式ノ帳簿ニ登記シ成規ニ從ヒ旅券ヲ付與シテ出發セシメ一件記録ハ別ニ送致スヘシ

第三條 監視人旅行途中事故アリテ廳又ハ支廳ニ掩滞ノ届出ヲ爲シタルトキハ事實ヲ調査シ別記第三號様式ニ據リ證書付與ノ上出發地並到着地所轄廳ニ其ノ旨通報スヘシ

警察官吏派出所ニ於テ掩滞ノ届出ヲ受ケ證書ヲ付與シタルトキハ其ノ旨速ニ所屬廳又ハ支廳ニ報告シ廳又ハ支廳ハ前項ニ依リ通報スヘシ

第四條 監視人旅行ヲ願出テタルトキハ事實ヲ調査シ事情止ムヲ得サルモノハ許可ノ上成規ニ依リ旅券ヲ下付シ其ノ旨行先地所轄廳ニ通報スヘシ

監視人旅行ノ場合ハ監視票ヲ携帯セシムヘシ

第五條 監視人住居移轉ヲ願出タルトキハ事實ヲ調査シ許可スヘシ前項ニ依リ所轄外ニ移轉ヲ許可シタルトキハ速ニ一件記録ヲ所轄廳又ハ支廳ニ送致スヘシ

第六條 監視人謹慎ヲ表スル爲廳又ハ支廳ニ出頭シタルトキハ規則違犯等ノ事ナキ様態篤諭示シ監視票相當欄ニ認印スヘシ

廳支廳ヲ距ルコト往復二里以上ノ地ニ居住スル監視人ニ付テハ警察官吏派出所ニ於テ前項ノ手續ヲ爲サシムルコトヲ得

通常監視ニ付テハ前回出頭ヨリ次回出頭マテ十日以上ヲ隔テシムルコトヲ要ス

第七條 疾病又ハ正當ノ事故ニ依リ成規ノ出頭ヲ爲スコト能ハサル旨届出テタルトキハ特ニ警察官吏ヲシテ家宅ニ臨檢セシメ事實相違ナキニ於テハ之ヲ認可シ他日出頭ノ際監視裏面欄内ニ其ノ旨記入認印スヘシ

第八條 監視ノ期間ハ警察官吏ヲシテ常ニ其ノ舉動ヲ觀察シ且時々其ノ家宅ニ臨檢シ左ノ各號ニ注意セシムヘシ

一行狀方正ナリヤ否

二 改進黨善ノ狀アリヤ否

三 酒宴遊興ノ席又ハ群集ノ場所ニ參會スルコトナキヤ否

四 許可ヲ得スシテ住所ヲ移轉シ又ハ擅ニ旅行スルコトナキヤ否

五 前各號ノ外監視規則ニ違背スルコトナキヤ否

家宅ニ臨檢シタルトキハ臨檢票ニ認印スヘシ

第九條 監視執行ニ關スル旅行ハ陸路八里海路二十海里ヲ以テ一日程トス之ニ充タサルトキ亦同シ

汽車汽船ノ便ニ依ル旅行ハ汽車ハ百哩汽船ハ百海里ヲ以テ一日程トス之ニ充タサルトキ亦同シ

第十條 監視人能ク其ノ規則ヲ遵守シ改悛ノ狀顯著ナル者ニシテ廳長ニ於テ監視假免ノ必要アリト認ムルトキハ成規ニ照シ別記第四號様式ニ據ヒ臺灣總督ニ具申スヘシ

假免具申書ニハ監視人ノ行狀取調書判決原本其ノ他假免ヲ認定スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ

第十一條 監視ヲ假免スルトキハ別記第五號様式ノ證票

ヲ下付スヘシ

第十二條 他所轄ニ居住スル監視人罪ヲ犯シ逮捕シタルトキハ速ニ其ノ所轄廳又ハ支廳ニ通報スヘシ死亡シタルトキ亦同シ

特別監視中ノ者ニ在リテハ主刑ヲ執行シタル監獄ヘモ通報スヘシ

第十三條 第六條第二項ニ依リ警察官吏派出所ニ於テ監視執行ノ場合ハ監視人出頭名簿ヲ備ヘ置キ毎月廳又ハ支廳ノ監視人名簿ニ記入ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條 監視票並旅券様式ハ明治十五年三月内務省達

第十九號ニ準據スルモノトス

第十五條 臨檢表ハ別記第六號様式ニ據ルモノトス

右ハ何處ヨリ何處ニ旅行途中疾病(天災又ハ何々)ノ爲何日間當地ニ滞在シタルモノニ付此ノ證票ヲ下付ス
 年月日

監視人 何 某

何處支廳(又ハ警察官吏派出所)ニ於テ
 警部(警部補巡查) 何 某印

(第四號様式)

監視假免ノ儀ニ付具申

監視期限 何年何月何日起
 何年何月何日迄

本籍何々

何年何月何日経過幾何年何月何日

住所何々 士族 何職
平民 何職

罪名

監視人 何

刑名刑期

年 某
齡

犯數

右ハ監視執行以來能ク其ノ規則ヲ遵守シ謹慎職業ニ勉勵シ眞心悔悛ノ狀顯著ナルコトヲ認メ候因テ刑法第四十一條及
 刑法附則第三十六條ニ依リ假ニ監視ヲ免セラレ度參考記録相添此段具申候也

何廳長名

(第五號様式)

(用紙美濃紙)

監視假免ノ證

本籍現住所身分職業

監視人 何

某

其ノ方儀監視ニ付セラレシヨリ以來能ク其ノ規則ヲ遵守シ深ク改悛ノ狀アルヲ認ム因テ其筋ノ允許ヲ得テ明治何年何
 月何日ヨリ監視期限満了マテ假ニ其執行ヲ免ス
 年 何
 月 廳
 日 長

(第六號様式)

(用紙厚紙寸法監視表ニ同シ)

臨檢表

臨檢表

監視人 何

某

十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
二	一									
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
監視人 何 某										

(二) 累犯豫防の爲め前科者の觀察を行はしむ

此の監視刑の制度は明治四十一年新刑法の實施と共に消滅に歸したのであるが尙前科者の累犯豫防の爲め觀察取締の必要があるとして同年九月に至り民政長官は民警第二八九五號を以て次の如き通牒を發する處があつた。

前科者觀察ニ關スル件

改正刑法實施ニ因リ監視ハ消滅スト雖モ累犯豫防ノ爲メ前科者取締ノ必要ハ依然異ナル處無之ニ付左記方法ニ依リ平素嚴密觀察可相成依命此段及通達候也

左記

- 一、明治四十一年九月三十日現在ノ監視者其他ノ者ニシテ累犯ノ虞アル者ハ別紙様式ノ累犯豫防臺帳ニ登錄シテ平素觀察シタル事項ヲ記入シ若罪ヲ犯シタルトキハ其捜査及ヒ斷罪ノ資料ニ供スルコト
- 二、今後出監スル者ハ監獄長ヨリ累犯豫防臺帳用紙ヲ以テ其都度通知スル旨ニ付此場合ニ於テハ通知書ヲ其儘累犯臺帳ニ編入スルコト

- 三、累犯豫防ノ觀察ハ可成穩密ニ之ヲ爲シ本人ニ直接スルコトハ勿論其ノ近隣ノ者ニ對シテモ公然諸種ノ事情ヲ聞ク等ノ事ハ可成避クル様注意スルコト
- 四、累犯豫防ニ付テハ保正甲長ヲシテ平素嚴密注意セシメ警察官吏ハ其ノ督勵ヲ兼テ前科者ノ狀況ヲ聞クカ如キ方法ヲ採ルコト
- 五、爾後累犯ノ虞ナシト認メタルトキハ其ノ觀察ヲ中止シ摘要欄ニ其ノ事由ヲ詳細記入シ姓名欄ニハ朱ヲ以テ斜線ヲ引クコト

累犯豫防臺帳

前	罪名	刑名刑期	出監年月日	本住所	
				身業分所居	住業分所居
一	言渡年月日	罪名	刑名	言渡	官署
二					
三					

臺帳作成上の注意 而して更に同年一月二十七日日本保司第一一七九號ノ一を以て警察本署より次の如き通牒を發して視察簿に登載する者の範圍を明にした。

累犯豫防臺帳作成方法注意ノ件

明治四十一年九月三十日民警第二八九五號ヲ以テ通達相成候累犯豫防臺帳ハ再犯加重ヲ爲スト否トノ刑ニ關セズ一度處罰セラレタルモ猶再ヒ犯罪ヲ犯スノ虞アリト認ムヘキ者ハ總テ之ヲ登載シ常ニ其舉動ヲ觀察シ再犯防止ノ御趣旨ニ有之候條其方針ニテ右臺帳作成相成度尤モ拘留又ハ科料ノ刑ニ處シタルモノハ悉ク該臺帳ニ登載スルノ必要無之ト被存候條是亦御承相成度此段及通牒候也豫防臺帳に關する通牒 右累犯豫防臺帳に關しては明治四十一年十月三日日本保警司乙第一一七九號を以て次の如く通牒せられた。

累犯豫防臺帳用紙ノ件

明治四十一年九月三十日付民警第二八九五號ヲ以テ通達相成候累犯豫防臺帳ハ美濃紙ヲ用ユルコトニ一定致候

視察事項

備考	ノ入行監狀中	科		
		六	五	四
年月日	觀察印			
	支廳長印			
	積			
	要			

間左様御承知相成度此段及通牒候也

追而累犯豫防臺帳備付方ハ通達文ニハ別段記載無之モ
廳及支廳ニ備付ヘキ主旨ニ有之候條爲念申添候也

累犯豫防臺帳移送方に就て 前敘簿冊に關しては明治四十一年十一月二十四日本保司乙第一一七九號を以て次の如く被視察者の異動につれ該簿冊を移送方通牒する處があつた。

累犯豫防臺帳移送ノ件

明治四十一年九月三十日民警第二八九五號ヲ以テ累犯豫防ノ爲前科者取締ノ件通達相成候處是ニ基キ調製シタル累犯豫防臺帳ハ被登載ノ人物ニシテ他管内ニ轉住又ハ久シキニ亘ル出稼等ノ場合ハ之ヲ其他ノ管轄廳ニ移送スル御趣旨ニ有之候條左様御承知相成度此段及通牒候也

(三) 犯罪常習者名簿の調製配付

明治四十三年四月警察本署は地方廳に通牒を發して窃盜詐欺、拘摸、贓物に關する犯罪常習者の取調を命しそれに依り各廳より報告し來つた千六百五十五名を網羅し之を各

廳に配付し尙氏名及手段別の索引を附した、犯罪常習者名簿を調製し明治四十四年五月民内第八三六二號を以て各廳及支廳に配付し各廳より毎月其の異動を報告せしめ之に依り追次名簿の加除訂正を行ひ隨時之を印刷配付して刑事視察の參考に供した。其の調製方法は凡次のやうな標準に依つたものである。

一 本名簿ハ窃盜詐欺拘摸贓物ニ關スル罪ヲ四部門ニ分ツコト

二 本名簿ニ別紙様式ノ索引ヲ付シ別冊トナスコト

三 本名簿ハ各廳ヨリ提出シタルモノヲ其儘使用シ之ニ符號及番號ヲ付スルコト

四 犯罪別ハ左記各項ノ通之ヲ分類スルモ特殊ノ犯罪アリタルトキハ之ヲ追加スルコト

五 本部門ノ犯罪別ニ左ノ符合ヲ附スルコト

(窃) 窃 盜

(詐) 詐 欺

(拘) 拘 摸

(贓) 贓物ニ關スル罪

六 竊盜ハ左ノ種別ニ依リ之ヲ分類シ符合ヲ付スルコト

(一) 小刃又ハ臺灣刀ノ類ヲ以テ門戸及鎖鑰ヲ破壊スルニ巧ナル者

(二) 鎖鑰ヲ開キ又ハ門戸ヲ開クニ妙ヲ得タル者

(三) 空巢狙ヲ爲スモノ

(四) 屋上又ハ明り窓又ハ普通硝子窓ヨリ忍入ルニ妙ヲ得タル者

(五) 壁破リヲ專トスル者

(内) 屋内

(六) 主家ノ物ヲ盜ムニ巧ナル者

(七) 旅館其他貸坐敷劇場温泉場等ニテ客人ヲ裝ヒ竊ヲ爲ス者

(八) 暴凌ヲ爲ス者

(九) 寓引ヲ爲ス者

(一〇) 家人ノ睡眠ヲ窺ヒ又ハ戸締ノ不完全若クハ他人ノ隙ヲ窺ヒ家宅ニ侵入スル者

(一一) 其他

(外) 屋外

(一) 農作物ヲ荒ス者

(二) 家畜ヲ狙フ者

第四章 司法警察に關する規程並通牒

(三) 家禽ヲ狙フ者

(四) 森林盜伐ヲ爲ス者

(五) 苗木盆伐ヲ爲ス者

(六) 汽車汽船及是等ノ倉庫内ノ貨物ヲ盜ム者

(七) 屋外ニ於テ衣類雜品其他ノ干物類ヲ盜ム者

(八) 其他

七 詐欺ヲ左ノ種類ニ依リ分類シ符號ヲ付スルコト

(一) 豫約出版等ヲ名トシ金圓ヲ騙取スル者

(二) 浮説流言ヲ爲シ又ハ疾病治療ニ祈禱等ヲ爲シ人ヲ惑ス者

(三) 詭辨ヲ弄シテ金品ヲ詐取スルモノ

(四) 見本等ヲ利用シ又ハ物品ノ周旋ヲ名トシ人ヲ欺罔スル者

(五) 文書又ハ印影ヲ偽造シ人ヲ瞞着セル者

(六) 博徒ト結托シ詐欺ヲ爲ス者

(七) 受託物ヲ消費スルノ習癖アル者

(八) 恐喝取財ヲ爲シ又ハ之ヲ教唆スル者

(九) 其ノ他

八 拘摸ヲ左ノ種類ニ依リ分類符號ヲ附スル事

- (一) 祭日芝居寄席其他諸興業場等ニ於テナス者
- (二) 街路其他群衆雜踏ノ場所ニ於テナス者
- (三) 汽車内ニ於テ爲ス者

九

- 各廳名ニ左ノ符號ヲ用ユ
- (一) 贓物ノ運搬ヲ爲ス者
- (二) 贓物ノ寄藏ヲ爲ス者
- (三) 贓物ノ故買又ハ牙保ヲ爲スモノ
- (四) 贓物ノ加工變質ヲ爲スモノ

- 臺北 (北) 宜蘭 (宜)
- 桃園 (桃) 新竹 (新)
- 南投 (投) 臺中 (中)
- 嘉義 (嘉) 臺南 (南)
- 阿緞 (阿) 臺東 (東)
- 花蓮港 (花) 澎湖 (澎)

姓別索引

- 伊藤 大八 北竊内二 易阿財 南詐二

各廳犯罪別索引

- ろノ部
- 北竊三 盧 猫 新竊四
- はノ部
- 南拘一 潘阿田 阿詐五
- 竊盜屋内(一)銷鑰ヲ開クニ妙ヲ得タル者
- 蒲 詳 如 北竊二 唐 查 某 新竊甲三
- 竊盜屋内(三)空巢犯ヲ爲ス者
- 陳 婦 阿竊五 陳 福 生 新竊甲七
- 竊盜屋内(五)壁破リヲ專ト爲ス者
- 陳 明 祥 南竊一八 陳 清 東竊八

犯罪常習者名簿ノ周知ニ關スル件

過般及配付置候犯罪常習者名簿ハ汎ク各地ノ犯罪狀態ヲ知悉シ犯罪檢査資料ニ供フルヲ目的トシ編纂シタル趣旨ニ有之候ニ付テハ只司法係タル警部、警部補ノミ之ヲ

承知シ其ノ他ノ特務巡查補等ニ知ラシメサルトキハ其ノ效果甚ク薄弱ナル義ト思料セラレ候條該名簿ハ廣ク巡查巡查補ニ周知シ置カレ度爲念此段及通牒候也

又本名簿は從來隨時報告を徴し整理ノ上印刷配付し來つたが大正二年一月よりは名簿の效用を發揮する爲め各廳より每十五日限り前月分の異動を取纏め報告を爲さしめ整理して毎月之を配付することとした。

(四) 賭博常習者の觀察を行はしむ

賭博常習者觀察臺帳調製。明治四十三年四月十八日民政長官は民内第二七四七號を以て次の如く通達する處があつた。

賭博常習者觀察臺帳調製ノ件

常習賭博者ト認メ觀察ニ付スヘキ者ニ對シテハ明治四十一年九月民警第二八九五號通達前科者觀察ニ關スル取締方法ニ準據シ嚴密觀察スルノ外尙別記ノ通可被取扱依命此段及通達候也

一、廳支廳ニ別記様式ノ賭博常習者觀察臺帳ヲ備付ケ毎

月觀察シタル事項ハ漏ナク相當欄ニ記入整理スルコト

一、常習賭博者ニシテ他管内ニ轉住シタルトキ又ハ久シキニ亙ル出稼其他旅行等ノ場合ハ其臺帳ヲ轉住先管轄廳ニ移送スルコト一時ノ出張又ハ旅行ニ係ルトキハ必要ニ應シ行先地廳支廳ニ照會シ之カ異動ヲ觀察シ若シ轉々其居所ヲ變更スルトキハ順次其ノ行先地廳支廳ニ照會觀察スルコト

- 三、賭博事件ヲ檢査官ニ送致スル場合ハ一件記録ニ該觀察臺帳寫(特ニ注意ヲ要スル事項ナキトキハ最近一ケ年内ノ觀察事項ノミヲ添付スルコト)
- 四、常習賭博者トシテ觀察ニ付シタル者現ニ累犯豫防臺帳ニ登録サレ又ハ賭博以外ノ罪ヲ犯シタル爲メ將來累犯豫防臺帳ニ登録スヘキ場合ニ於テモ之レヲ累犯豫防臺帳ニ登録スルコトヲ止メ本臺帳ニ登録シ累犯豫防臺帳ニハ單ニ其索引ニ於テ犯人ノ姓名ヲ掲ケ常習賭博者觀察臺帳ニ登録シタルコトヲ示スニ止ムルコト
- 五、累犯豫防臺帳ニ登録サレタル者ヲ常習賭博者トシテ觀察ニ付スル場合ハ其ノ臺帳ヨリ削除シ之レヲ本臺帳ニ移シ甲號用紙ノ次ニ綴リ觀察ヲ爲スコト

第四章 司法警察に關する規程及通則

六、常習賭博者ニシテ賭博以外ノ罪ヲ犯シタル爲メ仍ホ普通累犯者トシテ視察ヲ要スル場合ハ其旨ヲ本臺帳考欄ニ記シ其ノ犯罪豫防ニ相當スル視察ヲモ併セ行フコト

ホ普通累犯者トシテ視察ヲ要スル場合ニ於テハ視察事項ヲ累犯豫防臺帳ヘ移シ其整理ヲ爲スコト
八、常習賭博者ノ視察解除死亡又ハ行衛不明ノ場合ハ本臺帳ヨリ之ヲ削除シ別冊トナスコトヲ得

七、常習賭博者トシテノ視察ヲ解除シタル場合ニ於テ仍別記様式甲號(用紙美濃)

觀察ニ付シタル年月日及其處	賭博ノ種類	常習者トシテ認メタル事由	重ナル賭博ノ場所	常ニ交通スル博徒ノ姓名	資産及生計ノ狀態	本居地	職業	姓名	生年	特別 簿名	前科
											言渡年月日
											刑名
											刑期
											言渡官署

甲號(裏面)

品性	教育	家庭	社交
經歷		備考	

第四章 司法警察に關する規程及通則

乙號

七一八

視察事項

年月日	廳長印	警務課長支廳長印	係長主任印	摘	要
-----	-----	----------	-------	---	---

記載例

- 一、本署候ハ被告人素行調査ノ記載例ニ準シ記入スルコト
- 二、賭博ノ種類欄ニハ其通常唱フル名稱ヲ記入スルコト
- 三、常習者ト認メタル事由欄ニハ可成確實ニ其事實ヲ記入スルコト
- 四、觀察解除又ハ死亡ノトキハ備考欄ニ其ノ事由及年月日ヲ朱書シ姓名欄ニハ斜線ヲ施スコト
- 五、行方不明又ハ處刑入獄ノ場合ハ其ノ旨觀察事項適用欄ニ朱書シ其間觀察ヲ停止スルコト

乙號 裏面

- 六、廳管内轉住ニ係リ裏候ノ移送ヲ受ケタルトキハ轉住先警務課支廳ニ於テ其ノ本居地寄留地姓名欄ヲ訂正整理スルコト

- 七、旅行先廳支廳ヨリ舉動觀察ノ資料ヲ得タルトキハ摘要欄ニ記入スルコト
- 八、觀察事項ハ總テ具體的ニ之ヲ記入スルコト

(五) 累犯者及賭博常習者觀察の統一

大正三年九月四日民政長官は民警第二二九號を以て各廳長に次の如き通達を發して累犯者並に賭博常習者の觀察を統一する處があつた。

累犯者及賭博常習者觀察方ニ關スル件

- 前科者中累犯ノ虞アル者並賭博常習者ニ關スル觀察方別記ノ通改正相成候條右ニ依リ取扱可相成右依命通達ス
- 別記
- 一、廳支廳ニ別記第一號様式ノ累犯者名簿並賭博常習者名簿ヲ備ヘ廳ニ在リテハ廳直轄支廳ニ在リテハ其ノ所轄内ニ於ケル該當者ヲ網羅シ豫テ警察ノ資料ニ供スルコト
 - 二、警察官吏派出所ニ別記第二號様式累犯者賭博常習者ノ觀察簿ヲ備ヘ其ノ部内ノ該當者ヲ網羅シ毎月觀察セ

察解除又ハ死亡セシ場合ハ名簿又ハ觀察簿ヨリ除キ別冊トナスコトヲ得

- 十、名簿觀察簿ハ累年使用トス

第一號様式 (表面) (用紙美濃紙)

本居(本籍)住所 職業姓名生年月日別名特徴	觀察ニ付シタル年月日及其廳支	累犯者又ハ賭博常習者ノ別	家庭、資産及生計狀態	常ニ出入交際スル者ノ姓名	素行經歷
--------------------------	----------------	--------------	------------	--------------	------

シ狀況ヲ記載スルコト

- 三、累犯者トシテ觀察ニ付スル者ハ犯罪常習者ハ勿論其他罰金刑以上ノ受刑者ニシテ素行不良改心ノ狀ナク累犯ノ虞アル者ヲ又賭博常習者トシテ觀察ニ付スル者ハ常職的ニ賭博ヲ爲ス者ヲ各網羅スルコト
- 四、被觀察者ニシテ他管内ニ轉住シタルトキ又ハ久シキニ亘ル出稼旅行等ノ場合ハ該名簿及觀察簿ヲ行先地ノ廳支廳ニ移送スルコト但シ一時ノ出稼旅行ノ場合ハ其ノ都度行先地廳支廳ヘ通報スルコト
- 五、累犯者トシテ觀察中ノ者ヲ更ニ賭博常習者トシテ觀察ニ付スル場合ハ之ヲ賭博常習者名簿ニ移シ累犯豫防ニ相當スル觀察ヲモ併セ行フコト
- 六、被觀察者ニ關スル犯罪事件ヲ檢察官ニ送致スル場合ハ一件記録ニ該名簿及觀察簿寫ヲ添付スルコト
- 七、觀察ハ可成秘密ニ之ヲ行ヒ公然諸種ノ事情ヲ聞ク等ノ事ハ避クル様注意スルコト
- 八、觀察編入又ハ解除ハ警務課長支廳長ニ於テ決定シ可成機宜ヲ失セサル様取扱フコト
- 九、累犯者賭博常習者ノ名簿ハ別冊又ハ口座別トナシ視

第一號様式 (裏面)

考 備	科	前	言渡年月日	罪 名	刑名刑期	言渡官署

記載例

- 一、累犯者又ハ賭博常習者ノ別備ニハ累犯者賭博常習者ノ別ヲ記入スルノ外累犯者ニ付テハ其ノ豫防スヘキ罪名ヲ賭博常習者ニ付テハ常ニ行フ賭博ノ名稱ヲ記入スルコト
- 二、觀察解除又ハ死亡ノトキハ備考欄ニ其ノ事由及年月日ヲ朱書シ姓名欄ニ斜線ヲ施スコト
- 三、行術不明又ハ處刑入獄若クハ強制就業ヲ命セラレタル場合ハ其旨備考欄ニ朱書シ觀察ヲ停止スルコト
- 四、警察上其ノ他參考トナルヘキ事項ハ隨テ備考欄ニ記入スルコト

第二號様式 (表面) 用紙半紙形

考 備	科	前	言渡年月日	罪 名	刑名刑罰	言渡官署	累犯者又ハ賭博常習者ノ別	觀察ニ付シタル年月日及應支應	本居(籍)住所年月日及姓名生年月日及姓名特微

觀察事項

第二號様式 (裏面)

記載例

- 一、觀察ニ付シタル當時ノ実行及特ニ注意ヲ要スル點ハ備考欄ニ記入スルコト
 - 二、觀察解除又ハ死亡ノトキハ備考欄ニ其ノ事由及年月日ヲ朱書シ姓名欄ニ斜線ヲ施スコト
 - 三、行術不明處刑入獄又ハ強制就業ヲ命セラレタルトキハ其ノ旨觀察事項欄ニ朱書シ觀察ヲ中止スルコト
 - 四、轉住ノ場合ハ其ノ事由年月日等ヲ摘要欄ニ朱書シ移送ノ手續ヲナスコト
 - 五、轉住ノ場合ハ轉住先處、支應ニ於テ其ノ本居地寄留地等ヲ訂正スルコト
 - 六、旅行先處支應ヨリ舉動觀察ノ資料ヲ得タルトキハ摘要欄ニ記入スルコト
 - 七、觀察事項ハ總テ具體的ニ記入スルコト
- 右規定の一部改正 右通牒は大正十年八月總警第一九六六號を以て一部次の如く改正せられてゐる。
- 累犯者並賭博常習者觀察ニ關スル件
- 大正三年九月民警第二、二二九號通達累犯者並賭博常習者觀察ニ關スル件中左記ノ通り改正相成候條右ニ依リ取扱可相成右依命通達ス

第四章 司法警察に關する規程並通牒

別記第一項中、應支應」ヲ「郡支應及警察官署」ニ改メ、應ニ在リテハ應直轄支應ニ在リテハレヲ削ル

同第二項中、警察官吏派出所」ノ下ニ、「(郡警察課及支應中直轄ヲ置キタル箇所ニアリ)警察官吏駐在所」ヲ加フ

同第四項中、應支應」ヲ「郡、支應、警察官署」ニ改ム

同第八項中、「警務課長、支應長」ヲ「郡警察課長、支應長、警察官署長」ニ改ム

同第一號様式、第二號様式及記載中、「應、支應、警察官署」ニ改ム

更に大正十四年三月に至り、(一)司法警察處務規程の改正に依り犯罪事件を檢察官に送報する際名簿及觀察簿の寫を添付する必要なくなつたこと、(二)從來の名簿及觀察簿は犯罪手口の記載なき爲め取扱者又は受持巡查更迭等の場合不便尠くなかつた、(三)犯罪常習者名簿と聯絡せしむる爲め人相特徴並に指紋の欄を設くる必要がある、(四)名簿に寫眞を添付せしめて利用する必要がある等の理由の下に總警第四八一號を以て總務長官より各州知事廳長に次の如く通達せられた。

累犯者並ニ賭博常習者視察ニ關スル件

大正三年九月民警第二二二九號通達累犯者並賭博常習者視察方ニ關スル件中左記ノ通改正相成候條右ニ依リ取扱可相成右依命通達ス

記

一、別記第六項ヲ削ル

一、別記第一號様式及第二號様式ヲ別紙ノ通り改ム

(別紙)第一様式 (表面) (用紙美濃紙)

指致	左右								
業行經歷	並ニ場所	交際出入ノ人物	嗜好ノ狀況	家庭、資産、生計	又ハ賭博ノ種類	又ハ賭博ノ種類	又ハ賭博ノ種類	又ハ賭博ノ種類	又ハ賭博ノ種類
特 相 人					視察ニ付シタル年月日官署名				

- 三、視察解除又ハ死亡ノトキハ備考欄ニ年月日及事由ヲ朱書シ姓名欄ニ朱ノ斜線ヲ施スコト
- 四、入獄不明又ハ強制就業ヲ命セラレタルトキハ其旨備考欄ニ記載スルコト
- 五、警察上参考トナルヘキコトハ備考欄ニ記載スルコト

第一號様式 表面 (用紙半紙形)

備考	科	前	官渡年月日	罪	名	刑名刑期	言渡官署	犯罪ノ慣用手	本居(籍)、住所 氏名、生年月日 職業、氏名	豫防スヘキ罪名 又ハ賭博ノ種類	視察ニ付シタル 年月日官署名
								備考	科	前	官渡年月日

第一様式 (裏面)

備考	科	前	官渡年月日	罪	名	刑名刑期	言渡官署	犯罪ノ慣用手	假
								備考	科

記載例

- 一、累犯者中犯罪常習者ハ豫防スヘキ罪名ノ下ニ犯罪常習者ト朱書スルコト
- 二、人相特徴欄ニハ官署ヲ添付シ記載ニ代フルコトヲ得

第二號様式 (裏面)

視察年月日	視察事項	要
	摘	

記載例

- 一、視察解除又ハ死亡ノトキハ備考欄ニ事由及年月日ヲ朱書シ姓名欄ニ斜線ヲ施スコト
- 二、行働不明入獄又ハ強制就業ヲ命セラレタルトキハ其旨備考欄ニ朱書スルコト
- 三、轉住ノ場合ハ其事由年月日等ヲ摘要欄ニ朱書シ移送ノ手續ヲナスコト
- 四、轉住ノ場合ハ轉住先郡役所支廳警察(分)署ニ於テ住所等ヲ訂正スルコト
- 五、施行先ヨリ舉動視察ノ資料ヲ得タルトキハ摘要欄ニ記入スルコト
- 六、視察上参考トナルヘキコトハ備考欄ニ記載スルコト
- 七、視察事項ハ總テ具體的ニ記載スルコト

(六) 犯罪常習者觀察規程の設定

犯罪常習者の名簿は規定せられたが尙移動的犯罪又は犯跡(手口)等を證據とする捜査に當つては實施上遺憾の點が尠くない又犯罪常習者名簿を配付しても其後の移動の訂正加除が怠り勝ちて之を捜査に利用すること不可能の狀態にあり此の弊を救はんとして大正十四年二月警々第一四三號を以て總務長官は各州知事廳長に次の如き通牒を發する處があつた。

犯罪常習者觀察ニ關スル件

犯罪常習者觀察ニ關スル件左記ノ通相定候條右ニ依リ取扱相成度右依命通達ス

- 一 郡役所支廳警察(分)署ニ別記様式ノ犯罪常習者名簿ヲ備ヘ全島ノ犯罪常習者ヲ網羅シ犯罪捜査ノ資料ニ供スルコト
- 二 犯罪常習者名簿ニハ強盜竊盜拘摸及詐欺ノ前科者ニシテ居住地外ニ涉リ常習的ニ犯罪ヲ犯ス者ヲ登載スルコト

- 三 犯罪常習者ノ編入又ハ解除ハ郡守支廳長警察(分)署長ニ於テ之ヲ爲シ機宜ヲ決セサルコトニ注意スルコト
- 四 犯罪常習者ノ編入解除死亡入出獄行方不明又ハ強制就業ヲ命セラレタルトキ若ハ手口其他名簿記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ所轄郡役所支廳警察(分)署ハ名簿整理ノ上州廳ニ報告スルコト但シ住所ヲ轉シタルトキハ轉住先ニ於テ報告ノ手續ヲ爲スコト
- 五 州廳ニ於テ前號ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ管下ノ他ノ郡役所支廳警察(分)署竝ニ他ノ州廳ニ通報スルコト
- 六 名簿ハ強盜竊盜拘摸及詐欺ノ部門ニ分テ各部ハ手口別ニ配列スルコト

別記 様式

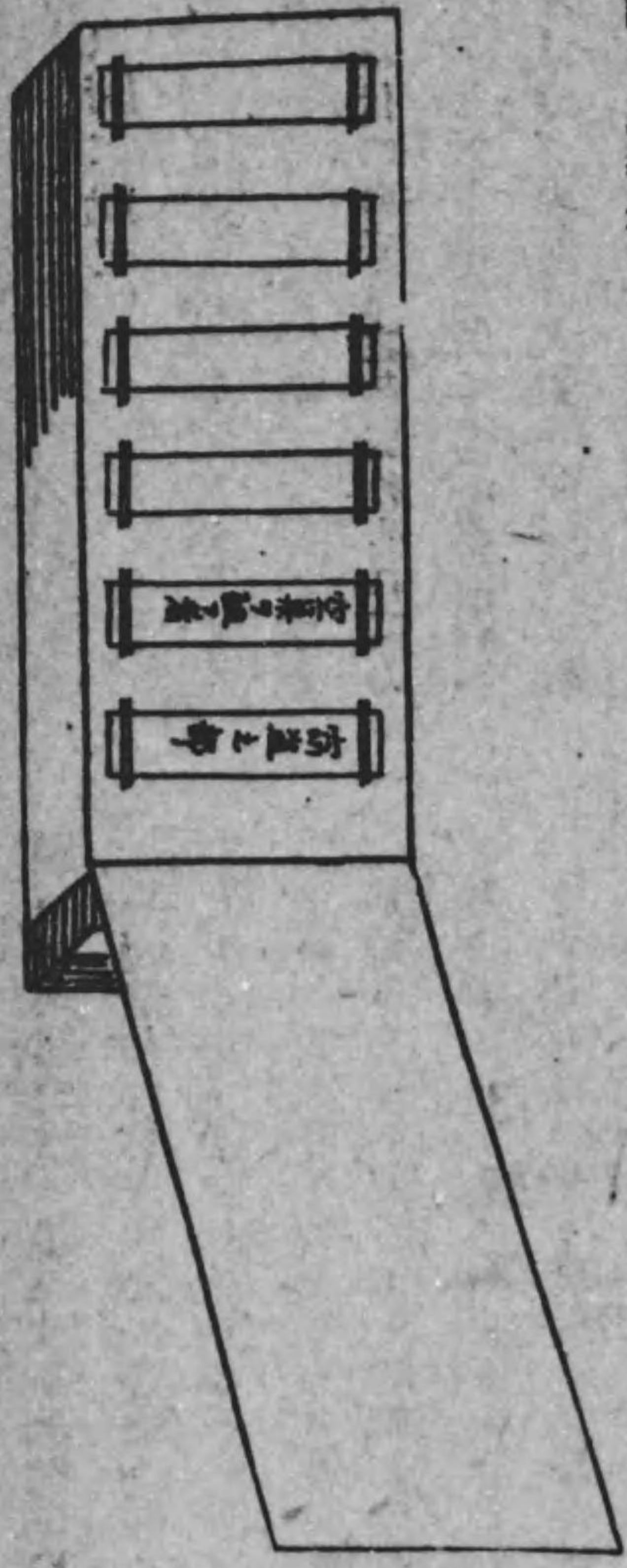
姓名	主ナル犯罪地	本業(居)地住所	手	口	人相特徴
別録名() 生年月日 明治 年 月 日	前科ノ數				
指紋					
左	右				
分三寸					

五寸

(注意)

- 一、入出獄行方不明其他參考トナルヘキ事項ハ裏面ニ記載ノコト
- 二、累犯者隨傳常習者ニシテ郡役所支廳警察(分)署ニ觀察名簿アル者ハ姓名生年月日住所ノ外記載ヲ省略スルコトヲ得
- 三、拘摸其他ニ必要ト認ムル常習者ハ成ルヘク寫眞ヲ添付スルコト

(例)



別記様式に關する通達並通達

第四 假出獄者の觀察取締に就て

(一) 假出獄證票を定む

假出獄の制度は舊刑法の時代に於ても之を認められてゐたもので、既に明治三十年一月訓令第三號にも、名簿原簿、囚人身分帳放免簿、人民目録、出監簿、領置簿、死亡帳假出獄及證票別冊ノ通相定ム但別冊ハ別ニ之ヲ頒ツト定められたこともあつた。其後明治三十八年十二月に至り次の如き假出獄宣告狀及同證票に關する書式を別に制定し訓令第二百五十三號を以て發布せられた。

假出獄宣告狀

原籍 住所
誰何男、弟、妻、何
身分

氏名
生年月日

右者明治何年月日何法院ニ於テ何何(刑名刑期)ノ言渡ヲ受ケ爾來本刑執行中ノ處能ク獄則ヲ謹守シ改悛ノ狀相

顯ハレ刑期モ己ニ其ノ四條分ノ三ヲ經過シタルヲ以テ茲ニ臺灣總督ノ允許ヲ受ケ刑法第五十三條ニ依リ假ニ出獄ヲ許ス

何監獄長

明治 年 月 日 官氏名印

假出獄證票

原籍、住所

誰何男、弟、妻、何

明治何年月日何法院宣告 氏名

生年月日

刑名刑期

附加刑

何年月日ヨリ刑期起算

何年月日滿期

右ノ者ニ對シ明治何年月何日ヨリ主刑滿期ノ日ニ至ル迄殘期何日間假ニ出獄ヲ許シタルニ付左記ノ事項ヲ心得サセ此ノ證票ヲ附與スルモノナリ

何監獄長

明治 年 月 日 官氏名印

- 一 本人假出獄中ハ特別監視ニ付スヘキコト
- 二 本人假出獄中更ニ重罪、輕罪ヲ犯シタルトキハ直ニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セスシテ再執行ヲ爲スヘキコト
- 三 本人ハ何年月何日迄ニ何何地ヲ通過シテ其住居スヘキ何地ノ警察官署ニ到リ此ノ證票ヲ提出シ檢閲ヲ受ケヘキコト
- 四 本人旅行中天災又ハ疾病等ニ因リ臨時途中ニ淹滞シタルトキハ其ノ地ノ警察官署ニ於テ之カ證明ヲ受ケ之ヲ住居スヘキ他ノ警察官署ニ差出スヘキコト

本又	人ハ	人ハ	相寫	書寫

(二) 臺灣假出獄取締規則を定む

明治四十一年十月より新刑法實施に當り同年九月府令第五十四號を以臺灣假出獄取締規則左の通り公布せられた。發布の理由に舊刑法にては假出獄者に對シ特別監視の制度

ありしも刑事令施行の結果之を廢止せられ單に假出獄期間一定の取締條件を遵守せしむるに過ぎず因テ本則を設け檢察官廳、監獄及假出獄者の準據すべき手續を規定せり而して從來は假出獄者に對して假出獄宣告狀を交付し來りしが監獄令施行の結果宣告狀を要せざることとなりしが爲め假出獄證票書式を改正して假出獄宣告狀及證票書式を廢止せりとあつた。取締規則次の如し

臺灣假出獄取締規則

- 第一條 假出獄ヲ許サレタル者ハ住居ノ地ヲ管轄スル廳支廳ノ監督ヲ受ク
- 第二條 假出獄ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ監獄ハ住居ノ地ニ到着スヘキ日ヲ定メ之ヲ證票ニ記載スヘシ假出獄ヲ許サレ者ハ前項ニ依リ證票ニ記載セラレタル日ニ監督廳支廳ニ出頭シ證票ニ認印ヲ受クヘシ
- 第三條 假出獄ヲ許サレタル者天災疾病其ノ他ノ事故ニ因リ前條ノ規定ニ從フコト能ハサルトキ又ハ其ノ處アルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ廳、支廳ニ申出テ證明ヲ受クヘシ

第四條 假出獄ヲ許サレタル者アルトキハ監獄長ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル法院ノ檢察官及監督廳支廳ニ通報スヘシ

第五條 假出獄ヲ許サレタル者三日以上十日未満ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ監督廳支廳ニ其事由、行先地及旅行日數ヲ届出ヘシ

第六條 假出獄ヲ許サレタル者住所ヲ移轉シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及旅行日數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ監督廳支廳ノ許可ヲ請フヘシ

旅行ヲ許可シタルトキハ監督廳支廳ハ旅券ヲ交附スヘシ此場合ニハ第二條及第三條ノ規定ヲ準用ス

第七條 住居ノ移轉ヲ許可シタルトキハ監督廳支廳ハ其ノ旨ヲ第四條ノ監獄長檢察官並ニ移轉地ヲ管轄スル支廳ニ通報スヘシ前條ノ場合ニハ關係書類ヲ新監督廳支廳ニ送附スヘシ

第八條 假出獄ヲ許サレタル者帝國外ニ旅行ヲ爲サントスルトキハ監督廳、支廳及證票ヲ受付シタル監獄ヲ經由シテ臺灣總督ノ許可ヲ請フヘシ

監督廳、支廳及監獄ハ事實ヲ調査シ意見ヲ付スヘシ第六條ノ規定ハ旅行ヲ許可セラレタル者アルトキハ監獄支廳ハ其者ヲ第四條ノ檢察官ニ通報スヘシ

第十條 旅行ヲ許サレタル者住居ノ地ニ歸着シタルトキハ遲滞ナク監督廳支廳ニ出頭シ旅券ヲ返納スヘシ

第十一條 假出獄ヲ許サレタル者ハ遲滞ナク監督廳、支廳ニ職業其他生計ニ關スル見込ヲ立テ之ヲ届出ツヘシ若シ保護引受人アルトキハ之ニ連署スヘシ

第十二條 假出獄ヲ許サレタル者ハ毎月一回監督廳支廳ニ出頭シテ前條ノ事項ニ付其ノ結果ヲ申述スヘシ旅行ヲ許可セラレタル者同一ノ場所ニ一月以上滞在スルトキハ滞在地ヲ管轄スル支廳ニ出頭シテ前項ノ申述ノ要旨ヲ通報スヘシ

第十三條 監督廳支廳ハ假出獄ヲ許サレタル者ヲシテ正業ニ就キ善行ヲ保タシムル爲メ必要ナル訓示ヲ爲シ又ハ之カ爲メ必要ナル行爲ヲ命スルコトヲ得

第十四條 監獄支廳ハ六月毎ニ假出獄ヲ許サレタル者ノ行狀ノ良否職業ノ種別及勉否、生活ノ狀況親族トノ關係其ノ他ノ事項ニ付調査書ヲ作り之ヲ證票ヲ交付シ

タル監獄ニ通報スヘシ

第十五條 假出獄ヲ許サレタル者ノ監督ハ證票ヲ交付シタル監獄長ノ意見ヲ聽キ、街庄長出獄人保護事業ニ從事スル者其他適當ナル者ニ委任スルコトヲ得

前項ニ依リ委任ヲ受ケタル者ハ毎月末日第十四條ニ掲ケタル事項ヲ監督廳支廳ニ通報スヘシ

第十六條 檢察官及支廳ハ假出獄ヲ許サレタル者刑法第二十九條第一項ニ該ルコトヲ知りタルトキハ意見ヲ具シ臺灣總督ニ申報スヘシ

支廳ノ爲ス申報ハ住民ノ地ヲ管轄スル法院ノ檢察官ヲ經由スヘシ

第十七條 臺灣總督ニ於テ假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ假出獄ヲ許サレタル者ノ所在地又ハ住居ノ地ヲ管轄スル法院ノ檢察官又ハ其在監スル監獄ニ通報シテ其執行ヲ爲サシム

前項ノ場合ニ於テハ證票ヲ還納セシム

第十八條 假出獄ノ處分ヲ取消サレタル者在監者ニアラサルトキハ檢察官ハ刑事訴訟法第三百十九條第三項ニ依リ逮捕狀ヲ發スヘシ

第十九條 第十七條ノ執行ヲ爲シタル檢察官又ハ監獄長ハ其ノ者ヲ第四條ノ檢察官、監督廳、支廳及證票ヲ交付シタル監獄ニ通報スヘシ

第二十條 假出獄ヲ許サレタル者死亡シタル時ハ監督廳支廳及證票ヲ交付シタル監獄ニ通報スヘシ前項ノ通報ヲ受ケタル監獄ハ其ノ旨ヲ臺灣總督ニ通報スヘシ

第二十一條 帝國内ト雖本島外ノ住居移轉及旅行ニ關シテハ當分ノ内第八條乃至第十條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス本令執行ノ際現ニ假出獄中ノ者ニモ仍本令ヲ適用ス

右府令の一部改正 右假出獄取締細則は其後大正九年九月府令第六十五號を以て一部次の如く改正せられた。但し地方官制改正に依り官署名の變更に由るものである。

第一條及第三條中「廳支廳」ヲ「廳郡支廳又ハ警察官署」ニ改ム

第二條第四條第五條第六條第八條第九條第十條第十一條第十三條第十四條第十五條第十九條第二十條中警察廳

支廳ヲ「警察官廳」ニ改ム

第十二條中「警察廳支廳」ヲ「警察官廳」ニ「廳支廳」ヲ「廳、
那、支廳」又ハ「警察官署」ニ「其廳支廳」ヲ「其官廳」ニ改ム
第十六條中「及廳支廳」ヲ「廳那」又ハ「警察官署」ニ「廳
支廳」ヲ「廳、那、支廳」又ハ「警察官署」ニ改ム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年九月假出獄取締細則發布と共に訓令第五百
十八號を以て公布せられた囚人假出獄證票式規定は次の如
きものであつた。

囚人假出獄證票式左ノ通相定ム

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス明治三十
八年十二月訓令第五百五十三號ハ之ヲ廢止ス

(面表)

假出獄證票	
罪 質	刑 名 刑 期 本籍地
明治何年何月何日何法院宣告	住居地
明治何年何月何日刑期起算	戸主又ハ誰何男、女、兒
明治何年何月何日満期	弟、妻、何々
氏 名	入

(面裏)

假出獄者心得事項	
一	住居地ノ廳、支廳ノ監督ヲ受クルコト
二	正業ニ就キ善行ヲ保ツコト
三	旅行三日以上ハ届出ヲナシ十日以上ハ許可ヲ受タルコト
四	住居ヲ轉移スルトキハ許可ヲ受タルコト
五	旅行中天然、疾病等ノ爲メ臨時滯留シタルトキハ其地ノ管轄廳、支廳ニ出頭シ之ガ證明ヲ受クコト
六	明治何年何月何日迄ニ何々地ヲ經テ其居地ノ管轄何々廳、何々支廳ニ至リ此證書ヲ提出シ檢印ヲ受タルコト 若シ天然、疾病等ノ爲メ途中ニ滯留シタルトキハ其ノ地ノ管轄廳、支廳ニ出頭シ之カ證明ヲ受タルコト
七	假出獄取締規則ニ背キ又ハ罪ヲ犯シタルトキハ假出獄ヲ取消サルルコト

右在監中改使ノ狀顯著ナルヲ以テ明治何年何月何日ヨリ刑
期満限ノ日ニ至ル迄強刑期何日間假出獄ヲ許可セラレタル
ニ付裏面ノ事項ヲ心得サセ此證書ヲ交付シ釋放ス
明治何年何月何日

何監獄長官氏名印

五寸五分

譯文 試准出獄囚犯須知

- 一 應奉居住地區以及支廳管理一課
- 二 應就正業兼修善行一課
- 三 出外如逾三日以上應行早報如逾十日以上應請允准一課
- 四 應從居住節次應請允准一課
- 五 出外際時應有天災患病等事不料滯留速應赴該管廳或支廳請領保認一課
- 六 明治某年某月某日爲限應經由某々等處地方赴該管居住地區或支廳出具此項證明若乾印批遇有因天災患病等事在途上滯留應赴該地該管廳請領允准一課
- 七 遇有違背試准出獄管束章程或敢犯罪科者應行裁銷並經試准出獄一課

本人ノ人相 又ハ寫眞	特、假
---------------	-----

右訓令の一部改正 (一)右訓令は大正三年十二月に至り
訓令第九十七號を以て次の如く改正せられた。

明治四十一年九月訓令第五百五十八號「囚人」ヲ「受刑者」
ニ改メ「本人ノ人相又ハ寫眞」

「特、假」ヲ削

(二) 更に大正九年九月地方官々制の改正に伴ひ官署名の
變更に由り訓令第五百五十九號を以て一部次の如く改正せ
られた。

- 和文第一項第五項中「廳支廳」ヲ「廳那支廳又ハ警察官
署」ニ第六項中「廳支廳」ヲ「廳那支廳又ハ警察官署」ニ「何
々廳及何々支廳」ヲ「何々廳那支廳又ハ警察官署」ニ改ム
譯文第一項中「廳以及支廳」第五項第六項中「廳或支
廳」ヲ「各廳那支廳或警察官署」ニ改ム
- (三) 更に大正十二年十二月には府令第八十七號を以て
「前々ノ府令訓令内訓令監獄ヲ刑務所ニ支所等ニ改ムル
ノ件」として訓令中の名稱が改正せられてゐる。

(三) 假出獄人名簿並式の制定及消滅
右規程の整備と共に視察官署たる廳支廳に假出獄人名簿
を備付ク必要を認め同年九月二十八日民警第二八六一號を
以て次の如く民政長官名にて通達せらるゝ處があつた。

假出獄人名簿式ニ關スル件

臺灣假出獄取締細則第四條第二項ニ依り廳支廳ニ備付ク

ヘテ假出獄人名簿様式別紙ノ通相定メラレ候條左記記載例ニ依リ夫々整理可相成依命此段及通達候也

記載例

- 一 假出獄名簿各欄ノ事項ハ釋放監獄ヨリ通報ノ假出獄證票寫ニ依リ判明セルモノハ總テ記載スヘシ
- 二 職業ハ假出獄取締細則第十一條ノ申出ニ依リ記載スヘシ職業ノ變更届出ヲ爲シタル時ハ從テ訂正シ置クヘシ
- 三 摘要ニハ假出獄人ノ監督上必要ナルコトハ一々年月日及其要項ヲ記載シ廳長支廳長ノ檢印(支廳ニ在テハ廳長ノ檢印ヲ受クルヲ要セス)ヲ受ケ置クヘシ其要項大略左ノ如シ
 - 1 假出獄人初メテ廳支廳ニ出頭シタル件
 - 2 天災疾病其ノ他ノ事項ニ因リ出頭遅延シ證明書ヲ持參シ若クハ持參セザル件
 - 3 假出獄者旅行届及願出許可並ニ行先地及旅行日數ノ件
 - 4 住居移轉許可申請旅券交付ノ件
 - 5 住居ノ移轉ヲ監獄及檢察官ニ通報ノ件
- 6 帝國外(内地)ニ旅行出願及許可ノ件
- 7 同上許可ノ場合檢察官ニ通報ノ件
- 8 假出獄人ノ職業其ノ他生計ニ關スル届出ノ件
- 9 假出獄人毎月出頭ノ件但朱書シ置クヘシ
- 10 假出獄人旅行先ノ廳支廳ヨリ通報ヲ受ケタル件
- 11 假出獄人ニ必要ナル訓示又ハ必要ナル行爲ヲ命シタル件
- 12 假出獄人ノ狀況ヲ監獄ニ通報シタル件
- 13 假出獄人ヲ適當ナル者ニ委任シタル場合受委任者ノ職業、住所、姓名ノ件
- 14 假出獄取消申請並ニ假出獄處分ノ取消ヲ受ケタルトキノ通報ノ件
- 15 假出獄處分ヲ取消サレ逮捕狀ヲ發セラレ並ニ逮捕狀執行ノ件
- 16 以上ノ外必要ナル事項

假出獄人名簿 (用紙美濃紙)

罪名	刑名	刑期	刑期起算年月日	満期年月日	假出獄取消申報年月日	假出獄者死亡年月日	監書事項		釋放監獄										
							年月日	廳長印	支廳長印	摘要	本居地	住居地	身分	職業	姓名	出生年月日			

右名稱に關しては大正十一年四月一日總警第三百三十八號を以て次の如き民政長官通牒が發せられ之を廢止し各廳の隨意規定に委することとなつた。

假出獄人名簿様式廢止ニ關スル件

明治四十一年九月民警第二、八六一號民政長官依命通牒假出獄人名簿様式ニ關スル件ハ自今之ヲ廢止候條貴官限リ様式其ノ他必要事項ヲ規定シ將來視察監督上遺憾ナキヲ期セラレ度右依命通牒ス

釋放者の通知に就て 大正十二年七月總務長官は總法第五一〇號を以て次の如く各州知事に通牒する處があつた。

釋放者通知ニ關スル件

釋放スヘキ受刑者ニシテ累犯ノ虞アル者ハ司法警察ノ必要上其ノ都度當該監獄長ヨリ居住地ノ廳長郡守支廳長又ハ警察官署ノ長宛通報致來リ候處自今州知事又ハ廳長宛トシ通知書様式ハ別紙ノ通相改メ候條念爲右通牒ス

釋放者の觀察取締方に關し司法次官の通牒 大正十一年九月二十八日司法次官は釋放者の監督觀察に關し左記の如く管下檢察正に通牒せし趣きに付参考相成るやう同年十月十四日法務部長より警務局長に照會し來つた。

釋放者ノ監督觀察ニ關スル件通牒

從來警察ニ於ケル釋放者ノ觀察ニ付テハ監視制度廢止ノ今日ニ於テモ尙其ノ餘弊ノ存スルモノ有之遺憾ニ候處此ノ度内務當局ト協定ヲ遂ケ特ニ警察觀察ヲ必要トスル釋放者ニ限リ監獄ヨリ其ノ氏名、年齢、身分其ノ他ノ事情ヲ警察官ニ通知シ嚴重ニ之ヲ觀察シテ罪ヲ犯スノ機會ナカラシメ其ノ他ノ釋放者ニ付テハ總テ之ヲ警察ニ通報セサルコトトシ從前ニ於ケル前科者タル特別觀察ヲ爲ササルコトニ相成候條此ノ際釋放者ノ監督觀察ニ付從前ノ弊風ヲ除去致度希望ニ候間御含ミノ上可然御盡力相成度候

追テ御參考ノ爲内務次官ヨリ本官ニ對スル照會ノ回答書寫添付致候

内務次官宛回答書(抜抄)寫

(別紙)

釋放者通知書		受持官		發送官	
大正	年月日	署長名	署長名	署長名	署長名
官署	官署	本籍	本籍	本籍	本籍
官署	官署	住所	住所	住所	住所
官署	官署	職業	職業	職業	職業
官署	官署	氏名	氏名	氏名	氏名
官署	官署	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
官署	官署	刑名	刑名	刑名	刑名
官署	官署	刑期	刑期	刑期	刑期
官署	官署	言渡	言渡	言渡	言渡
官署	官署	言渡官署	言渡官署	言渡官署	言渡官署
官署	官署	言渡年月日	言渡年月日	言渡年月日	言渡年月日
官署	官署	罪名	罪名	罪名	罪名
官署	官署	科	科	科	科
官署	官署	在監中	在監中	在監中	在監中
官署	官署	備考	備考	備考	備考

記載例 一 在監中ノ行狀ハ犯罪事犯及懲罰ノ種類程度、度數其他參考ト爲ルヘキ事項ヲ詳細ニ記入スヘシ

二 釋放者通知ノ件

イ 釋放者中再ヒ罪ヲ犯ス危險性アリテ警察觀察ヲ必要トスル者ニ限リ通知シ其ノ他ノ者ニ付テハ通知セサルコト但シ寫眞ハ目下撮影ノ設備整ハサルヲ以テ交付シ難シ

ロ 一般ニ釋放者ノ觀察方法ニ付テハ從來往々遺憾ノ點有之例ヘハ巡查カ制服ニテ釋放者ノ所在訪問ヲ爲シ又ハ他人ノ前ニ於テ刑餘者タルヲ曝露スルヒトアリ其ノ結果折角改悛正業ニ從事セル者ニシテ自暴自棄ニ陥ラシムル事例アリ仍テ前項以外ノ釋放者ニ付テハ從來ノ警察觀察ノ方針ヲ改メ本人ノ社會同化ヲ害セサル程度ニ放テ間接ニ觀察ヲ爲スハ格別表面ヨリ前科者トシテ特別觀察ヲ爲ササル様篤ト地方長官ニ對シ訓達相成タキコト

第五 刑事要觀人觀察內規の制定

昭和九年六月訓令第三〇號を以て「刑事要觀人觀察內規別冊ノ通相定ム但シ別冊ハ別ニ之ヲ頒フ」と定められた。別冊次の如し

刑事要視察人觀察内規

四 丁號 前各號ノ外州又ハ廳ニ於テ視察ヲ要スト認メタル者

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル十八歳以上ノ者ハ刑事要視察人(以下單ニ要視察人ト稱ス)トシテ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ視察スヘシ
一 甲號 移動的且常習的ニ左ノ罪ヲ犯ス虞アル者
第一種 強盜、竊盜
第二種 詐欺、恐喝
第三種 略取、誘拐

第二條 前條ノ規定ニ依リ視察ヲ要スル者ハ居住地所轄ノ郡守、警察署長又ハ支廳長(以下單ニ警察官署長ト稱ス)ニ於テ之ヲ刑事要視察人名簿(以下單ニ名簿ト稱ス)ニ登錄スヘシ其ノ視察ノ要ナシト認ムルニ至リタルトキハ之ヲ削除スヘシ

二 乙號 常習的ニ左ノ罪ヲ犯ス虞アル者

第三條 要視察人ノ登錄又ハ削除ヲ爲スニハ其ノ者ノ性行、經歷、環境ヲ考慮シ過誤ナキヲ期スヘシ

第一種 通貨又ハ有價證券ノ偽造又ハ變造

第四條 州警務部及廳警務課ニハ甲號及乙號名簿ヲ、郡役所、警察署及支廳(以下單ニ警察官署ト稱ス)並ニ警察官吏派出所及同駐在所ニハ甲號、乙號、丙號及丁號名簿ヲ備付ケ各之ヲ別冊又ハ口座別ト爲シ更ニ現住、入監、所在不明及他管内要視察人ニ區分シ整理スヘシ

第二種 阿片又ハ鴉片類ノ密輸移出入又ハ不正授受

第五條 名簿ハ別記第一號様式ニ依リ之ヲ調製シ別記第二號様式ノ索引ヲ附スヘシ但シ警察官吏派出所及同駐在所ニ備付クヘキ名簿ノ様式ハ知事又ハ廳長ニ於テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第三種 銃砲火藥類ノ密製造、密輸移出入又ハ不正授受

第六條 警察官署長甲號又ハ乙號ノ要視察人ヲ登錄シタルトキハ直ニ其ノ名簿ノ寫ヲ添附シ其ノ旨知事又ハ廳長ニ報告シ且州又ハ廳内關係警察官署長ニ名簿ノ寫ヲ送付スヘシ

三 丙號 常習的ニ左ノ罪ヲ犯ス虞アル者

第十一條 警察官署長甲號又ハ乙號ノ要視察人州又ハ廳内ニ於テ他ノ警察官署ノ管内ニ轉出シ若ハ丙號又ハ丁號ノ要視察人管轄外ニ轉出シタルトキハ轉出先警察官署長ニ照復ノ上名簿ヲ送付スヘシ丙號及丁號ノ要視察人本島外ニ轉出シタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキ亦同シ

第一種 強盜、竊盜

第十二條 警察官署長要視察人ノ編入替ヲ爲ス場合ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ名簿ノ寫ヲ作成シ他管内要視察人トシテ整理スヘシ

第二種 詐欺、恐喝

第十三條 削除シタル名簿ハ欄外餘白ニ削除年月日及事由ヲ朱書シ五年間之ヲ保存スヘシ

第三種 賭博

第十四條 警察官署長ハ要視察人管外ニ旅行シ又ハ所在不明ト爲リタルトキハ直ニ別記第三號様式ニ依リ旅行先又ハ立廻込先ノ所轄警察官署長ニ通報スヘシ但シ用務其ノ他ノ狀況ニ依リ通報ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

ルトキハ直ニ其ノ名簿ノ寫ヲ添附シ其ノ旨知事又ハ廳長ニ報告シ且州又ハ廳内關係警察官署長ニ名簿ノ寫ヲ送付スヘシ

警察官署長前項ノ所在不明者ヲ發見シタルトキハ直ニ手配先警察官署長ニ其ノ旨通報スヘシ
旅行先所轄警察官署長ハ要視察人ノ滞在中ニ於ケル

第七條 知事又ハ廳長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ名簿ノ寫ヲ添附シ之ヲ關係知事又ハ廳長(廳長官又ハ廳長、通知事ヲ含ム以下同シ)ニ通報スヘシ

第十五條 警察官署長要視察人ノ編入替ヲ爲ス場合ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ名簿ノ寫ヲ作成シ他管内要視察人トシテ整理スヘシ

第八條 警察官署長丙號及丁號ノ要視察人ヲ登錄シタルトキハ其ノ名簿ノ寫ヲ關係警察官署長ニ送付スヘシ

第十六條 警察官署長ハ要視察人管外ニ旅行シ又ハ所在不明ト爲リタルトキハ直ニ別記第三號様式ニ依リ旅行先又ハ立廻込先ノ所轄警察官署長ニ通報スヘシ但シ用務其ノ他ノ狀況ニ依リ通報ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 警察官署長甲號又ハ乙號ノ要視察人州又ハ廳ノ管轄外ニ轉出シタルトキハ轉出先警察官署長ニ照復ノ上知事又ハ廳長ニ其ノ旨報告スヘシ

第十七條 警察官署長要視察人ノ編入替ヲ爲ス場合ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ名簿ノ寫ヲ作成シ他管内要視察人トシテ整理スヘシ

第十條 知事又ハ廳長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ名簿ノ寫ヲ轉出先知事又ハ廳長ニ送付スヘシ

第十八條 警察官署長要視察人ノ編入替ヲ爲ス場合ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ名簿ノ寫ヲ作成シ他管内要視察人トシテ整理スヘシ

其ノ寫ヲ管内關係警察官署長ニ送付スヘシ

第十九條 警察官署長要視察人ノ編入替ヲ爲ス場合ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ名簿ノ寫ヲ作成シ他管内要視察人トシテ整理スヘシ

動靜ヲ觀察シ必要アリト認めタル事項ハ居住地警察官署長ニ通報スヘシ

知スヘシ

第十五條 甲號又ハ乙號ノ要觀察人左記各號ノ一ニ該當スルトキハ警察官署長ハ直ニ名簿ヲ整理シタル上別記

第十七條 知事又ハ廳長ハ別記第五號様式ニ依リ前年中ニ於ケル要觀察人ノ動靜ヲ毎年二月十五日迄ニ臺灣總督ニ報告スヘシ

第四號様式ニ依リ知事又ハ廳長ニ報告スヘシ

第十八條 觀察ニ從事スル者ハ要觀察人ノ保護者タルノ自覺ヲ以テ之ニ當リ苟モ先入的偏見ヲ持スルカ如キコトナキヲ要ス

一 名簿ヲ削除シタルトキ

二 所在不明ト爲リ又ハ所在不明者ヲ發見シタルトキ

三 罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第十九條 觀察ハ努メテ隱密ノ間ニ之ヲ行ヒ苟モ名譽ヲ毀損シ又ハ業務若ハ就職ノ支障ト爲ルカ如キコトナキ様留意スヘシ

四 前各號ニ掲タル場合ノ外名簿記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ

シタルトキ

五 其ノ他特ニ必要アリト認めタルトキ

第二十條 刑務所ヨリ釋放セラレタル要觀察人ニ付テハ歸住後六月間ハ觀察上特ニ注意スヘシ

丙號又ハ丁號ノ要觀察人前項各號ニ該當スルトキハ警察官署長ハ別記第四號様式ニ依リ關係警察官署長ニ通報スヘシ

第二十一條 本島外廳、府廳又ハ道ヨリ通報ヲ受ケタル要觀察人ハ本令ニ準シ之ヲ處理スヘシ

第十六條 知事又ハ廳長前條第一項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ名簿ヲ整理シ別記第四號様式ニ依リ關係知事又ハ廳長ニ通報スヘシ

第二十二條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ知事又ハ廳長ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

知事又ハ廳長前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ名簿ヲ整理シ別記第四號様式ニ依リ管内關係警察官署長ニ通報スヘシ

第一號様式 (用紙臺灣型西洋紙)

刑務所要觀察人名簿																		
備用貼紙											姓名			種別				
											氏名	生年月日	種別					
											指紋番號							
昭和 年 月 日 撮影											居住地	出生地	本居地	名簿交付先	犯罪地			
人相											身長	體肥	面色	目	口	鼻	言語	特徴
犯											手	口						

面表

刑務所要觀察人名簿

事項	立見先	状況	生活ノ	家庭及	歴	科						
						前						
						言渡年月日	罪名	刑名	刑期	裁判所名	罪数	

面裏

記載例

- 一 特別欄ニハ甲號、乙號等ノ別、種別欄ニハ第一種、第二種等ノ別ヲ記載スヘシ
- 一人ニシテ二種以上ニ該當スル者ハ從タル種別ハ△印ヲ附シ併記スヘシ
- 二 富貴ハ手札形ノ正面及側面ノ兩像ヲ貼附スヘシ
- 三 名簿送付先欄ニハ要観察人ニ關係アル土地トシテ名簿寫ヲ送付シタル警察官署名ヲ記載スヘシ
- 四 犯罪手口欄ニハ犯行時ニ於ケル常用ノ手段方法、習癖等ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 五 經歷欄ニハ職業、教育等ノ經歷ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 六 立見先欄ニハ親族、知友、親分、乾兒、情婦等本人ノ立見先ノ住所、氏名本人トノ關係等ヲ記載スヘシ
- 七 前科欄ニハ起訴猶豫ヲモ記載スヘシ
- 八 記事欄ニハ所在不明及其ノ發見、就業又ハ定住ノ戒告、強制就業、強制定住等ノ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 九 名簿ノ寫ニハ其ノ左肩部ニ◎印ヲ押捺スヘシ

第二號様式 (用紙美濃和洋紙)

刑事要観察人名簿索引

號	別種	別氏	名	記	事

削除、編入等ニ依リ名簿ヨリ削除シタルトキハ氏名欄ニ斜朱線ヲ施シ記事欄ニ削除又ハ編入替ノ年月日、事由、行先等ヲ朱書スヘシ

第三號様式

昭和 年 月 日

官 署 長

刑事要觀察人(所在不明)報告(通報)

考 備	人相特微備ニハ必要ニ依リ寫眞ヲ貼附スヘシ 二 前科備ニハ犯罪程度ヲ記載スヘシ	住 所	本 籍	年 氏 職 齡 名 業	種 別	出 發 年 月 日	年 歸 來 月 日	旅 行 先	又 行 先	前 科	犯 罪 手 口	指 紋 番 號	通 報 項 目

第四號様式

昭和 年 月 日

官 署 長

刑事要觀察人(報告(通報))

號 別	種 別	氏 名	住 所	所 在 數	異 動 月 日
異 動 事 由					

- 一 名簿削除、檢査、入監、編入替等ヲ括弧内ニ記入スヘシ
- 二 異動事由備ニハ異動事由ヲ成ルヘシ詳細ニ記入スヘシ

第五號様式ノ一

(用 意)

刑事要觀察人異動状況報告表 (昭和 年中)										年 末 調	考 備
區 分	前 年 末 在 監 數	出 入		及 年 末 現 在 在 監 數		在 監 者 在 監 者 計		在 監 者 在 監 者 計	備 考		
		入	出	入	出	入	出				

甲	第一種 第二種 第三種 計	乙	第一種 第二種 第三種 計	丙	第一種 第二種 第三種 計	丁	總計	年未		年中		事故		備考
								男	女	入監	出監 刑其ノ他	所在不明	所在發見	

犯數例

- 一 出入及現在發見ノ凡テ人員數ヲ記載スヘシ
- 二 新入者ノ欄ニハ増入、釋出等ヲモ記載スヘシ

第五號様式ノ二

刑務所監獄人員動向状況報告表 (昭和 年中)

區分	年未現在人員										年中			備考		
	内地人		本島人		朝鮮人		支那人		其他		計	入監	刑其ノ他 出監		所在不明	所在發見
甲 第一種	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲 第二種																
甲 第三種																
甲 計																
乙 第一種																
乙 第二種																
乙 第三種																
乙 計																
丙 第一種																
丙 第二種																
丙 第三種																
丙 計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																
丁 總計																

犯數例

- 一 年中事故ノ各欄ニ其ノ年中ニ發生シタル事故案件數ヲ記載スヘシ
- 二 犯罪種ノ其ノ他ニハ入監キサル犯罪人員數ヲ記載スヘシ

第四頁 監獄統計報告表の原簿記載例

本訓令改正の趣旨に關し警務局長は昭和九年七月三十日警々乙第二三〇七號を以て次の如く通牒を發してゐる。

刑事要視察人視察内規取扱いニ關スル件

昭和九年六月六日訓令第三十號ヲ以テ刑事要視察人視察内規制定相成候處右ハ大正三年九月民警第二二二九號累犯者竝賭博常習者視察ニ關スル件及大正十四年二月總警第一四三號犯罪常習者視察ニ關スル件ノ兩依命通達ニ代リ制定セラレタルモノニ有之候ニ就テハ該通達ニ依リ視察シツツアリシ要視察人ハ總テ新内規ニ依ル刑事要視察人トシテ夫々編入視察相成度尙本内規實施ニ關シテハ左記事項參照相成度右通牒ス

- 一 丁號要視察人ニ編入スヘキ者左ノ如シ
 - 第一種 常習トシテ傷害ノ罪ヲ犯ス虞アル者
 - 第二種 常習トシテ贓物ニ關スル罪ヲ犯ス虞アル者
 - 第三種 常習トシテ前各號以外ノ罪ヲ犯ス虞アル者
- 二 他ノ法令ニ依リ視察ヲ要スヘキ者ハ左ノ區分ニ依リ取扱フヘシ
- (一) 阿片又ハ麻藥類ヲ常習トシテ密輸入若ハ密輸

出シ又ハ營業的ニ之カ密取引ヲシ刑事警察上ニ於テモ特ニ視察ノ要アリト認ムル者ニ限り刑事要視察人ニ編入スヘシ但シ之カ視察ニ關シテハ受持巡查ニ於テハ二重ノ視察ヲ爲スコトナク視察要項ハ阿片視察簿ノミニ記載スヘシ

- (二) 刑事要視察人ニ對シ就業又ハ定住ノ被告ヲ爲シタルトキハ刑事要視察人名簿ヨリ削除スヘシ
- (三) 假出獄、起訴猶豫等ニ因リ一定期間ヲ限り他ノ法令ニ依リ視察ヲ要スル者ハ特ニ刑事要視察人ニ編入視察スルコトヲ要セス
- (四) 既ニ刑事要視察人ニ編入シタル者假出獄起訴猶豫等ニ因リ他ノ法令ニ依リ一定期間中視察セサルヘカラサルニ至リタルトキハ其ノ期間中受持巡查ハ當該法令ニ依リ視察スヘシ但シ刑事要視察人名簿ヨリ削除スヘカラス
- (五) 不良少年(少女)又ハ無賴漢等トシテ視察スヘキ者ハ之ヲ特ニ刑事要視察人ニ編入スルコトヲ要セス又刑事要視察人ニシテ不良少年(少女)又ハ無賴漢等トシテ視察スルヲ適當ト認ムル者ハ

刑事要視察人名簿ヨリ削除シ不良少年(少女)又ハ無賴漢等トシテ視察スヘシ

ハ無賴漢等トシテ視察スヘシ

(六) 甲號及乙號要視察人ハ主トシテ刑事事務員ヲシテ視察セシムヘシ

第六 刑事要視察人視察の島外連絡及被疑者取押へに關する事項

(一) 山口縣警務部長の交渉

本項に關しては明治四十一年十二月十四日山口縣警察部長より本府警視總長より次の如き照會越したるを最初とする。

犯罪嫌疑者取押ニ關スル件

縣下ニ於ケル犯罪嫌疑者ニシテ貴管下ニ轉住シ又ハ長期ノ旅行ヲナシタルトキハ名簿謄本及視察上參考事項ヲ記シ行先地警察官署へ直接通報セシムヘキニ付貴部ニ於テモ同様取扱相成リ候様致度候也

右に關しては同月二十日警察本署長は趣旨了承同意の旨回答同時に本保警司乙第一三六八號を以て次の如く各廳長

に通牒する處があつた。

明治四十一年十二月十四日保第一三二六號ヲ以テ山口縣警察部長ヨリ別紙ノ通交渉有之候處山口縣トハ船舶交通上ニ於テモ最モ關係有之本島ノコトナレハ司法警察上ノ連絡ヲ取り置クハ必要ナリト被存候條今後犯罪嫌疑者及累犯豫防臺帳登載ノ人物ニシテ同縣ニ轉住又ハ長期ノ旅行ヲ爲スモノハ行先地警察官署ニ至急通報相成度此段及通牒候也

(二) 明治四十二年二月内務次官への協議

其後四十二年二月二十二日民政長官は民警第三六六號を以て刑事犯人の視察内臺連絡に關し内務次官に對し次の如き協議を爲す處があつた。

刑事犯人ノ視察ヲ内地各府縣ト連絡ヲ取ルノ件

刑事警察ノ目的ヲ完全ナラシムルニハ本島ト内地各府縣ト連絡ヲ取り刑事犯人ノ移動ヲ相互通報スルノ必要可有之候被存候ニ付本島内ニ於テ犯罪常習者トシテ取調ヘタル者内地ニ歸還スルトキハ歸住地警察部ニ視察簿ノ寫

ヲ送付シ又一定ノ地ニ久シキ旅行ヲ爲スモノアルトキハ
 注意事項ヲ通報可致候ニ付内地各府縣ニテ犯罪常習者ト
 シテ視察ヲ要スヘキモノ本島ニ移住又ハ旅行ヲ爲シタル
 トキハ右同様通報相成様致度此段御協議候也
 之に關しては三月十六日内務次官より内務省臺申第二八
 號を以て次の如き回答を爲す處があつた。

刑事警察上重要視察者ノ移動相互通報方ノ義ニ付客月二
 十二日附民警三六六號御協議ノ趣了承御來意ノ趣旨ハ何
 等ノ異存無之ニ付別紙寫ノ通り府廳長官へ通報方取計
 候條右様御承知相成度此段及回答候也
 追而御來意中警察部トアリシハ廳府縣ト致候間御承知
 相成度此段申添候也

内務省臺申第二八號
 臺灣ニ於テ刑事警察ノ目的ヲ全カラシメンカ爲同島ト
 内地廳府縣ト連絡ヲ取り刑事犯人ノ移動ヲ相互通報スル
 ノ途ヲ開キ度趣ヲ以テ民政長官ヨリ協議ノ次第モ有之候
 條爾今臺灣ニ於テ犯罪常習者トシテ取調ヘタル者内地ニ
 歸還スルトキハ移住地廳府縣ニ視察簿ノ寫ヲ送付シ又一
 定ノ地ニ久シキ旅行ヲ爲スモノアルトキハ注意事項ヲ通
 報可致候ニ付内地廳府縣ニ於テ犯罪常習者トシテ視察ヲ

第モ有之候處右通報ハ取締上可成敏速ヲ要スル儀ト思料
 セラレ候ニ付犯罪常習者トシテ視察ヲ要スルモノ本縣下
 ヨリ貴地へ移住又ハ旅行スル場合ニ於テハ所轄警察官署
 ヨリ直接貴府警察本署ニ通報スヘキ旨訓示致置候條御了
 知相成度此段及通牒候也

(三) 前號通牒を受けた警察本署長に於ては明治四十二年
 四月二日本保司甲第四號を以て次の如く重ねて各廳長に
 通牒する處があつた。

刑事警察上視察人通報ノ件

犯罪常習者トシテ内地廳府縣ヨリ當署ニ通報越シタル
 者ニシテ其居所判明セサルモノハ更ニ島内各廳ニ通報可
 致候ニ付斯ル場合ハ速ニ其所在ヲ捜査シ發見廳ヨリ當署
 ニ通報相成度而シテ發見廳ニ於テハ是等ノ者ヲ累犯豫防
 臺帳ニ登録シ常ニ注意視察ヲ爲シ犯罪防止上ニ努メラレ
 度若シ他廳管内ニ移轉シ或ハ内地ニ歸還シタルトキ一般
 ノ規定ニ依リ速ニ關係廳府縣ニ通報相成度此段及通牒候
 也

追テ内地廳府縣ヨリ通報ニ係ル視察人ハ累犯豫防臺帳

要スル者臺灣ニ移住又ハ旅行ヲ爲ストキハ右同様總督府
 警察本署ニ通報方御取計相成候様致度依命此段及通牒候
 也
 茲に於て總督府に於ては更に其の方法について研究する
 處があり、三月二十一日民警第三六六號の一を以て次の如
 く各廳長に通牒を發した。

刑事警察上重要視察人内地廳府縣ト相互通報ノ件

刑事警察ノ目的ヲ完全ナラシムル爲メ犯罪常習者トシ
 テ視察ヲ要スル者ノ移動ヲ内地廳府縣ト相互通報方内務
 省ト協議ノ結果愈々實行スルコトニ相成候ニ付廳備付ノ
 累犯豫防臺帳ニ登録シアル者ニシテ内地ニ歸還スルトキ
 ハ移住地廳府縣ニ該臺帳寫ヲ送付シ又一定ノ地ニ久シキ
 旅行ヲ爲ス者アル時ハ注意事項ヲ旅行地廳府縣ニ通報相
 成ヘク此段及通牒候也
 同時に内務省に之を通牒せる爲め同省は之を内地各府縣
 に通牒せる爲め、同年三月二十五日鳥取縣知事は次の如き
 通牒を爲し來る處があつた。

刑事犯人ノ移動相互通報方ノ件ニ關スル貴官ヨリ内務
 省へ御協議ノ趣ヲ以テ將來互報方同省ヨリ今般通牒ノ次

ノ各欄ノ記載要項ヲ具備シ居ラサルモノモ可有之ニ付
 是等ハ最モ必要ナル事項ノ外ハ一々記載セサルモ差支
 無之候へ共備考欄ニハ其事由記載相成度
 (基隆臺南鳳山ノ三廳ハ左ノ事項ヲ追加ス)
 尙本文通報ニ接シタルトハ渡臺乘船人名ヲ取調當該人
 名ノ有無ヲ當署ニ通報相成度候也

(四) 其後昭和六年一月二十二日朝鮮總督府に於ては同府
 内訓第一號を以て刑事重要視察人取扱内規定めたることに
 關シ次の如き通牒を爲し來つたので、昭和六年二月二十
 日警務局長は警々乙第四一六號を以て

刑事重要視察人ノ視察ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ朝鮮總督府警務局長ヨリ別紙寫ノ通照
 會有之候ニ付テハ右ニ依リ連絡ヲ期スルコトニ御處理相
 成度
 旨通牒する處があつた。

刑事重要視察人ノ視察ニ關スル件

今回當府刑事重要視察人取扱内規則冊ノ通改正ニ付移動

性要視察人及旅行其ノ他ノ爲メ立廻ルヘキ者ニ對シテハ
當府各道又ハ警察署ト貴管下廳府縣又ハ警察署間ノ連絡
ヲ保テ視察ノ徹底ヲ期シ度ニ付御諒承ノ上貴管下關係方
面へ御示達方可然御取計相成度得貴意

花蓮港廳警務課長 澎湖廳警務課長
同時に島内各州知事廳長に對しては次の如く通牒する處
があつた。

(五) 手配書類の通牒保有に關して

捜査書類ニ關スル件

外地關係捜査の通報に關して、昭和六年二月二十四日警
務局長は警々甲第三三九號を以て次の如く警視總監、各府
縣知事、北海道廳長官、朝鮮總督府警務局長、關東廳警務
局長、樺太廳及南洋廳長官に照會する處があつた。

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通照會致置候條爾今他ヨリ照會
ニ係ル捜査書類ニシテ特ニ重要ト認ムルモノ又ハ特別ノ
事情ニ依リ通報ヲ必要トスルモノニ在リテハ當局へ通報
相成度右通牒ス

捜査書類ニ關スル件

手配書類の保管に關する臺北州との交渉 叙上の経緯も

刑事警察並行政警察上ノ捜査手配ハ常ニ迅速ニ處理ヲ
要スルヲ以テ爾今本島へ之等ノ手配ヲ爲ス場合ニ於テハ
直接左記へ御手配相成様此段申進候

記

- 臺北州警務部長 新竹州警務部長
- 臺中州警務部長 臺南州警務部長
- 高雄州警務部長 臺東廳警務課長

あつて從來内地各府縣に於て全國に手配する書類は警務局
にも一部送付し來りつゝあり全島に手配の要なきものは其
儘警務局に於て保管しつゝあつたが之を寧ろ臺北州に保管
せしむるを便宜とするとの理由を以て警務局長は昭和七年
十月十九日警々乙第二九四〇號を以て次の如き照會を臺北
州知事に發する處があつた。

刑事要視察人、精神病者、家出人等ノ手配書類中本島ニ

ス

(六) 犯罪嫌疑者の取押方に關する訓令

全ク關係ナキ者ニシテ全島ニ手配ノ必要ヲ認メサルモノ
ハ從來當局限り處理シ來リタルカ外部ニ交渉ヲ有セサル
當局ニ手配書類ヲ保管スルカ如キハ全ク無意義ノコトニ
有之全島ニ手配ハ要セストモ内地ト最モ交渉多キ貴州ニ
該書類ヲ保管スルコトトセハ相當ノ效果アルモノト思料
候ニ就テハ自今右ノ如キ書類ハ貴州ニ移牒スルコトニ致
度候條貴州ニ於テ可然御處理相成様致度右照會ス
右に關して臺北州知事の回答は次の如きものであつたが
後警務局員に於て電話交渉の結果凡て臺北州に於て保管の
事に決定したものである。

右の外刑事事件嫌疑者の取押方に關しては大正四年一月
十八日覆審法院檢察官長より次の如き訓令が發せられてゐ
た。此の取扱の趣旨に關しては其後發せられた刑事訴訟關
係訓達を参照する必要があるのは勿論である。

手配書類處理ニ關スル件

手配書類處理方ニ關スル件

十月十九日付警々乙第二九四〇號ヲ以テ御照會ニ係ル
首題ノ件ニ關スル書類中直接受理スルモノト貴官ヨリノ
通牒ニ依ルモノト手配區々ニ涉リ居ル關係モアリ殊ニ受
刑釋放者、刑事要視察人ノ手配ハ警視廳ノモノ、ミニ屬
シ居ルヲ以テ將來全島的手配ノ必要ナキ書類ノ移牒ニ關
シテハ貴州ニ於テモ参考トシテ處理致度候條一應右回答

當府管内ニ於ケル犯罪事件ノ嫌疑者ニシテ門司港ニ上
陸又ハ寄港スル者ニ對スル捜査ニ關シテハ當府警察官ヨ
リ直接電報ヲ以テ門司水上警察署へ本人取押方囑託スル
モノ近年續出セル處同水上署ニ於テハ令狀ナキヲ以テ本
人ヲ扱押フルコト能ハサルモ右囑託ハ捜査上止ムヲ得サ
ル事情ニ出タルモノナラント想察シ本人ノ承諾アルモノ
ニ限り同地ノ旅館等ニ宿泊セシメ其ノ他便宜的應急ノ處
置ヲ爲シ同時ニ囑託廳ニ對シ直ニ相當官廳へ電報ヲ以テ
令狀發布囑託方打電シ居レルモ右令狀發布アル迄ニハ通
例五日乃至七日間ヲ要シ此間ニ於ケル本人ノ取扱ニ付同
水上署ハ勿論本人ニ於テモ亦種々困難ナル事情アリ且近
年同水上署ノ取扱ニ係ルモノハ大正元年十六人同二年二

十三人同三年十一月迄十二人ニシテ此犯人中窃盜又ハ横領事件ニシテ贓額僅少ナルモノ多數ヲ占ム依テ將來右搜查取押ノ囑託ハ實際止ムヲ得サル特別ノ事由アル場合ニシテ且直ニ令狀發布ノ囑託ヲ爲シ得ヘキ事件ニ限定シ而シテ當府警察官ヨリ直接同水上署ヘ囑託セス法院檢察官ヨリ同署ヘ電報シ判官ヨリ福岡地方裁判所小倉支部豫審判事ヘ令狀發布ノ囑託アル様取計アリ度旨ノ福岡地方裁判所檢察正ノ照會モアリ旁々右ハ尤モノ次第ニシテ警察官ヨリ内地警察ニ取押方囑託スルトモ令狀無キ以上ハ如何共スル能ハサル義ナルニ依リ將來ハ門司港ニ止アラス其ノ他ノ内地諸港ニ上陸又ハ寄港スル犯罪嫌疑者ノ搜查取押方ニ付テモ一般ニ左記ノ通取計方心得ヘシ

一 搜查取押ノ囑託ハ實際止ムヲ得サル特別事由ノ存スル場合ニシテ且直ニ令狀發布方囑託シ得ヘキ事件ニ限ルコト

二 司法警察官ハ直接其ノ港地所轄警察署ニ取押方囑託スルコトナク速ニ其ノ事件ニ付管轄法院檢察官ノ指揮ヲ受クヘシ

三 檢察官ハ前項事件ニ付速ニ調査シ起訴スヘキモノナ

ルトキハ直ニ起訴シ判官ニ對シテ其ノ港地管轄地方裁判所豫審判事又ハ區裁判所判事ニ令狀發付ノ囑託ヲ請求スルト共ニ其ノ港地所轄警察署ニ其ノ旨電報スヘシ

右訓令ス

第七 内地に於ける移動警察に就て

内地に於ては大正十年頃より鐵道を利用する犯罪が續出し而も當時鐵道係員の警察權行使に就て定められたものがなく諸事不便を感じたので大正十年末より小橋内務次官及石丸鐵道次官の間に停車場及列車内に於ける犯罪豫防並に檢舉方に關する應急策及出版物の取締方に關し協議が進められ、大體の成案を得たので、内務省は之を各府縣に通牒する處があつたが、同時に警務局長にも次の如く通牒し來る處があつた。間もなく大正十年一月より新刑事訴訟法が實施せられ、鐵道係員の警察官執行に就ても規定する處があつたが、本島に於ては會て鐵道當局と類似事項の協議を爲したことはない。

移動警察ニ關スル件通則

鐵道列車内及停車場ニ於ケル犯罪其ノ他ノ事項警戒取締上ノ必要ニ基キ今回鐵道省ト協定ノ上鐵道警察ニ關シ別紙ノ通實施方各地方長官ヘ通牒取計置候間御參考迄ニ關係書類取纏メ差進候也

主要鐵道省線上ニ於ケル鐵道關係警察事項
取扱ニ關スル件依命通則

(以下本件關係事項ハ移動警察ナル用語ヲ使用ス)

停車場及列車内ニ於ケル犯罪ノ警戒並ニ其ノ檢舉ハ旅客ノ身體ノ保護財産ノ保障上極メテ大切ノ事ニ有之候殊ニ近時鐵道利用ノ顯著ナル發達ニ連レ犯罪ノ遂行ヲ常習トスルノ徒又ハ奸猾ノ輩巧ニ此ノ種運輸機關ヲ利用シテ或ハ犯罪ヲ遂行シ或ハ罪證ノ湮滅ヲ計リ或ハ各地ニ出沒シテ犯行ヲ逞フシ或ハ犯罪後直ニ其ノ地ヲ去リテ踪跡ヲ晦マシ警察活動ノ發展ヲ觀望シツ、後圖ヲ策スル等ノ事實頻出セルノミナラス最近ニ至リテハ各理過激思想ヲ抱持スル者亦列車内等ヲ利用シテ宣傳ヲ行ハントスルノ傾

向アリ寔ニ公安保持上放任スヘカラサル狀況ナルヲ以テ之レカ對策ヲ攻究シ實行スルノ必要相生シ候若シ經費ノ之ヲ許スアラハ全國ニ亘リ隨時隨所ニ其ノ權限ノ行使ヲナシ得ル内務省直屬警察官ヲ設ケ之ヲ全國ノ要衝ニ配置シ一面地方警察官トノ連絡協調ヲ遂ケ他面各地分駐内務省警察官相呼應シテ敏捷ニ確實ニ此ノ種警察事項ノ警戒處理ヲナサシムルニ於テハ其ノ成績見ルヘキモノアルヘシト思料致サレ候モ如斯ハ諸種ノ關係上直ニ實現スルト能ハサル次第ニ候間不取敢應急策トシテ鐵道省線中主要ナル幹線ヲ選ヒ沿線上ノ府縣中重要ナル鐵道交叉、分岐點ヲ有シ又ハ警察事項ノ頻出シ若クハ不逞輩ノ逸出ヲ阻止ススキ對外交通上ノ重要地點ヲ管轄スル左記十九府縣ヲ移動警察關係府縣トシ各若干名ノ鐵道關係警察事項取扱者ヲ置キ相互ニ密接ナル連絡ヲ採リ或ハ特定ノ列車ヲ目標トシテ順次繼承シテ視察取締ヲ行ヒ或ハ固有ノ管轄地域ヲ超ヘテ便宜ノ地點迄ノ視察取締ヲナラシムルニ於テハ在來ノ府縣ヲ異ニスル度毎ニ生スル受權上ノ不便ヲ除去シ警戒上ノ連絡活動ヲ一層確實容易ナラシムル事ヲ得ヘク其ノ結果列車等利用ノ惡漢ニ對シテハ

甚大ノ脅威ヲ感セシムヘク旅客ニ對シテハ一段ノ安全ヲ加フル事ト可相成思料致サレ候ニ付キ過般來數次鐵道當局トモ連絡上ノ協議ヲ重ネ左記ノ協定ヲナシタル次第ニ候間叙上ノ趣旨ヲ充分ニ御諒承ノ上地方鐵道當局竝ニ移動警察關係府縣間ニ介在スル縣當局ニ對シテモ隔意ナキ熟議ヲ遂ケ本件ノ目的達成ニ努力セラルル様御配慮相煩度候

第一 移動警察關係府縣

警視廳、北海道廳、青森縣、宮城縣、福島縣、新潟縣、長野縣、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣、福井縣、京都府、大阪府、兵庫縣、廣島縣、山口縣、福岡縣、熊本縣、長崎縣

第二 内務、鐵道兩省間ノ協定竝ニ客年十二月二十三日

關係府縣、警察部長等會同ノ結果ニ基ク決定事項

- 一 内務省及鐵道省ニ於テ鐵道ニ關スル警察事項取扱上ノ連絡ヲ圓滑ナラシムル爲メ主任者ヲ置クコト
- 内務省ニ在リテハ警保局警務課長(出版物ノ關係ニ付テハ圖書課長)鐵道省ニ在リテハ運輸局旅客課長ヲ以テ主任者トス

- 二 移動警察關係府縣ニ於テハ鐵道關係警察事項、處理ノ爲メ取扱主任者、副主任者及執行擔任者ヲ定メ其所屬官職氏名ヲ内務省警保局長ニ通報スルコト
- 取扱主任者ハ鐵道局運輸事務省ニ於ケル主任者トシテハ關係部長又ハ(主事)副主任者ハ課長以上トスルコト
- 鐵道省ハ地方ニ於ケル警察事項取扱ノ爲メ鐵道局運輸課長旅客掛長及關係府縣ノ地域ヲ管轄區トスル運輸事務所長ヲ以テ主任者ト定メタルニ付府縣ハ該取扱主任者及副主任者ノ官職氏名ヲ鐵道省地方主任者ニ通報スルト共ニ本件實施上ノ協議ヲ遂ケ密接ナル連絡ヲ保ツコト
- 鐵道局竝ニ運輸事務所ノ所在地ニ在リテハ其兩省ノ主任者、單ニ運輸事務所ノミ存在スル府縣ニ在リテハ運輸事務所主任者又運輸事務所ノ存在セサル府縣ニ在リテハ直近鐵道局又ハ運輸事務所主任者ト連絡ヲ執ルコト
- 四 擔任者ハ主任者及副主任者ノ指揮ヲ受ケ時々鐵道

構内ニ入り又ハ列車ニ乗込ミ職務上ノ活動ヲナシ

其結果ヲ左記様式ニ依リ上司ニ報告スルコト

イ 活動 年 月 日 時

ロ 活動區間

ハ 列車番號(番號不明ノ際ニハ發車時並發車時

間記入ノコト)

ニ 乗込等級

ホ 觀察並取扱事項

ヘ 其ノ他參考事項

五 副主任者モ亦時々鐵道構内又ハ列車ニ入り職務上

ノ觀察ヲ遂ケ四ノ様式ニ從ヒ上司ニ報告スルコト

六 警務部長(警視廳ニ在リテハ關係部長又ハ主任以

下做之)ハ部下ノ活動ニ關シ參考トナルヘキ事項

ヲ其地管轄鐵道側主任者ニ通報スルコト

七 警察部長ハ副主任者竝ニ擔任者ノ報告ニ基キ急ヲ

要スルモノハ其ノ都度其他ハ一ヶ月分宛取纏メ廳

府縣長官ヨリ内務省警保局長ニ通報スルコト

八 内務省主任者ハ列車内ニ發生セル警察事項ニ付左

記様式ニ依リ急ヲ要スルモノハ其都度其他ハ一ヶ月

月分宛取纏メ關係府縣主任者ニ通報スルコト

- 一 發生日時
 - 二 發生場所
 - 三 列車番號 發生車輛並等級
 - 四 被害者住所氏名(住所氏名不詳ノ際ニハ外見職業年齢服裝其他ノ特徴ヲ記ス)
 - 五 被害事實大要
 - 六 心當リノ者ノ有無(有ル時ハ其人相特徴)
 - 七 其他ノ參考事項
 - 八 取扱鐵道係員所屬氏名
- 備考 以上ハ犯罪被害報告様式ナルモ犯罪以外ノ事項ニ付テハ之ニ準シ作成ス
- 十 步驟及列車内ニ於ケル警察事項發生ノ際ニ於ケル措置ニ付テハ廳府縣主任者ハ其地所轄鐵道側主任者ト熟議ヲ遂ケ其結果ヲ副主任者及擔任者ニ徹底セシメ事故發生ノ場合ニ於テ取扱上遺算ナキヲ期スヘキコト
 - 十一 副主任者、擔任者ハ乘車又降車ノ際ハ鐵道係員ニ其ノ旨ヲ告ケテ連絡ヲ取ルコト

十二 列車内乗込ハ其乗車等級相應ノ私服ヲ着用シ警察官ノ體面ヲ恥シメサル様ニ掛クルト共ニ身分證明ノ偽メ警察手帳(警部以上トモ齊一ニスルコト)ヲ携帯シ鐵道係員ノ求メアル時ハ乗車券ト共ニ提示スルコト

十三 移動警察關係府縣ハ相互ニ隣接府縣ト常態的活動區間ノ協定ヲ遂ケ密接ナル連絡ヲ取り共同一致ノ活動ヲナスコト

十四 右協定ハ内務省警保局長ニ通報スルコト

於テ列車内警察事項發生取扱ノ際ニハ其地警察官ト連絡ヲ採リ必要且適切ノ處置ヲナスコト

十五 前項ノ目的ヲ達スル爲メ移動警察關係府縣ハ其ノ關係外ナル隣接縣當局ト十分ナル諒解ヲ遂ケ意思ノ疎通ヲ圖ルコト

十六 列車利用常習犯罪人出獄ノ際ニハ其ノ氏名、年齢、特徴、常用犯罪手段、寫真(又ハ人相書)等ヲ廳府縣並鐵道省ニ通報交付スルノ豫定ヲ以テ一般的ニ該資料ノ供與方ヲ司法省ニ交渉スヘキモ其實

現ヲ見ル迄便宜ノ處置トシテ廳府縣ハ貴轄地域所
在ノ監獄ト協議シ上記ノ材料ヲ得内務省並關係廳
府縣ニ報告通報スルコト

十七 内務省ハ前記報告ヲ取纏メ鐵道省ニ通報シ鐵道職員ニ對シ豫防上ノ注意ヲ喚起スルコト

十八 停車場ニ竝ニ列車内ニ於ケル置引、拘模、被害ノ届出ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ニ内務省警保局長ノ依命通牒(正十年十二月九日發警第九七號)ニ基ク赤色用紙ヲ用ヒ被害事實發生日時、被害者又ハ被害地域、被害事實發生列車番號、乗車等級、被害者住所氏名、被害金品概要、被害模様大要、容疑者ノ人相、年齢、服裝其他參考事項、届出受理警察官署ヲ記入シ報告スルコト

十九 停車場及列車内ニ於ケル置引、拘模犯人檢舉ノ際ニハ上記依命通牒所定ノ白色用紙ヲ使用シ其ノ所定欄ニ夫々記入ノ上撮影年月日付キ寫真添付報告スルコト

二十 列車關係警察事項トシテ取扱ヲ要スル主要ナルモノハ

(1) 鐵道利用犯罪ノ豫防並ニ犯人逮捕

(2) 各種過激思想抱持者其他要注意人ノ觀察取締ニ存スルモ觀察取締ニ付テハ常ニ慎重ナル注意ヲ要シ一般旅客ニ不快ノ感ヲ惹起セシムルカ如キコトナキ様十分ノ注意ヲ要シ殊ニ(3)ニ掲クルモノニ付テハ其觀察取締ハ外部ニ表示セラルヘキ限リニ非ラサルヲ以テ外部ニ對シテハ本計畫ノ實行ハ常ニ列車内ニ於ケル犯罪ノ豫防旅客ノ保護即其身體財產ニ對スル安全ヲ保障スルノ措施ナルコトヲ標榜シ乗客ヲシテ無用ノ疑懼ヲ懷カシメサル様慎重周到ノ注意ヲ要スルコト

第五節 囚人刑事被告人押送に關する事項

第一 囚人刑事被告人押送に關する規程

臺灣に於テ囚人刑事被告人等の押送規則が始めて發布せられたのは明治三十四年二月府令第五號臺灣囚人及刑事被告人押送規則がそれである。この規程發布の理由として述

べられた處では蓋し囚人及刑事被告人の押送手續に付ては裁判所及臺灣總督府法院共助法に關する本年勅令第七十七號に依り本島人及内地間の押送は各押送地の規定に依ることと規定せられたり然るに本島人に於ては未だ押送に關する別段の規定なきを以て之が制定の必要ある所以なりとあつた。條文次の如し

臺灣囚人及刑事被告人押送規則

第一條 囚人又ハ刑事被告人ノ押送ハ沿道警察官署ノ選擇ニ付スルモノトス但發送官署又ハ送官署ノ都合ニ依リ直送ヲ爲スハ妨ケナシ

第二條 汽車又ハ汽船ノ便アル地方間ノ押送ハ其汽車又ハ汽船ニ依リ難キ特別ノ事由アル場合ヲ除ク外總テ直送スヘキモノトス

第三條 監獄本支監間ノ押送ハ司獄官吏ヲシテ直送セシムヘシ但十里以上ニシテ汽車汽船ノ便ナキ地方ニアリテハ第一條ニ依ルコトヲ得

第四條 直送ヲ爲ス場合ニ於テ途中特ニ危險ノ虞アリト認めタルトキハ沿道警察官署又ハ憲兵屯所ニ助力ヲ求

ムルコトヲ得

第五條 押送ノ場合ニ於テハ發送官署ハ其發送前豫メ最後ニ送付ヲ受クヘキ官署ニ押送人員及發送日時ヲ通知スヘシ

運傳押送ニ係ル場合ニ於テハ發送官署及各押送官署ハ豫メ前項ノ事項ヲ次ニ送付ヲ受クヘキ官署ニ通知スルヲ要ス

第六條 押送ノ場合ニ於テハ發送官署ハ別記雛形ノ様式ニ從ヒ押送狀ヲ作り被押送者ノ身上ニ關スル書類其他必要ノ書類ヲ添ヘ被押送者ト共ニ押送官吏ニ交付スヘシ

第七條 押送官署ニ於テハ別記雛形ノ押送帳簿ヲ備ヘ押送ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

第八條 被押送者ノ所持スル貨幣物品ニシテ本人ト同時ニ送致スルモノハ別記雛形ノ様式ニ從ヒ送致金品目錄ヲ調製シ左ノ例ニ依リ取扱フヘシ

一 物品ハ押送官吏ニ託シテ之ヲ送致ス但危險ノ虞アル物品若ハ押送官吏ノ携帯ニ堪ヘサル物品ハ此限ニアラス

第十四條 被押送者ハ汽車又ハ汽船中ニ在ル場合ノ外警察官署ニ宿泊セシムヘシ

囚人及拘留狀ニ依リ拘留スヘキ刑事被告人ハ監獄所在地ニ於テハ監獄ニ宿泊セシムルコトヲ得

前二項ノ場合ニ宿泊セシメ難キ事由アルトキハ其他ノ警察官吏又ハ街庄社長ニ協議シ宿所ヲ定ムルコトヲ得

第十五條 被押送者ヲ警察官署ニ宿泊セシムルトキハ其費用ハ留置人ノ例ニ依リ其他ニ宿泊セシメ又ハ飲食セシムル場合ニ於テハ凡テ實費額ニ依ル但臥具點燈料其他宿泊ノ費用ハ一泊金十五錢食費ハ一回金十錢ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條 被押送者ノ貨幣物品ハ押送途中之ヲ下付スルコトヲ得ス

但刑事被告人豫メ自費ヲ以テ押送途中必要ナル物品又ハ飲食物ノ購求ヲ請フトキハ警察官署ハ必要ノ有無其他ノ關係ヲ取札シテ之ヲ許否スヘシ

拘留狀ニ依リ拘留スヘキ刑事被告人ニ對シ前項ノ購求ヲ必要ト認ムルトキハ發送官署ハ豫メ領金支出方ニ付當該判官ノ允許ヲ受ケ其旨ヲ押送狀ニ記入スヘシ

二 貨幣ハ保管金寄託替ノ手續ニ依リ之ヲ送致ス但五圓未満ノ金額若ハ押送期間一日以上ニ亙ラサル場合ハ之ヲ押送官吏ニ託スルコトヲ得

第九條 送致中ニ係ル貨幣物品ハ前條ニ依リ押送官吏ニ託スル場合ニ於テハ押送ヲ爲ス各官署ノ保管ニ屬シ押送官吏ニ託セサル場合ニ於テハ發送官署ノ保管ニ屬ス

第十條 押送ハ日出前日没後ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス但第二條ノ場合ハ此限ニアラス

第十一條 疾病者及妊娠者若ハ分娩後一箇月ヲ經過セサル者ハ押送前醫師ヲシテ診察セシメ其押送ニ堪ヘスト認メラレタル者ハ押送ヲ爲スコトヲ得ス此場合ニ於テハ押送ヲ求メタル官署ニ其旨ヲ通知スヘシ

第十二條 押送中逃走者アルトキハ押送官吏ハ直ニ之ヲ附近ノ各警察官署憲兵屯所及押送官署ニ通報シ押送官署ハ仍發送官署及最後ニ送付ヲ受クヘキ官署ニ之ヲ通知シ第六條記載ノ書類ヲ發送官署ニ返付スヘシ

第十三條 押送官吏ノ旅費其他押送ニ要スル費用ハ押送ヲ爲ス各官署ノ支辨トス但第四條ニ依リ助力ニ應シタル官吏ノ費用ハ其官署ノ支辨トス

第十七條 前條ニ依リ購求シタル物品又ハ飲食物ノ代價ハ其保管ノ金銭ヲ以テ之ヲ支辨シ本人ノ證認者ヲ徴スヘシ

第十八條 押送中被押送者發病シタルトキハ速ニ相當ノ手當ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ押送官吏ハ警察官吏又ハ街庄社長ノ助力ヲ求ムルコトヲ得但己ムヲ得サル事由アルトキハ被押送者ヲ最寄警察官署ニ交付スルコトヲ得此場合ニ於テハ交付ヲ受タル官署ニ於テ更ニ押送ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條 押送中被押送者死亡シタルトキハ最寄警察官署ニ交付スヘシ

汽車汽船中ニアリテ死亡シタルトキハ最初ノ著船地又ハ停車地ノ警察官署ニ交付スヘシ但己ムヲ得サル場合ニ於テハ其他ノ著船地又ハ停車地ノ警察官署ニ交付スルコトヲ得

第二十條 被押送者ノ遺骸ノ交付ヲ受ケタル警察官署ハ醫師ノ死亡證書ヲ徴シ死亡ノ年月日時、場所、病名、及死因ヲ本籍辨務署長(内地人ハ市町村長外國人ハ領

第四章 司法警察に關する通則並通則

事) 發送官署及最後ニ送附ヲ受クヘキ官署ニ通知シ仍第六條第八條記載ノ書類及其金品ヲ發送官署ニ返付スヘシ

第二十一條 被押送者ノ遺骸ハ引取人アルトキハ直ニ之ヲ下付スヘシ但二十四時間内ニ其引取人ナキトキハ假埋葬ノ手續ヲ爲スヘシ假埋葬ノ費用ハ假埋葬ヲ爲シタル官署ノ支辨トス

附 則

第二十二條 此規則ハ軍衙間ニ於ケル囚人及刑事被告人ノ押送ニ適用セス

香 號	組 番 號	押 送 狀
目 録	人 體 格	丈 耳
髪 色	顔 色	原 籍、族 籍
		寄 留 地
		身 分 及 職 業 (職 名 姓 名 ア ル 時 ハ 記 入)
		罪 質、刑 名、刑 期

相 口 鼻	語 訛	氏 名
齒	異 徴	(刑 事 被 告 人 ナ ル ト キ ハ 被 告 事 件) 年 齡
年 月 日	發 送 官 署	本 人 ハ …… (事 由 ヲ 記 ス) ニ 依 リ …… (地 名、官 署 名) ニ 交 付 ス ル カ 爲 メ 押 送 セ シ メ 候 條 可 然 御 取 計 相 成 度 候 也
發 送 日 時	押 送 方 法 及 注 意 事 項	本 欄 ニ ハ 當 該 判 官 ノ 物 品 購 求 ニ 關 スル 允 許 其 他 逃 走 死 亡 等 ア ル ニ 際 シ 其 旨 ヲ 記 載 ス ヘ シ
發 到 ……	被 押 送 者 ノ 身 體 狀 況	押 送 ノ 行 狀
發 到 ……		
發 到 ……		

香 號

組 番 號

送 附 金 品 目 録

貨 幣	物 品	保 管 ス ル 物 品	各 發 送 押 送 官 署 ノ 印
一 金 額	携 帶 品		
一 …… 何々圓 水	一、何々	一、何々	
一 …… 何々ニ 使用	一、何々	一、何々	
計 金 ……	計 何 點	計 何 點	

記 載 例

- 一、數人同時ニ押送ヲ爲ストキハ被押送者ノ員數ト等シキ組番號ヲ付シ其内順次ニ數ヲ付スルモノトス例ヘハ八人ノ被押送者ニ對シテハ八號ノ一、八號ノ二トナスカ如シ押送帳簿ニ於ケル組番號モ亦比例ニ依ル
- 二、發送押送官署名及主任官吏認印ノ欄ニ於テハ監獄長支監長及警察官署長、支廳長之カ認印ヲ押捺スルモノトス

押送帳簿 被押送者一人ニ付半葉トス

備考 本欄ニハ被押送者ニシテ發病、死亡、逃走、其他ノ事故アルニ際シ詳細ニ其旨ヲ明記シ且所持金品ノ處分方等ヲ掲グルモ ノトス	發送及到着日時	到着明治 年 月 日 午前 午後 時 時	發送明治 年 月 日 午前 午後 時 時	送附金品 金額 本欄ニハ金額並ニ會計ニ關スル帳簿ノ頁數又ハ番號ヲ掲記スヘシ 點數 本欄ニハ點數並ニ物品帳簿ノ頁數又ハ番號ヲ掲記スヘシ	押送方法 到着前 到着後	食糧給與ノ度 數及其代價	罪質、利名刑期 氏 年 齡	族 籍	押送狀番號	組 番 號	押送狀作製 ノ 年 月 日	發送官署名	押送シ來リタル 官 署 名	送付官署名	最後ニ送付ヲ受ケ タル官署名	押送シ來リタル首 席官吏氏名及押送 官吏員數	番 號
	發送及到着日時	發送明治 年 月 日 午前 午後 時 時	發送明治 年 月 日 午前 午後 時 時														

右府令の一部改正 右押送規則は其後數次に至つて一部
の改正を見今尙效力を有してゐる。

明治三十四年九月の改正 同月府令第五十五號を以て一
部次の如く改正發布せられた。從來被押送者の所持金は保
管金寄託濟の手續に依るべき規定であつたのが大藏省に於
て爲替納金取扱順序廢止の結果保管金寄託手續が自然消滅に
命じたので押送規則中之が手續改正を要するに至つたので
ある

二 貨幣ハ郵便爲替又ハ銀行爲替ヲ以テ之ヲ送致ス但シ
五圓未満ノ金額若クハ押送期間一日以上ニ亘ラサル場
合ハ之ヲ押送官吏ニ託スルコトヲ得
明治三十四年十一月の改正 同月府令第九十三號を以て
本令中「辨務署長」を「廳長」に改められた。

明治三十五年一月の改正 同月府令第三號を以て「第十
二條中第六條記載の書類ヲ第六條第八條ノ書類及金品ヲ」
に改正公布せられた。蓋し囚人若ハ刑事被告人の押送途中
逃走したる場合に其押送者と共に送致したる貨幣物品の處
置について明文がなかつたので之を追加したものである。

大正十二年十二月の改正 同月府令第八七號を以て次の
如く改正公布せられた。蓋し刑務所官制の公布に伴ふもの

である。

左ノ府令、訓令、内訓中「監獄」ヲ「刑務所」ニ、「他監」
ヲ「他ノ刑務所」ニ、「支監」ヲ「支所」ニ、「監獄長」ヲ「刑
務所長」ニ、「支監長」ヲ「支所長」ニ、「監獄監吏」ヲ「看
守長」ニ、「監獄醫」ヲ「保健技師、保健技手」ニ、「監獄官」
ヲ「刑務官」ニ改ム

本令ハ正正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年九月の改正 同月府令第五十二號を以て一部次
の如く改正公布せられた。改正理由として述べられた處は
受刑者留置者被告人及被疑者押送ノ場合ニ於テ警察官署以
外ニ宿泊セシメ又ハ飲食セシムル場合現行規程ニ依レハ一
泊十五錢一食十錢以内ニ於テセサルヘカラサルモ物價騰貴
ノ結果斯ル少額ニ依ル給與不可能ナルニ付一泊八十錢以内
食費一回五十錢以内ニ改メタリ

内地 一泊五十錢 一回三十錢ニ改ム
朝鮮 一泊八十錢 一回五十錢ニ改ム

又現行規定ニ依レハ刑務所ニ宿泊セシメ得ヘキモノハ囚
人及勾留狀ニ依リ勾留スヘキ刑事被告人ニ限ラレアルモ刑
事訴訟法改正ノ結果勾引狀ニ依ル被告人及被疑者モ押送ノ

際刑務所ニ宿泊セシメ得ルノミナラス被疑者ニ對シ檢察官ハ勾留狀ヲ發シ受刑者ニ對シ司法警察官ハ命ヲ受ケテ逮捕狀ヲ發スル場合アルヲ以テ是等ノ場合ヲ豫想シ被押送者ハ特別ノ場合刑務所ニ宿泊セシメ得ルコトニ改メ同時ニ囚人及刑事被告人ナル名稱ヲ受刑者留置者被告人被疑者ト改メ

軍衙間ノ押送ニ關シテハ別ニ軍衙間囚及刑事被告人押送規則(明治三十六年勅令八四〇五號)アルニ依リ本規則ヲ適用セサル旨ノ規定ノ要ナキヲ以テ削除セリ

臺灣囚人及刑事被告人押送規則ヲ「臺灣押送規則」ニ改

第一條中「囚人又ハ刑事被告人」ヲ「受刑者留置者被告人被疑者」ニ改ム

第十四條第一項中「宿泊セシムヘシ」ノ下ニ「但シ時宜ニ依リ刑務所ニ宿泊セシムルコトヲ得」ヲ加フ

同條第二項ヲ削ル

同條第二項中「前二項」ヲ「前項」ニ改ム

第十五條中「一泊金十五錢」ヲ「一泊八十錢」ニ「一回金十錢」ヲ「一回金五十錢」ニ改ム

第十六條第一項中「刑事被告人」ヲ「被告人又ハ被疑者」ニ改ム

同條第二項中「勾留狀ニ依リ勾留スヘキ刑事被告人」ヲ「判官又ハ檢察官ノ命ニ依ル被押送者」ニ「當該判官」ヲ「當該判官又ハ檢察官」ニ改ム

第十二條ヲ削ル

別紙雜形ノ押送狀中「(刑事被告人ナル)トキハ被告事件」ヲ「(被告人又ハ被疑者ナルトキハ)被告事件」ニ改メ「當該判官」ヲ削ル

送致金品目錄中「刑務所長、同支所長及警察官署長支署長」ヲ「刑務所又ハ警察官署ノ長」ニ改ム

押送簿中「(刑事被告人ナル)トキハ被告事件」ヲ「(被告人又ハ被疑者ナルトキハ)被告事件」ニ改ム

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二 押送實施上の注意に關する通牒

囚人及刑事被告人(被疑者)ノ押送に關しては右規程の外隨時通牒が發せられ實施上の注意が促されてゐる。右に之を掲げる。

押送規則中警察官署の章條 明治三十六年四月本保第四二八號を以て警察本署長より次の如く通牒せられた。

囚人及刑事被告人押送規則中警察官署ノ章條

臺灣囚人及刑事被告人押送規則中疑義ノ件ニ付今回別紙ノ通斗六廳長へ通牒致置候處從來貴廳ニ於テモ便宜ノ方法ヲ執ラレ居候事ト存候得共御參考迄此段及通牒候也

(別 紙)

臺灣囚人及刑事被告人押送規則中沿道警察官署トアルハ警察官吏派出所ヲモ包含スルヤノ件本月二十一日電報照會ニ對シ警察官吏派出所ハ包含セサル旨當時及回電置候處沿道警察官吏派出所勤務ノ警察官吏ヲシテ交代傳遞ノ任ニ當ラシムルコトハ敢テ差支ヘナキノミナラス旅費ノ支辨及執務上ニモ必要且便宜ノ次第ニ有之候條關係アル他適トモ豫メ協議ヲ遂ケ以上ノ便宜方法ヲ執ラルル事ニ致度爲念此段及通牒候也

汽車乗用押送上の注意 明治三十九年十二月十九日覆審法院檢察官長は警察本署長に對し次の如き照會を爲す處があつた。

刑事控訴被告人ヲ各地ヨリ臺北監獄ニ護送スルニ就テ從來其ノ親族故舊等ニ於テ控訴豫納金ノ支出又ハ被告人トノ面接或ハ通信ニ依リ豫メ護送ノ日ヲ知り其時期ヲ見計ヒ被告人ノ乘リ込ム汽車ニ同乗シ護送巡査ノ土語ヲ罷ク解セサルヲ僥倖トシ被告人ノ傍ニ於テ被告事件打消ノ方略ヲ談話シ或ハ同乘人相互ニ假設的ノ辨護談話ヲ被告人ノ領得シ得ヘキ様ニ交談シ因テ以テ被告人ハ控訴審ニ於テ第一審ノ事實ヲ翻シ或ハ新タナル證人ヲ請求シテ事實ヲ打消ス等ノ弊害少カラス候條以來貴官ニ於テ鐵道部ト御交渉ニ上控訴被告人ノ護送ニ付テハ通常人民ノ乗込マサル列車内ニ(假ヘハ緩急車又ハ室アル處ハ)被告人及護送巡査ヲ乗込マシメ候様御取計右弊害ヲ豫防スル手段ヲ講シ控訴被告人ヲ押送スル任ニ當ル新竹、臺中、嘉義及臺南廳ヘ其旨御通達相成度尙又各檢察局ヘ通達ノ都合有之候間本文御交渉ノ結果ハ本官ヘ御通知相成度此段及照合候也

追而新竹臺中嘉義及臺南ヨリ臺北ヘ護送セシ刑事控訴被告人ノ員數ハ左記ノ通り一年間凡八九十人ノ見込ニ有之候

左記

明治三十九年一月ヨリ十二月十七日迄新竹以南ヨリ汽車便ニ依リ押送相成リタル控訴被告人ノ員數

新竹ヨリ	三十二人
臺中ヨリ	二十四人
嘉義ヨリ	七人
臺南ヨリ	十九人
計	八十二人

右に關し警察本署長は鐵道部長に對し刑事被告人及護送巡查を客車以外の場所へ便乗のことに取計方照會せる處鐵道部長よりは翌年一月九日次の如き回答があつた。

客年十二月民警第三四〇號ヲ以テ刑事被告人及護送巡查ヲ列車内通常人民以外ノ場所へ便乗方御照會ノ趣了承右ハ差當リ基隆、新竹ノ兩驛ヨリ臺北着乗車ノ場合ニ限り緩急車ニ便乗セシムル事ニ可取計候條此段及回答候也

追テ乗車ノ際ハ必ス前日便乗地ノ驛長へ申出相成候様致度爲念申添候也

次の回答を以て二月二十一日民政長官より民警第九九號

を以て次の如く各廳長に通達が發せられた。

刑事被告人護送ノ件

刑事被告人ノ護送ニ關シテ明治三十四年三月府令第五號臺灣囚人及刑事被告人押送規則ニ依ルハ當然ノコトナルニ往々規則ニ違背スルモノ有之ノミナラス控訴被告人ニ在テハ親族故舊等ノ臺北へ護送ノ日ヲ待テ被告人ノ乗込ム列車ニ同乗シ護送中種々ノ方法ヲ以テ犯罪事實ヲ打消サントスル弊害有之趣ニ付汽車護送ニ關シ鐵道部へ交渉セシムルコトニ相成其結果ノ如何ニ依テハ鐵道全線ニ亘リ特別取扱ヲ受クルコトニ相成ルヤモ不計候得共之トテ途中警戒ヲ要スヘキコト尠カラサレハ押送規則ヲ遵守セシムルハ勿論尙護送ニ際シテハ左記ノ事項ヲ注意可相成依命此段及通達候也

- 一 本島人清國人ノ刑事被告人ノ護送ハ土語ヲ能ク解スル巡查ヲ撰拔スルコト
- 勤務ノ成績或ハ一般出張ノ順序等ニ依リ不適任者ヲシテ之ニ當ラシメサルコト

二 途中ノ食事ハ豫メ準備シ携帯セシムヘキコト尤モ之カ爲メ護送人ノアルコトヲ外部ニ知ラシメサル様注意スヘキコト

三 護送中ハ必ス手ニ戒具ヲ施スコト

四 出發ノ際主任警部警部補ハ必ス護送ノ注意心得ヲ訓示スヘキコト

五 鐵道部ニ於テ便宜取扱ヲ爲ス驛ヨリ乗車セシムルニハ必ス前日其地ノ驛長へ通知スヘキコト

六 特別取扱ニ係ルモノハ當分ノ内控訴審ニ係ルモノトス

七 緩急車ノ便乗ハ控訴被告ト護送者各一名宛トス

警署人の看守被告人護送の注意 明治四十一年二月四日 民政長官は民警第二八五號を以て次の如く通達する處があつた。

重罪事件ヲ通シテ本島警察官ノ手ニ依テ逮捕セラレタル犯人ハ乍遺憾其ノ半數ニ達セス然ルニ近來留置人又ハ被護送者ノ逃走被告ハ頻々ニ有之此レ看守者護送者ノ懈怠ハ勿論上司ノ監督不行届ニ基因スルコト不尠ト被存候條直接其任ニ當ルモノハ勿論之カ監督者ニ對シ常ニ斯

ル失體ヲ演セサル様嚴訓可相成依命此段及通達候也
押送上の注意 明治四十一年十二月民政長官は民警第三四二四號を以て押送上の注意に關し重ねて左の如く各廳長へ通達する處があつた。

刑事被告人押送方注意ノ件

刑事被告人ノ押送ニ關シテハ先年覆審法院檢察官長ヨリ司法警察官ニ對シ嚴重ナル訓示モ有之候ニ付充分注意セラレ居ルコトト存居候處此頃某廳ニ於テ共犯人ヲ同時ニ押送セシメタル爲メ被告人ハ途中ニ於テ示シ合セ法院ニ於テ司法警察官ノ取調ヲ全部否認シタル事實有之候趣斯クテハ甚ク遺憾ニ候ヘハ廳又ハ支廳ヨリ法院又ハ監獄ニ押送スルニ當リ直送ト傳遞押送トヲ問ハス共犯關係アル者ハ一人ノ巡查ニテ同時ニ押送セシムルコトヲ避ケシメ又押送途中ハ單ニ汽車若クハ船中ノミナラス如何ナル場合ニ於テモ被告人ノ他人ト私語スル等ノコトナキ様嚴重ニ看守シ押送途中ノ失體ノ爲メ事件ヲ不成立ニ終ラシムルカ如キコト無之様充分御注意可相成此段及通達候也
留置看守及押送注意 昭和七年九月十五日警務局長は警

々乙第二六一六號を以て次の如く各州知事廳長へ通牒する處があつた。

留置人看守及被疑者等ノ押送方ニ關スル件

留置人ノ看守及被疑者因人ノ押送方ニ關シテハ從來屢々通牒ノ次第モ有之相當留意セラレツ、アルコト思料候モ昭和三年以降ニ於ケル留置人及押送者ノ逃走及自殺等別表ノ通ニシテ毎年十名ヲ降ラサル狀況ニ有之候殊ニ最近某州ニ於テ留置人カ看守ノ巡查ニ對シ疥癬ノ塗布藥ナリト稱シ領置中ノ留置人所持品中ニアル粉未トシタル藥品ノ交付方ヲ要求シタルニ看守ノ巡查ハ漫然之ヲ交付

シタル處ニテ該留置人ハ之ヲ吞服シ終ニ死亡シタル事件アリ後ニ該粉未藥ヲ調査シタルニ「カルモチン」含有藥ナリシコト判明シタルカ如キ事實モ有之如斯ハ總テ看守巡查ノ不注意ニ基クモノニシテ甚タ遺憾トスル所ニ有之候自今一層部下ヲ督勵シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度右依命通牒ス

追テ從來留置人ノ逃走ニ付テハ通牒ニ基キ其ノ都度報告有之候モ留置人ノ死亡押送中ノ被疑者又ハ囚人ノ逃走其ノ他ノ重要事故ヲ報告セサル向モ有之候處自今之等モ留置人ノ逃走ト同様報告相成度申添候

留置人及被押送者事故調

州	昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年九月十日迄	
	逃走	死亡	逃走	死亡	逃走	死亡	逃走	死亡	逃走	死亡
臺南	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新竹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
臺北	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

州	昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年九月十日迄	
	逃走	死亡	逃走	死亡	逃走	死亡	逃走	死亡	逃走	死亡
臺南	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新竹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
臺北	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

第六節 犯罪人名簿及犯罪の報告並通知に關する事項

第一 犯罪人名簿及犯罪通知規則の制定

本島に於て犯罪人名簿及犯罪通知規則が制定せられたのは明治三十一年三月訓令第五十一號を發布せられたのを最初とする。理由には唯犯罪人名簿及犯罪通知規則制定の必要を認めとありその條文は次の如きものであつた。

犯罪人名簿及犯罪通知取扱規則

第一條 覆審法院及地方法院檢察官ハ第一號書式ノ犯罪人名簿ヲ備ヘ刑ノ言渡ヲ爲シタルトキ直チニ之ニ登録スルモノトス故障上訴再審ノ申立アリタルトキハ備考欄ニ其旨ヲ記載スヘシ

第二條 判決確定セシトキハ其法院檢察官ハ左ノ規定ニ從ヒ第二號書式ニ依リ通知ヲ爲スヘシ

- 一 覆審法院ニ在テハ犯罪人住所ノ地ヲ管轄スル地方法院檢察官ニ通知ヲ爲スヘシ
- 二 地方法院ニ在テハ犯罪人住所カ管轄内ナルトキハ其住所カ管轄スル警察官署若ハ憲兵官衛ニ又犯罪人住所カ管轄外ナルトキハ其住所カ管轄スル地方法

第二號書式 (用紙半張半書)

本字	氏名	假名	年	月	日	生	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	判決年月日	判決法院
氏名	氏名	氏名	年	月	日	生	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	判決年月日	判決法院
氏名	氏名	氏名	年	月	日	生	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	判決年月日	判決法院

右既決犯罪事件及通知候也
但戸籍上ニ係ル記事ニシテ相違ノ虞アルカ又ハ位記勲章年金貴號原給權ヲ有スル者ナルトキハ其旨直チニ通報相成度候也
明治 年 月 日 法院 檢察官

第三號書式 (用紙郵便葉書)

本字	氏名	假名
氏名	氏名	氏名

第四號書式 (用紙郵便葉書)

本字	氏名	假名
氏名	氏名	氏名

又生年月日	年	月	日	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	罪名	刑名	刑期	判決年月日	判決法院
又生年月日	年	月	日	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	罪名	刑名	刑期	判決年月日	判決法院
又生年月日	年	月	日	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	罪名	刑名	刑期	判決年月日	判決法院

右既決犯罪事件及通知候也
但記載ノ各項中戸籍簿ニ照シ相違ノ虞アルカ亦ハ位記勲章年金貴號原給權ヲ有スルモノナル時ハ其旨直チニ御回報相成度候也
明治 年 月 日 地方法院 檢察官

第五號書式 (用紙半紙) 本簿ハ、イロハ分ニ爲シ異年記載ス

又生年月日	年	月	日	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	罪名	刑名	刑期	判決年月日及對缺區別
又生年月日	年	月	日	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	罪名	刑名	刑期	判決年月日及對缺區別
又生年月日	年	月	日	身	分	職業	住	所	出生地	本籍	罪名	刑名	刑期	判決年月日及對缺區別

犯罪人名簿、憲兵屯所(警察署)(警察分署)
考備 眼 鬚 髮 色 顔 身材
齒 耳 口 鼻 眉
長所 特徴 鬚髯 痘痕 音聲

内地人の犯罪通知に關する事項 本規定に依り内地人の犯罪は之を本籍地に通知し來りしところ之に關し若干の紛論が生じたが明治三十五年民政事務成績提要には次の如く述べてゐる。

本島ニ於ケル内地人ノ犯罪ニ付テハ明治三十一年訓令第五十一號犯罪人名簿及犯罪通知取扱規則ニ依リ地方法院檢察官ヨリ本籍地管轄スル地方裁判所檢察局及本籍地ノ市町村長ヘ通知セリ然ルニ本年四月長崎市戶籍吏役場ヨリ臺灣總督府法院ノ判決ハ内地ニ其效力ヲ及ホササルニ付通知ヲ受クルノ要ナシトシ右返戻來リシ趣ヲ以テ覆審法院檢察官長ヨリ伺出アリ元來本島法院ノ判決ハ内地ニ於テ其效力ヲ有セサルハ既ニ解釋ノ一定スル所ナルモ兵隊其他身分ニ關シ強チ通知ノ必要ナシト認メ難キヲ以テ内務省總務局長ニ其ノ要否ヲ照會シタルニ戶籍吏トシテハ取扱ノ途ナキモ市町村長ヘハ通知セラレタシトノ回答ニ接シタルヲ以テ八月覆審法院檢察官長ニ其旨通牒セ

前項犯罪人名簿及犯罪通知規則は明治三十七年十二月に至り訓令第三一號を以て次の如く改定公布せられた。改正の理由に「要は各法院檢察局に於ける犯罪人名簿は從來他廳に於て處斷したるものも通知に依り記入し來りたるを各言渡を爲したる廳の犯罪人を記入するに止め以て總督府に於ける犯罪人名簿調製の報告材料と爲し各廳間の交互通知を廢したり」とあつた。

犯罪人名簿及犯罪通知規則

第一條 檢察局ハ第一號書式ノ犯罪人名簿ヲ備ヘ刑ノ言渡確定シタルトキ直ニ之ヲ登載スヘシ
 開席ノ言渡ハ未確定ノ儘之ヲ登載シ確定シタルトキ其ノ旨ヲ記入スヘシ但シ開席判決ニ對スル故障又ハ故障ヲ爲サスシテ直ニ控訴ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ
 故障ノ判決確定シタルトキハ第一項ニ依リ更ニ之ヲ登載シ確定判決ニ對シ再審又ハ非常上告ノ申立アリタルトキハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入スヘシ
 第二條 刑ノ言渡確定シ左記各號ニ該ル場合ハ檢察局ハ

第二 犯罪人名簿及犯罪通知規則の第一項改定

第二號書式ニ依リ犯罪人住所地ヲ管轄スル廳ニ通知ヲ爲スヘシ
 一 死刑ノ執行ヲ受ケタル者
 二 再犯加重ノ例ヲ用キサルコトヲ規定シタル行政諸規則ニ違反ノ者

第三條 檢察局ハ刑ノ言渡確定シタル犯罪人内地ニ本籍ヲ有スル者ナルトキハ第三號書式ヲ通知ヲ本籍地ノ市區役所又ハ町村役場ニ發送スヘシ

第四條 即決官署ハ第二條第二號ニ該ル刑ノ言渡ヲ爲シ

其ノ言渡確定シタル場合ニ於テ其ノ犯罪人ノ住所カ管轄外ナルトキハ第二號書式ニ依リ其ノ住所地ヲ管轄スル廳ニ通知ヲ爲スヘシ

第五條 廳ハ第四號書式ノ犯罪人名簿ヲ備ヘ第二條第四條ノ通知ヲ受ケタルトキ直ニ之ヲ登載スヘシ

附 則

本令ハ明治三十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治三十一年三月訓令第五十一號ハ之ヲ廢止ス

第一號書式 (用紙美濃紙)

本簿ハイロハ分ニ爲シ累年記載ス

犯罪人名簿							法		院			
受刑者氏名	年齢	身分	職業	住所	出生地	本籍	罪名	刑名刑期	犯數	判決年月日	確定年月日	備考

第二號書式 (用紙半紙半裁)

氏名	年	身	住	出	本	言	確	對	刑	罪	業
											職
名	齡	分	所	生地	籍	渡官廳	定年月日	年月日及對缺區別	名刑期	名	犯數

右既決犯罪事件及通知候也
但シ戸籍上ニ係ル記事ニシテ相違ノ虞アルカ又ハ位記勳章年
金貴號恩給權ヲ有スル者ナルトキハ其ノ旨直ニ通報相成度候
也

明治 年 月 日

法院檢察局又ハ廳

第三號書式 (用紙郵便葉書)

氏名	生	身	住	出	本	罪	刑	犯	判	確	對	又
												年
名	年	分	所	生地	籍	名	名	數	決年月日	定年月日	席	八

右既決犯罪事件及通知候也
但シ記載ノ各項中戸籍簿ニ照シ相違ノ虞アルカ又ハ位記勳章
年金貴號恩給權ヲ有スル者ナルトキハ其ノ旨直ニ御回報相成
度候也

明治 年 月 日

法院檢察局

第四號書式 (用紙半紙)

本簿ハイロハ分ニ爲シ累年記載ス

住	出	本	罪	考	備	氏	名	年	身	職	言	對	刑	罪	所
															地
所	地	籍	名	備	考	名	齡	分	業	渡官廳	缺區別	名刑期	名	名	氏

本簿ニハ轉任死亡其ノ他參考上必要ナル事項ヲ記載ス

犯罪人名簿

廳

(表面ニ同シ)

右規則は其後數次に亘りて一部改正せられた。即ち左の如し

(一) 明治四十一年九月の一部改正 同月訓令百六十四號

第四章 刑事裁判に關する通則

を以て次の如く改正せられた。同月訓令第一六三號の改正に伴ひ禁錮及罰金の刑に處せられたものは自然犯罪人名簿に登載せらるゝこととなりたるも犯人所在地の廳には是等は刑に處せられたるものも仍犯罪人名簿に登録し置く必要ありと云ふを以て理由とした。

臺灣總督 伯爵 佐久間左馬太

第二條ニ左ノ二號ヲ加フ

三 禁錮若ハ舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ禁錮ニ相當スヘキ刑ニ處セラレタル者

四 罰金ノ刑ニ處セラレタル者但シ罰金及管刑處分例ニ依リ罰金ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス本令施行前刑ノ言渡アリタル者ノ通知ハ仍從來ノ例ニ依ル而して同年十二月に至リ民警第三四九五號を以て民政長官より本改正に關し次の如き通牒が發せられてゐる。

犯罪通知規則施行ノ件

即決官署カ刑ノ言渡ヲ爲シ其ノ言渡確定シタル場合ニ